

鹿角地域文化財 保存活用地域計画

令和7(2025)年12月

鹿角市教育委員会・小坂町教育委員会

はじめに

鹿角市と小坂町は、秋田県の北東端に位置し、青森県、岩手県を含んだ北東北三県のほぼ中央に位置します。小坂町の北東部には特別名勝・天然記念物に指定される十和田湖があり、鹿角市の南部にある八幡平とあわせ十和田八幡平国立公園に指定される自然豊かな地域です。

山々に囲まれ、湖、温泉がある恵まれた風土から、世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」に特別史跡大湯環状列石(鹿角市)、ユネスコ無形文化遺産である「大日堂舞楽」、「山・鉢・屋台行事」(花輪祭の屋台行事)、「風流踊」(毛馬内の盆踊)の3件に代表される芸能・信仰・年中行事が生み出されました。

山間部に位置する鹿角市と小坂町でも全国的な傾向に違わず、過疎と少子高齢が進み、これまで地域で守り伝えられてきた文化財の存続が危ぶまれています。この課題に対して、鹿角市と小坂町は、個性ある歴史文化を背景とする文化財を守り、後世に伝え、これらを活かした地域づくりを進めるために「鹿角地域文化財保存活用地域計画」を作成いたしました。

結びに、本地域計画の作成にあたりご意見を賜りました鹿角地域文化財保存活用地域計画策定協議会委員の皆さまや意見の聴取などにご協力をいただいた関係者・関係団体の皆さまに心から厚くお礼申し上げます。

令和7(2025)年12月

鹿角市教育委員会 教育長 阿部 義弘
小坂町教育委員会 教育長 千葉 綾悦

例　　言

- 1、本地域計画において、鹿角市と小坂町を「鹿角地域」という。ただし行政に関することなどはこの限りではない。
- 2、本地域計画は、「鹿角地域文化財保存活用地域計画」の冊子であり、計画編と資料編で構成される。
- 3、本地域計画は、文化財保護法第183条の3に基づく「文化財保存活用地域計画」として作成し、令和⁴(西暦)年¹月¹日に文化庁長官の認定を受けた。
- 4、本地域計画の作成にあたり、鹿角市が事業主体となり、文化庁文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)の交付を受け、令和4(2022)年から令和⁷(2025)年度の³か年で鹿角市と小坂町が共同で実施した。
- 5、本地域計画の作成にあたり、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」(最終変更、令和7(2025)年3月、文化庁)を基本とし、秋田県文化財保存活用大綱を勘案した。
- 6、本事業にあたり、鹿角地域文化財保存活用地域計画策定協議会を設置し、指導・助言を受けるとともに、文化庁の指導・助言を得た。
- 7、本文中において用語の主たるものは統一するよう努めたが、既刊報告書の表現によりこの限りではない。
- 8、掲載した写真的に注記がないものは、鹿角市・鹿角市教育委員会または小坂町・小坂町教育委員会の所蔵である。

目 次

はじめに

例 言

目 次

序 章 計画作成の目的と経緯

1 節 地域計画作成の背景と目的	001
2 節 地域計画の位置づけ	003
3 節 地域計画の期間	010
4 節 地域計画作成の体制と経過	011

第 1 章 鹿角地域の概要

1 節 自然的環境	013
2 節 社会的環境	018
3 節 歴史的背景	034

第 2 章 鹿角地域の文化財の概要と特徴

1 節 文化財の概要	041
2 節 関連する制度	047
3 節 埋蔵文化財	053

第 3 章 鹿角地域の歴史文化の特性

1 節 歴史文化の特性 —青垣山をめぐらせる鹿角の里—	055
-----------------------------------	-----

第 4 章 文化財に関する調査

1 節 文化財に関する調査の概要	059
------------------------	-----

第 5 章 文化財の保存・活用に関する将来像・課題・方針

1 節 将来像と基本方針	065
2 節 文化財の保存・活用に関する課題・方針	066

第 6 章 文化財の保存・活用に関する措置

1 節 文化財の保存・活用に関する措置	073
---------------------------	-----

第 7 章 関連文化財群の設定

1 節 関連文化財群の設定	081
2 節 関連文化財群	081

第 8 章 文化財の防災・防犯の推進

1 節 文化財の防災・防犯推進の背景	103
2 節 鹿角地域における災害の概要	103
3 節 文化財の防災・防犯に関する現状	107
4 節 文化財の防災・防犯の課題・方針・措置	109

第 9 章 文化財の保存・活用の推進体制

1 節 文化財保護におけるそれぞれの役割	111
2 節 文化財の保存・活用の推進	121

序 章

地域計画作成の目的と経緯

1節 地域計画作成の背景と目的

1. 背景

鹿角市と小坂町からなる鹿角地域は、北東北3県のほぼ中央、秋田県の北東部に位置し、十和田湖、八幡平からなる「十和田八幡平国立公園」を有する。有史以前から活動を続ける火山は肥沃な大地をもたらし、金属鉱床資源、温泉を生み出した。鹿角地域は奥羽山脈の山並みに囲まれ、米代川とその支流が流れる、田園風景が広がる自然豊かな地域である。その様子は石川啄木により「青垣山を繞らせる天さかる鹿角の国をしのぶれば」と詠まれた。

こうした自然環境を基に、鹿角地域は古くから人々が暮らし現在まで独自の文化や歴史を形成してきた。縄文時代は円筒土器文化圏に属し、古代に鹿角郡が建郡された。中世は物資交流の拠点、交通上の要衝として重視された。近世は盛岡藩に属し花輪通、毛馬内通^(注1)に分け統治された。この鹿角郡は秋田藩と弘前藩との境の地となり、盛岡藩の要衝となつた。

このような地理的・歴史的環境を背景に、世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産「大湯環状列石」やユネスコ無形文化遺産「大日堂舞楽」など世界遺産やユネスコ無形文化遺産に登録される国指定文化財も所在する。このほかにも秋田県指定文化財19件、鹿角市と小坂町指定文化財67件、国登録有形文化財10件に保護の措置が取られている。

鹿角地域は世界遺産など国指定文化財を中心とした個々の文化財を、国が進める地域活性化や観光振興のために活用してきた。一方で、未指定の文化財も多く、これまでには価値が十分に伝えられず、その多くは適切な保存・活用に至っていない。現在も残される文化財は、地域の歴史と人々の想いが織り重なり、鹿角地域のアイデンティティーを形成する根幹をなしており、文化財を後世に確実に伝えることが重要である。

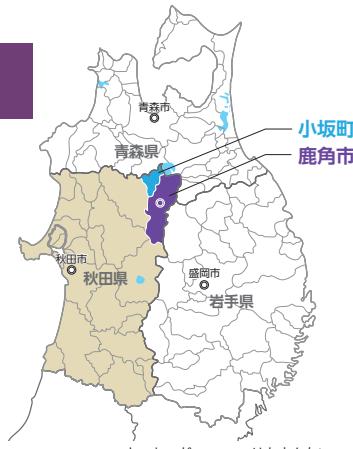
近年は過疎化や人口減少、生活様式の変化など地域社会を取り巻く状況が変化し、文化財の滅失・散逸の危機や地域の伝統的な行事の担い手の減少などにより、これまで受け継がれてきた歴史文化の保存継承が困難な状況である。鹿角市と小坂町も同じ傾向にあり、30年ほど前に実施した調査時に行われていた伝統的な行事が現在では高齢化や過疎化、世代間交流とコミュニティの希薄化によって休止、あるいは休止の危機に陥っている。

こうした状況を打破するべく、鹿角市と小坂町は文化財の保存継承・維持管理への対策がより一層望まれる。厳しい財政状況のなかで、国の様々な補助制度の活用を含めた事業費の確保や、他行政分野及び他分野との対話・連携による効果的な保存・活用の取組みが求められる。

2. 目的

平成30(2018)年に文化財保護法が改正され、同法第183条の3において、市町村における文化財の保存・活用に関するマスタープランとアクションプランを兼ねる「文化財保存活用地域計画」が制度化された。この計画は、将来の目標や中・長期的に取組む具体的な内容が記載され、文化財所有者を含めた住民や関係団体、学術専門機関、行政などが地域総がかりで文化財を守り、活かし、伝える体制の構築を図り、文化財の存続を目的としたものである。さらに指定・未指定に関わらず地域に残る多様な文化財をテーマに沿って一定のまとまりとして捉えた「関連文化財群」の枠組で、多面的な価値や魅力の発信につながることが想定されている。

文化圏を共有する鹿角市と小坂町が課題や方針を一体的に捉えることで、これまで以上に歴史や文化、自然環



注釈1 「通」は盛岡藩が用いた行政区画。鹿角郡を南北に分け、北を毛馬内通（現在の小坂町、鹿角市十和田地区（未広区域除く）、花輪地区柴平区域、下浦ともいう。）、南を花輪通（現在の鹿角市十和田地区未広区域、花輪地区花輪区域、尾去沢地区、八幡平地区、八幡平市田山地区、上浦ともいう。なお田山地区は明治元（1868）年に斗南県に移管した。）としてそれぞれに代官所が置かれた。この2つの通を合せて「鹿角郡」と称した。

境を次世代へ継承することが期待できる。そのため、鹿角市と小坂町は共通の認識で一つの文化財保存活用地域計画を作成する。文化財を後世に継承するためには、まちづくりや地域振興、観光など様々な分野と連携し、行政や文化財所有者を含めた住民、関係団体など多様な主体で、文化財の保存・活用の取組みを進めることが求められる。

以上のことから、鹿角地域における文化財の保存・活用の目標を定め、文化財に対する人々の理解を深め、後世に永く継承し施策・事業を展開することを目的に「鹿角地域文化財保存活用地域計画」(以下、「本地域計画」という。)を作成した。

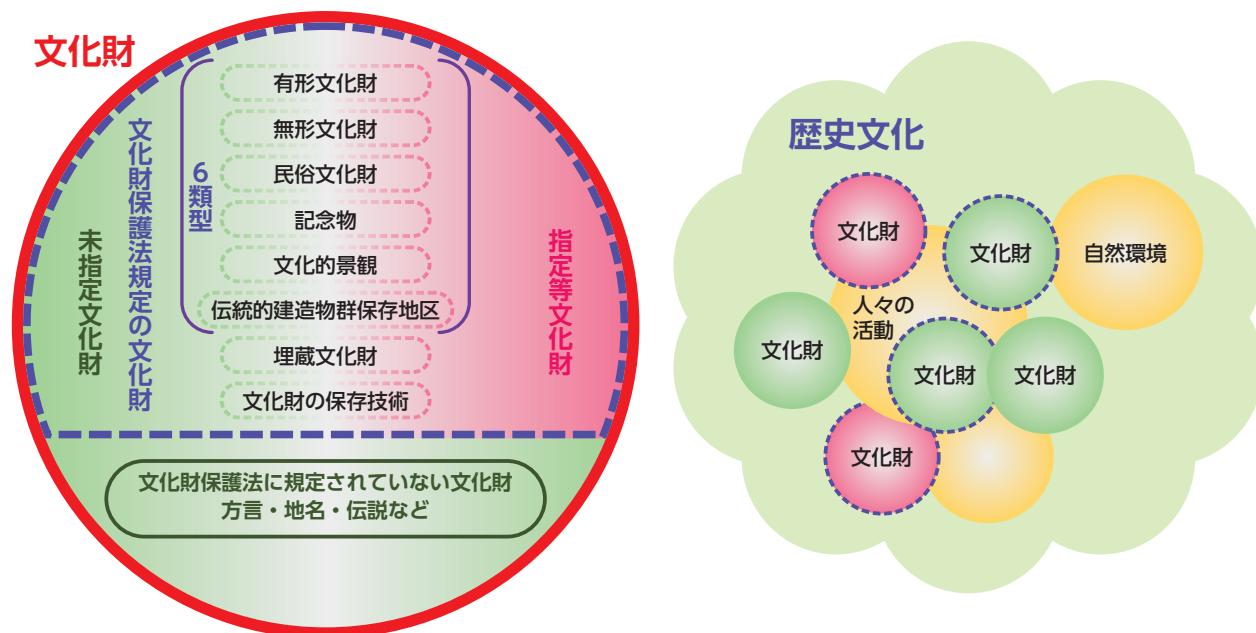
3. 用語の定義

文化財保護法における「文化財」は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6類型を定義する。また同法では、これらのほかに、埋蔵文化財、文化財の保存技術も保護の対象としている。秋田県や鹿角市、小坂町でも条例に基づき指定することで保護の措置を講じる。

本地域計画は、上記の文化財保護法のほか、秋田県文化財保護条例、鹿角市文化財保護条例、小坂町文化財保護条例に基づき、指定、選定、登録を受けているものを「指定等文化財」とし、それ以外を「未指定文化財」とする。「未指定文化財」には6類型などに含まれないが、鹿角地域の歴史文化を語るうえで必要なもの、地域の人々の暮らしに密接に結びついているものなど、地域の人々がこれまで受け継いできた地域にとって重要で次世代に継承すべき、方言・地名・伝説などの文化的所産を含める。本地域計画は、これらすべてを「文化財」という。

また、鹿角地域において、先人によって現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動の成果、それらが存在する地域の歴史的・文化的・自然的資産、そしてそれらの相互の関係性や周辺環境との関係性、無形と有形のものとの相乗作用により生み出される環境とその総体を「歴史文化」とする。

●本地域計画の文化財の概念



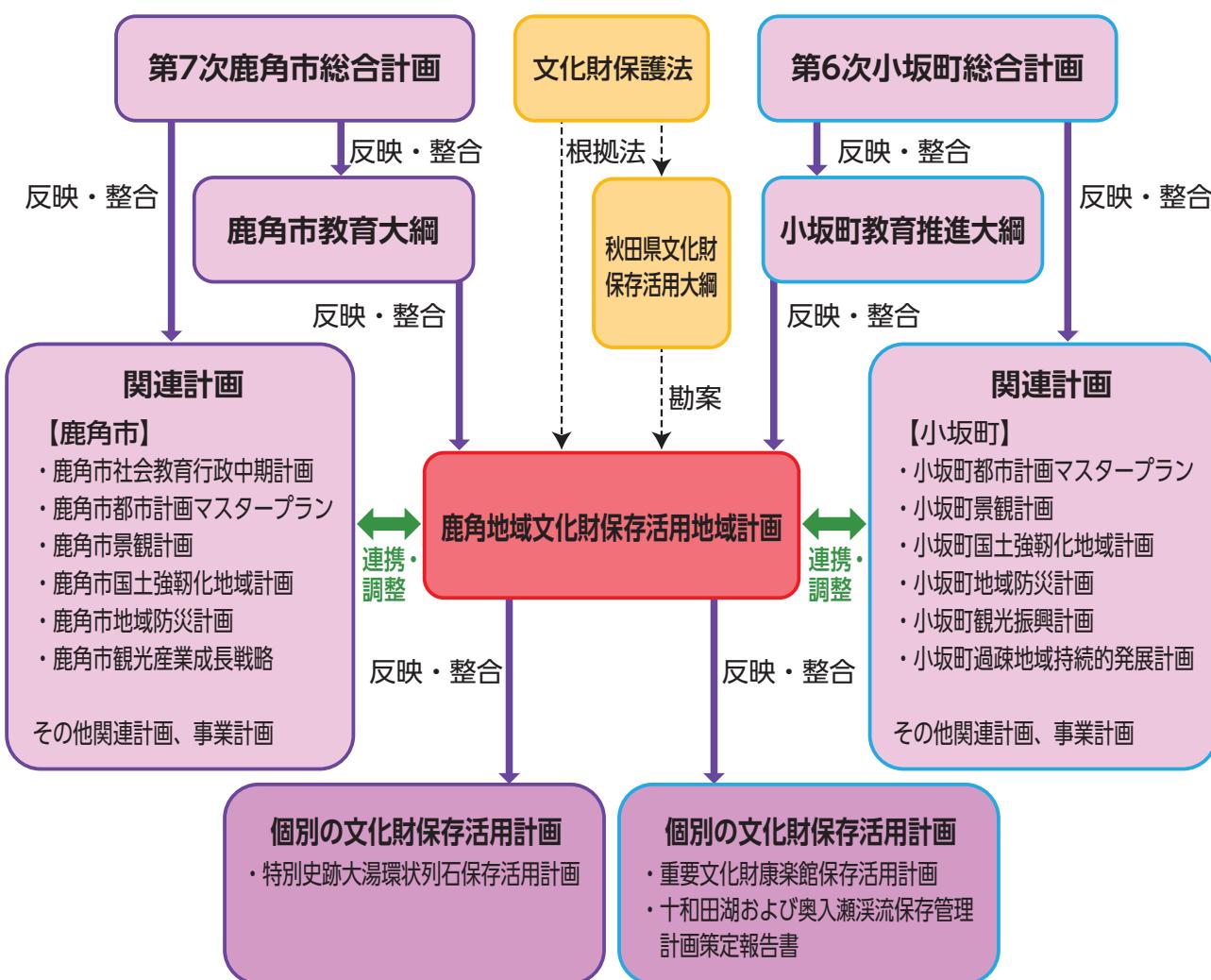
2節 地域計画の位置づけ

1. 地域計画の位置づけ

本地域計画は、文化財保護法第183条の3に基づく、地域の文化財の保存・活用に関する総合的な計画とする。

作成にあたり、最上位計画である「第7次鹿角市総合計画」、「第6次小坂町総合計画」、教育の最上位である「鹿角市教育大綱」、「小坂町教育推進大綱」を反映し、秋田県教育委員会が策定した「秋田県文化財保存活用大綱」を勘案した。また、「鹿角市都市計画マスターplan」や「小坂町都市計画マスターplan」、「鹿角市社会教育行政中期計画」、「鹿角市景観計画」、「小坂町景観計画」などの関連計画と連携・調整を図り、「重要文化財康樂館保存活用計画」などの文化財の個別計画に反映する。

●本地域計画の位置づけ



2. 上位計画・関連計画の概要

(1) 上位計画

① 鹿角市

ア. 第7次鹿角市総合計画

策 定: 令和3(2021)年2月

計画期間: 令和3(2021)年度～令和12(2030)年度

計画概要: この計画は、鹿角市のまちづくりの最上位に位置付ける計画で、「すべての市民がふるさとに誇りを持ち、紡がれてきた価値を最大限に生かしながら、新たな時代へ自分らしくチャレンジすることで、バランスの良い年齢構成のもと、市民一人ひとりが幸せで、未来に希望を抱いて暮らせるまち」の実現を目指し、将来都市像を「『ふるさとを誇り 未来を拓くまち 鹿角』」^(注2)とし、この実現に向けた基本構想として、暮らしを守る基本戦略と、都市経営の視点で攻める経営戦略を掲げ、達成するための32の取組方針を前期基本計画に掲げている。

文化財について、「経営戦略2『世界遺産のまち』をつくる」の取組方針において「取組方針27 文化財の保存に取り組みます」、「取組方針28 ヘリテージ・ツーリズムに取り組みます」を掲げている。

イ. 鹿角市教育大綱

策 定: 令和2(2020)年12月

計画期間: 令和3(2021)年度から令和7(2025)年度

計画概要: この大綱は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項の規定に基づき、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定めている。

基本理念を「ふるさとを誇り未来を拓くまち～鹿角の未来を拓く教育の推進～」とし、基本目標を「心豊かで たくましく 郷土を愛し その発展に尽くす市民を育む教育を進める」と定め、基本方針を掲げている。

文化財について、「IV. 文化芸術の振興 ふるさと鹿角の歴史・伝統・文化への理解を深め、創造力と感性を育み、郷土が世界に誇る文化遺産を核とした心豊かで活力ある地域社会の実現を目指す」を掲げている。

② 小坂町

ア. 第6次小坂町総合計画

策 定: 令和3(2021)年4月

計画期間: 令和3(2021)年度～令和12(2030)年度

計画概要: この計画は、小坂町のまちづくりの最上位に位置付ける計画で、「十和田湖をはじめとする自然と共生する豊かな環境や、鉱山の町としての近代化産業遺産群など、『ひと』、『自然』、『文化』の様々な魅力が、現在のまちや暮らしの中に受け継がれている」ことを魅力とし、「本町の魅力を地域の個性としてまちの発展に生かし、町民と共に共有しながら、『これからも住み続けたい』という誇りとして未来へ継承していくため」に、将来像を「ひとと自然と文化を未来につなぐ魅力あふれるまち」とし、「住む人が愛着を持ち、訪れる人が感動するまちづくりをめざす」ものである。基本構想に指針となる基本目標を掲げ、その目標を実現するための主要施策として基本計画を掲げ、さらに具体的な事務事業を実施計画に掲げている。

文化財について、「基本目標2 豊かな心と未来を育む人づくりのまち」の基本計画において「2-4 地域の歴史・文化」とし、重点的に取組む施策として「2-4-1 文化財の保護・活用」、「2-4-2 歴史・文化を継承する人材の育成」、「2-4-3 芸術・文化の振興」を掲げている。

イ. 小坂町教育推進大綱

策 定:令和7(2025)年3月

計画期間:令和7(2025)年度～令和10(2028)年度

計画概要:この大綱は、「小坂町総合計画」及び「小坂町新総合教育エリア構想」を基本とし、小坂町の目指す教育の理念や方向性を明確にすることを目的に策定した。基本方向と基本方針を定め、それぞれに重点施策と取組みを掲げている。

文化財について、「基本方向4 地域文化の振興」において、基本方針を「町民が、より高い芸術文化に親しめる環境づくりを進め、創作活動と優れた芸術を鑑賞する機会の充実を図る」こと、「住民の郷土愛の育成と文化財保護活動への積極的な参加を図るため、『第6次小坂町総合計画』の具現化を目指し、その基盤整備を行うとともに郷土館をはじめとする関連施設との連携を強化し、統一感ある文化財行政の推進を図る」こととし、重点施策とその取組みを掲げている。

(2)関連計画

①鹿角市

ア. 鹿角市都市計画マスタープラン

策 定:平成18(2006)年9月策定、令和2(2020)年3月改訂

計画概要:この計画は、「都市計画法」に基づく法定計画で、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、概ね20年後のライフスタイルの変化や社会・経済の進展に対応した都市の基本理念を描き、実現するため都市計画の基本的な方針を定めている。

人口減少や関連法制度の見直しなどの変化により、将来に渡り持続可能な都市を構築していくための新たな視点を含めた都市計画が求められていることから、まちづくりの基本理念を「『ハード整備』から『持続可能な仕組みづくり』への転換」とし、基本目標を定めている。

文化財について、「基本目標3:自然や歴史・文化が織りなす美しいまちづくり 十和田八幡平国立公園をはじめとした自然や田園風景など豊かな自然資源のほか、地域が受け継ぐ伝統文化や歴史遺産など個性ある歴史資源を活用したまちづくりを進めます」とし、方向性として「自然環境との共生 自然と共生し、地球温暖化対策にも配慮しながら、住みよい住環境づくりを進めます。」、「美しく個性ある景観づくり 自然景観や田園景観、歴史ある街並みなどを景観資源として保存活用します。」、「伝統文化の伝承と活用 お祭りや民俗芸能等の担い手の育成を支援するとともに、伝統文化を活用した地域間交流を進めます。」を掲げている。

イ. 鹿角市景観計画

策 定:令和3(2021)年6月

計画概要:この計画は、「景観法」に基づく法定計画で、「総合計画や都市計画マスタープラン等の内容と整合を取り、地域住民との『共動』により良好な景観形成を図りながら、地域特性を生かした景観づくりを具体的に実現していくための計画」とし、「良好な景観の保全・形成を図るために、対象とする区域(景観計画区域)、景観形成に関する方針、景観形成の基準、景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針などを定めるもの」である。

目指すべき将来の景観像に「縄文から続く歴史と文化が息づく美しいふるさと 鹿角」を掲げ、基本方針に「ふるさと鹿角の美しい景観を守る」、「快適で魅力ある景観を創る」、「景観形成の意識を育てる」を掲げている。良好な景観の形成に関する方針に、特別史跡大湯環状列石の周辺を「大湯環状列石重点地域」と定め、この範囲においては一般地域の届出対象行為よりも強い制限を設け、さらに万座環状列石の西側に見える山々を結ぶ範囲を「眺望ゾーン」として、景観への配慮を求めている。

ウ. 鹿角市地域防災計画

策 定：昭和47(1972)年4月策定、令和6(2024)年3月修正

計画概要：この計画は、「災害対策基本法」に基づく法定計画で、「鹿角市の地域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関して、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者などの防災関係機関及び住民が行るべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、住民が持つ全機能を有効に発揮して、市の地域及び住民の生命・身体並びに財産を災害から保護すること」を目的とし、「災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る『減災』の考え方」を防災の基本理念とし、「たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる」を掲げている。

文化財について、「第2編一般災害対策編 第1章災害予防計画」において、「第19節 文化財災害予防計画」とし、有形文化財、史跡、名勝、天然記念物の災害予防対策を記載している。

エ. 鹿角市観光産業成長戦略

策 定：令和3(2021)年3月

計画期間：令和3(2021)年度から令和7(2025)年度

計画概要：この計画は、総合計画の分野別計画に位置付けるものであり、観光立市を掲げる鹿角市は、観光を産業として確立し「稼げる観光」を目指すため、前計画の施策の検証や取組みの評価などに基づき、課題解決に向けた新たな目標を定め、基本方針として「観光産業の戦略的な施策展開を行う」を掲げている。基本理念を「あたりまえの鹿角の誇りを すべての人が楽しめる観光を目指す」とし、基本戦略を定めている。

文化財について、「基本戦略3『世界遺産』と『国立公園』の観光資源化を進める」において、基本戦略に「伝統文化の保存継承や、文化財の保存管理を行うとともに、保存優先の観点から、観光客や来訪者目線の理解促進と、積極的な活用及び情報発信により『世界遺産のまち』として、認知度の向上と新たな文化の創造を目指します。」を掲げている。

オ. 第8次鹿角市社会教育行政中期計画

策 定：令和3(2021)年3月

計画期間：令和3(2021)年度から令和7(2025)年度

計画概要：この計画は、「教育基本法」に基づき、「生涯学習の理念の実現を目指し、社会教育に関する施策を体系的かつ計画的に推進するため」に策定するもので、前計画の施策の検証や取組みの評価などに基づき、「本市の社会教育の方針を定めるとともに、具体的な施策の方向性を示す」ため策定したものである。特長を生かした社会教育を進めるため、基本理念を「地域資源を生かし 豊かな学びで人と地域を育む」とし、基本目標を掲げている。

文化財について、「V 文化芸術活動の振興と文化財の保存活用を推進します」とし、施策の方向に「民俗芸能の保存継承と人材育成を支援します」、「文化財の保存継承と活用、情報発信を強化します」を掲げている。

②小坂町

ア. 小坂町都市計画マスターplan

策 定:平成8(1994)年4月策定、令和6(2024)年3月改定

計画概要:この計画は、「都市計画法」に基づく法定計画で、「第6次小坂町総合計画」に即して策定している。小坂町の地域特性である「鉱山の遺産」と「豊かな自然環境」に着目し、「生活」、「観光・交流」、「環境・防災」のキーワードから、まちづくりの目指すべき方向性を定め、将来都市像に「過去と未来・自然と文化の交差点“小坂”」を掲げている。

文化財について、方向性「鉱山文化・遺産の観光資源としての活用」の中で、鉱山の「歴史遺産の保存とこれらを活用した新たな観光産業を展開するまちづくりを目指す」ことを掲げ、観光施設の集中する地域の町並みの整備や鉱山関連施設の保全などを定めている。

イ. 小坂町景観計画

策 定:平成26(2014)年3月

計画概要:この計画は、「景観法」に基づく法定計画で、「対象とする区域(景観計画区域)、景観形成に関する方針、景観形成の基準、景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針等を定めたもの」である。

将来像を「鉱山が育んだ『小坂独自の文化』を継承した景観づくり」とし、基本目標を「まもる(小坂に息づく自然、歴史、文化が調和した景観づくり)」、「なおす(小坂に暮らす人や街並みに配慮した景観づくり)」、「つくる(小坂の魅力を向上・発信する景観づくり)」、「いかす(小坂が誇る近代産業化遺産と人を活かした景観づくり)」と定めている。重点景観形成地区には「明治百年通り周辺」を設定し、建築基準法が適用されるすべての建築物を対象に景観形成の誘導を図っている。

ウ. 小坂町地域防災計画

策 定:昭和40(1965)年5月策定、令和7(2025)年3月改訂

計画概要:この計画は、「災害対策基本法」に基づく法定計画で、小坂町における風水害や雪害などの一般災害や、地震災害、火山災害などの防災対策に係る総合的な計画である。

文化財について、「第2編一般災害対策 第1章災害予防計画」において、「第19節 文化財災害予防計画」とし、有形文化財、史跡、名勝、天然記念物の災害予防対策を記載している。

(3)個別の文化財に関する計画

①鹿角市

ア. 特別史跡大湯環状列石保存活用計画(鹿角市教育委員会)

策 定:令和6(2024)年3月

計画期間:令和6(2024)年度から令和15(2033)年度

計画概要:この計画は、世界遺産登録を経て昭和53(1978)年に策定した「大湯環状列石保存管理計画」を見直し、「本史跡の本質的価値を確認し、史跡の保存、活用、調査・研究、整備、運営・体制の現状と課題を整理し、史跡の保存活用による地域づくりを推進するとともに第二次環境整備事業に向けた基本方針を定めることを目的として」策定している。保存活用の大綱として「縄文時代の遺志を受け継ぎ、現代に生きる感動的な遺跡」を掲げ、基本方針を「(1)縄文時代そのままの感動を確実に保存し継承する」、「(2)史跡を地域の歴史的資源として現代に伝え次代へ継承する活用を行う」、「(3)史跡の調査研究による感動を発信する」、「(4)現代人を縄文時代にいざなう整備を行う」、「(5)史跡の保存活用のための運営体制を深化させる」と設定している。

特別史跡指定範囲は文化財保護法により保護されている。史跡指定以外の範囲は主に森林や農地であり、森林は森林機能の保全を目的とする森林法に基づき土地の現状変更や伐採などの行為が制限され、農地は農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業森林地域に位置付けられ農地法により農地の転用が制限されている。

②小坂町

ア. 重要文化財康楽館保存活用計画(小坂町)

策 定:平成16(2004)年3月

計画概要:この計画は、平成14(2002)年5月に重要文化財に指定されたことを契機に、「小坂鉱山繁栄の歴史と伝統的な芝居小屋の様式を伝え、身近に接することのできる文化財建造物として一般に公開すること」と、「その伝統的な機能を活用し、歌舞伎などの古典芸能をはじめ、すぐれた芸術文化に触れることのできる劇場として、町民や観光客に親しまれることを目指し活用を図っていく」ために策定した。

保存管理計画、環境保全計画、防災計画、活用計画で構成する。

イ. 特別名勝及び天然記念物「十和田湖および奥入瀬渓流」保存管理計画(小坂町)

策 定:平成3(1991)年3月

計画概要:十和田湖は、自然景観の保護を目的とした特別名勝と天然記念物の中でも総合的に自然界を現状のまま保存することを目的とした「天然保護区域」と、民有地が主体をなす集落で構成される文化財保護とその活用上重要な意義を持った地区である。そのため、「特別名勝および天然記念物の保存に影響を及ぼさない範囲内で集落の健全なる発展をはかる必要がある」とともに、「無秩序に開発されて十和田湖の景観と自然を破壊することのないよう配慮すべき」として、この計画を策定した。

区域内は「それぞれの地域の特性を考慮して保護に努める必要がある」ため、この計画では全地区の共通事項及び5段階の保存管理基準を設け、地区別に基準を定めている。

全地区の共通事項は、「湖の水位、水質、水量等に影響を及ぼす」行為、「湖の景観およびカルデラ地形等に影響を及ぼす」行為、「動植物の移入、捕獲、採取等、生態系に影響を及ぼす」行為を禁止するほか、屋外広告物の制限、各種工事の工法や資材の制限、碑類の設置制限などがある。地区別の基準は、文化財としての価値が極めて高く、「文化財の保存管理および環境整備上必要な現状変更以外」行わないとするA地区、建築物などの新築、改増築、移築などについて位置、色彩、高さなどに制限のあるB地区・C地区・D地区、環境省所管地または国有林内の集団施設地区に指定されているため保存管理基準を「十和田八幡平国立公園十和田八甲田地域内・集団施設地区公園事業取扱要領」に準ずるE地区の5段階に定める。

(4)秋田県文化財保存活用大綱

策 定:令和3(2021)年3月

計画概要:この大綱は、文化財保護法第183条の2第1項の規定に基づき、秋田県における「文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、今後の本県文化財保護行政の共通基盤となるもの」で、「本県の県政運営方針である第3期ふるさと秋田元気創造プラン(平成30年3月策定)(以下「3期プラン」という。)との整合性を図りながら、文化財分野を切り口にした本県の行動指針として位置付ける。」ものである。この計画が目指す将来像を「地域社会全体のほか、幅広い関係人口が創出され、保存と活用が相乗効果を生み出しながら文化財を継承している。」とし、これまでの文化財保護の延長線上にある取組みに加え、観光振興やまちづくりへの活用に向けた取組みについて、基本的な方針を掲げている。県の取組みの方向性、市町村への支援の方針、防災・災害発生時の対応、県の推進体制について定めている。

(5)世界遺産に関する計画

①北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画(縄文遺跡群世界遺産本部)

策 定:令和元(2019)年12月策定、令和4(2022)年5月改訂

計画概要:この計画は、北海道・北東北の縄文遺跡群を構成する17の考古遺跡の顕著な普遍的価値を次世代に継承するために、「資産範囲のみならず、17の構成資産の周辺環境も含む資産全体を一体的に保存・管理するための方針や方法、推進体制等を明確にする。また、国際教育科学文化機関(ユネスコ)が求める世界遺産の保護水準を持続的に担保するとともに、住民の生活との調和にも配慮しながら、具体的な戦略を立てる。このため、北海道、青森県、岩手県及び秋田県並びに構成資産を所管する地方公共団体で構成する「『縄文遺跡群世界遺産本部』(令和4年4月1日設置)では、関係者相互の共通認識の下、包括的保存管理計画(以下、『本計画』という。)に基づいて資産の万全な保存・管理を図るもの」である。令和3(2021)年7月に「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界遺産一覧表に記載されたことから、決議の内容や関係地方公共団体による景観保全などの具体的な取組みを踏まえ、令和4(2022)年5月に改訂した。基本的な考え方として、資産は「顕著な普遍的な価値を伝達する属性の保護」の要素を定める。緩衝地帯には「緩衝地帯の保全の基本方針」と「保全するもの及び制限する内容」を定めている。また、基本方針を「(1)資産の適切な保存・管理」、「(2)緩衝地帯の保全」、「(3)公開・活用の推進」、「(4)体制の整備と運営」、「(5)経過観察の実施」、「(6)地域社会との連携・協働」と定め、適切に保存管理及び整備・活用を行うこととしている。

②秋田の縄文遺跡群保存活用基本構想(秋田県)

策 定:令和5(2023)年3月

計画概要:この計画は、世界遺産登録による「縄文遺跡群への理解を通して、文化財保護意識を高めるとともに、地域の活性化や交流人口の拡大につなげるため、行政、地域住民、民間団体等の各主体が未来像を共有し、その実現に向けて取り組む方向性を明示することを目的として」策定した。「北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画」を踏まえ、秋田の縄文遺跡群を一体的に保存管理及び公開活用するための方向性を掲げている。未来像を「ストーンサークルがつなぐ過去－現在－未来 人の和」とし、基本方針を「-基本方針1- 秋田の縄文遺跡群を受け継ぐ(価値の共有と保護意識の醸成)」、「-基本方針2- 秋田の縄文遺跡群でつながる(地域でつくる受入体制とにぎわい)」、「-基本方針3- 秋田の縄文遺跡群から広がる(遺跡を核とした人の環と結びつき)」とした施策に取組むこととしている。

(6)国立公園に関する計画

①十和田八幡平国立公園十和田八甲田地域管理計画書(環境省自然環境局東北地区自然保護事務所)^(注3)

策 定:昭和62(1987)年策定、平成13(2001)年4月改訂

計画概要:秋田・青森両県にまたがる二重カルデラの十和田湖、これを水源とする奥入瀬溪流、八甲田火山群から形成された区域の「風致景観の管理」を行うことを目的に策定したものである。この計画では湖水景観の保護、水位の維持、湖岸域の工作物の抑制、自然生態系との共存、国立公園としての適正な活用について定めている。

②十和田八幡平国立公園八幡平地域管理計画書(環境庁十和田八幡平国立公園管理事務所)

策 定:昭和61(1986)年

計画概要:この計画は、秋田・岩手両県にまたがる八幡平・駒ヶ岳・岩手山等を代表する40余りの火山群から形成された多種多様な火山地形、火山現象による火山景観をみることができる区域を管理することを目的に策定したものである。山腹部に広がるブナ林とその上部に広がるオオシラビソ(アオモリトドマツ)林による原始性の高い「森林景観」、高山植物群落や湿原植物群落からなる高山性の「植物景観」といった特有の景観、温泉地としての文化的な景観を保護し、自然生態系との共存、国立公園としての適正な活用について定めている。

3節 地域計画の期間

本地域計画の計画期間は、令和8(2026)年度から17(2035)年度までの10年間とし、前期(令和8～10(2026～2028)年度)・中期(令和11・12(2029・2030)年度)・後期(令和13～17(2031～2035)年度)に分けることとした。現行の『第7次鹿角市総合計画』及び『第6次小坂町総合計画』(後期基本計画)が令和12(2030)年度で後期基本計画の終了年度となることから、次期総合計画(前期基本計画)の策定にあわせ、中期の令和11・12(2029・2030)年度において、本地域計画の必要に応じた改訂を行い、次期総合計画(前期基本計画)に本地域計画の内容を反映させる。

本地域計画に位置付けた措置や体制整備などについては、前期・中期・後期の最終時点に、必要に応じて点検・検証を行うとともに、PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)により、その結果を次の段階の施策・事業などの実施に役立てる。なお、社会情勢、法令・国の施策、文化財の状況変化などに合わせ本地域計画の見直しを柔軟に行う。措置などの点検・検証の結果などを踏まえ、本地域計画について「計画期間の変更」、「鹿角地域の文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」、「地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更」については、文化庁長官へ申請し再認定を受けるものとし、上記以外の軽微な変更があった場合には、文化庁及び秋田県教育委員会に情報提供する。

●地域計画の期間

年度	令和4(2022)年	令和5(2023)年	令和6(2024)年	令和7(2025)年	令和8(2026)年	令和9(2027)年	令和10(2028)年	令和11(2029)年	令和12(2030)年	令和13(2031)年	令和14(2032)年	令和15(2033)年	令和16(2034)年	令和17(2035)年
鹿角市総合計画														
第7次総合計画(前期)				第7次総合計画(後期)				次期総合計画						
小坂町総合計画	第6次総合計画(前期)				第6次総合計画(後期)				次期総合計画					
地域計画	鹿角地域文化財保存活用地域計画													
					前期	点検・検証		中期 点検・検証・改訂			後期			点検・検証

4節 地域計画作成の体制と経過

本地域計画の作成にあたり、文化財保護法第183条の9に基づく法定協議会として、学識経験者、行政関係者などによる鹿角地域文化財保存活用地域計画策定協議会(以下、「協議会」という。)を設置し、鹿角市教育委員会生涯学習課、小坂町教育委員会が事務局となり、内容の検討や意見聴取を行った。

令和4(2022)年8月の協議会から計●回の協議会を開催したほか、鹿角市と小坂町の文化財保護審議会において審議や意見聴取を行った。また地域調査、地域ワーキング、住民アンケートの実施、パブリックコメントにより、広く住民の意見を取り入れながら計画作成を行った。

●作成の経緯

年月日		内容
令和4 (2022)年	4月 1日	「鹿角地域文化財保存活用地域計画策定協議会」設置
	8月 9日	第1回鹿角地域文化財保存活用地域計画策定協議会
	11月 8日	地域ワーキング(十和田地区)
	12月23日	地域ワーキング(小坂地区十和田湖区域)
令和5 (2023)年	3月 7日	鹿角地域文化財保存活用地域計画作成に向けた文化庁意見照会(オンライン)
	3月14日	第2回鹿角地域文化財保存活用地域計画策定協議会
	3月15日	地域調査(十和田地区)
	7月28日	第3回鹿角地域文化財保存活用地域計画策定協議会
	8月24日	鹿角市文化財保護審議会への意見聴取
	10月 3日	地域ワーキング(八幡平地区)
	10月12日	地域調査(八幡平地区)
	11月 1日	地域ワーキング(十和田湖区域を除く小坂地区)
	11月14日	地域調査(八幡平地区)
	12月20日	地域ワーキング(尾去沢地区・花輪地区)
令和6 (2024)年	2月28日	第4回鹿角地域文化財保存活用地域計画策定協議会
	5月31日	鹿角地域文化財保存活用地域計画作成に向けた文化庁意見照会(オンライン)
	6月 1日	住民アンケート実施(~8月1日まで)
	8月 9日	小坂町文化財保護審議会への意見聴取
	8月30日	第5回鹿角地域文化財保存活用地域計画策定協議会
令和7 (2025)年	1月24日	第6回鹿角地域文化財保存活用地域計画策定協議会
	2月10日	パブリックコメント実施(~3月10日まで)
	3月 6日	小坂町文化財保護審議会への意見聴取
	3月19日	鹿角市文化財保護審議会への意見聴取
	4月30日	第7回鹿角地域文化財保存活用地域計画策定協議会から承認
	5月27日	小坂町文化財保護審議会から承認
	5月29日	鹿角市文化財保護審議会から承認
	5月29日	小坂町教育委員会から承認
	6月 2日	鹿角市教育委員会会議から承認

●鹿角地域文化財保存活用地域計画策定協議会の構成

氏名	所属・職名	備考
阿部 安男	鹿角市先人顕彰館 研究員	
天野 真志	国立歴史民俗博物館研究部 准教授	
石垣 悟	國學院大學観光まちづくり学部 准教授	副会長
石崎 武志	東京文化財研究所 名誉研究員	
梅津 一史	元秋田県立博物館 主任学芸主事	
亀沢 修	小坂町立総合博物館郷土館 研究員	
熊谷 常正	盛岡大学 名誉教授	会長
林 信太郎	秋田大学 名誉教授	
李 雪	秋田県立大学システム科学技術学部 准教授	
武藤 祐浩	秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室 室長	令和4年度まで
五十嵐 一治	秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室 室長	令和5年度から

●鹿角市文化財保護審議会の構成

氏名	分野	備考	氏名	分野	備考
金澤 裕子	美術		高橋 忠彦	考古	会長(令和5年度まで) 令和5年度まで
小林 光代	図書	会長(令和6年度から)	藤井 安正	考古	
駒ヶ嶺 茂	建築	令和6年度まで	馬渕 大三	民俗芸能	令和6年度から
瀬川 正展	教育		谷地 薫	考古	令和6年度から
関 友征	郷土史	令和5年度まで	今川 拓	歴史	令和7年度から

●小坂町文化財保護審議会の構成

氏名	分野	備考	氏名	分野	備考
阿部 正記	郷土史		木村 銳	鉱山	令和5年度まで
泉山 琢	建築	令和5年度まで	高橋 竹見	観光	会長(令和5年度まで) 令和5年度まで
小笠原 幹夫	観光	令和6年度から	中村 修太郎	民俗	
小友笑一	行政		成田 典彦	自然	令和5年度まで
亀沢 修	郷土史	会長(令和6年度から) 令和6年度から	三宅 庫司	鉱山	令和6年度から

第1章

鹿角地域の概要

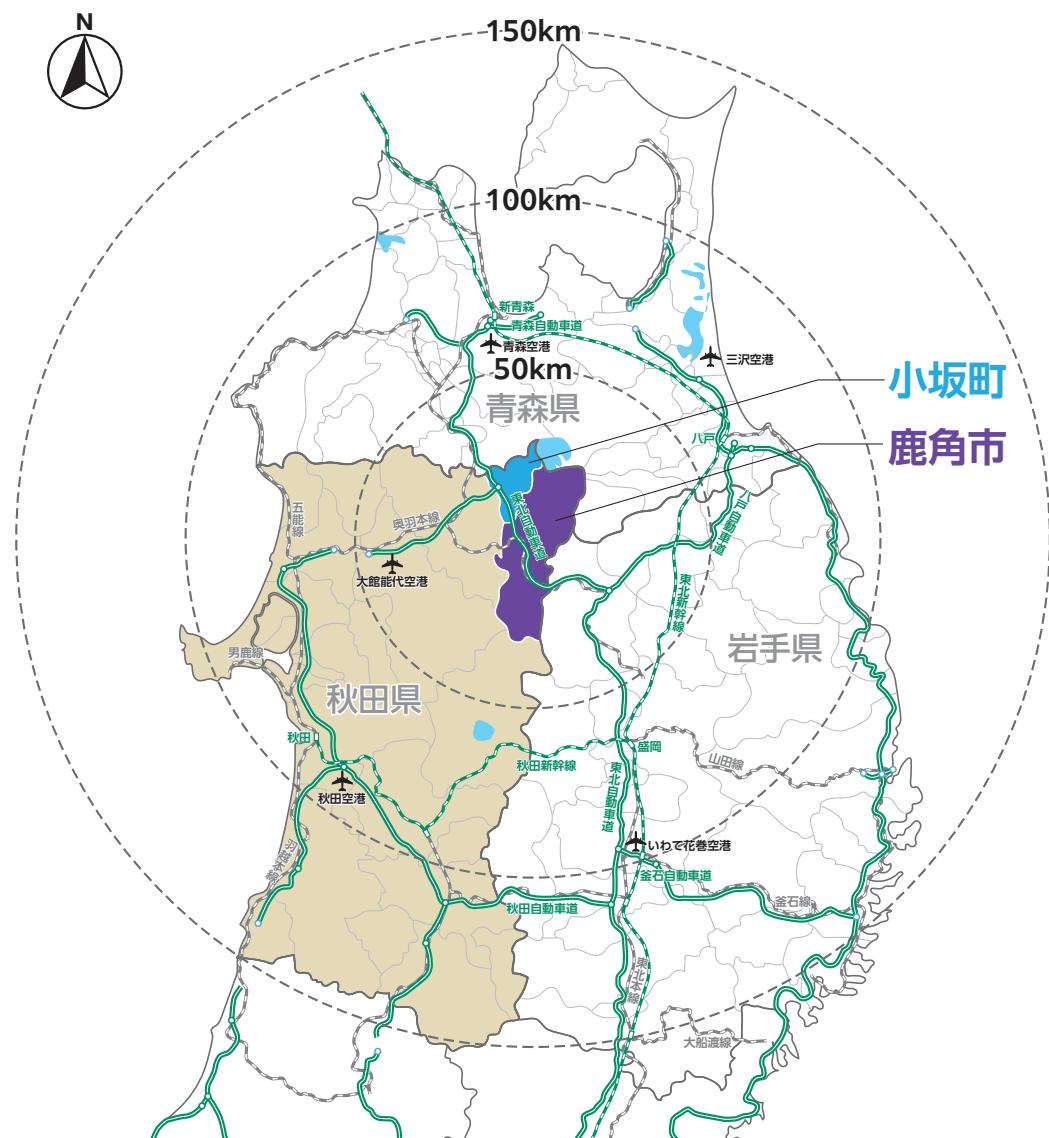
1節 自然的環境

1. 位置

鹿角地域は、北東北3県のほぼ中央、秋田県北東部に位置する。北は青森県、東は岩手県に接する。鹿角地域は東西41.2km、南北76.9kmと南北に長く、総面積は909.22km²(鹿角市707.52km²、小坂町201.70km²)で秋田県の総面積(11,637.52km²)の7.8%にあたる。

広域交通網として、東北自動車道が道路網の骨格となっており、青森市・弘前市・八戸市・盛岡市・秋田市といった主要都市と2時間圏内で、大館能代空港(北秋田市)・青森空港(青森市)とは1時間圏内で結ばれる。また鉄道はJR花輪線が整備され、鹿角花輪駅から盛岡駅まで2時間で結ばれる。

●鹿角地域の位置

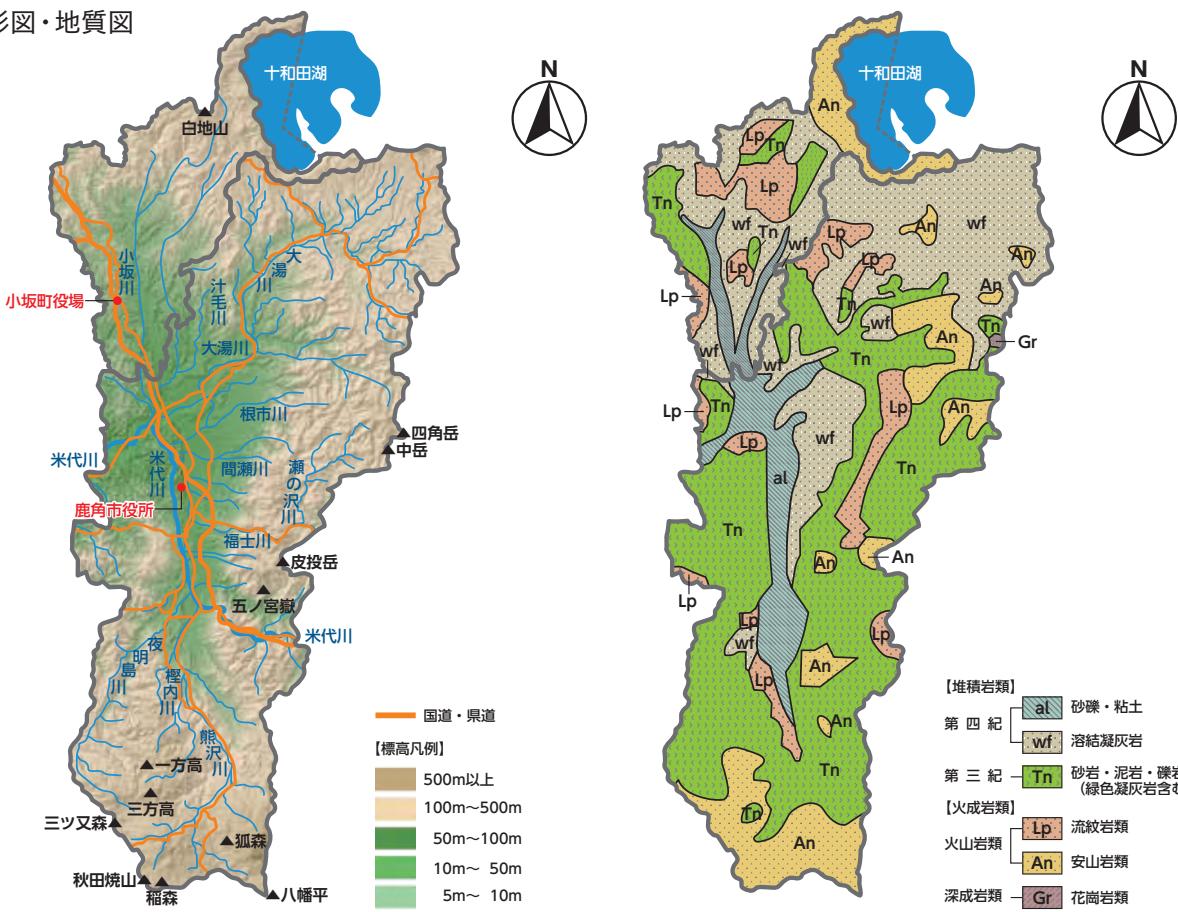


2. 地形・地質

鹿角地域は秋田県北部を日本海に向かって貫流する米代川の最上流域にあたり、東北地方の中央部を縦貫する奥羽山脈の西麓の花輪盆地(鹿角盆地)に位置する。北部の白地山が1,034m、米代川の水源地である中岳が1,024m、南部の皮投岳が1,122m、続く五ノ宮嶽が1,115m、それらの奥にそびえる八幡平が1,613mなど標高1,000mを超える山並みに囲まれて花輪盆地(盆地内の標高100~150m)が開けている。その様子は、近代の詩人石川啄木によって「青垣山を繞らせる天さかる鹿角の国」と詠まれた。鹿角地域は8割を林野が占める中山間地域であり、米代川(大館市との境界付近の標高80m)とその支流である大湯川、根市川、熊沢川などが流れ込む花輪盆地に形成された扇状地性低地は農業生産の中核となり、低地を縁取る台地は果樹や畑作地として利用される。これらの低地や台地を囲んで山地が分布しているが、鹿角地域の北部と南部は火山地であり、大きな括りではそれぞれ八甲田-十和田火山地域、仙岩火山地域と呼ばれる。北海道から北関東にかけて分布する那須火山帯に位置する鹿角地域は、十和田や八幡平、秋田焼山など総じて火山活動に影響されて形成された地域であり、盆地の骨格の一部が緑色凝灰岩(グリーンタフ)である。また大湯・湯瀬・八幡平などの温泉、大小60を超える鉱山など天然資源に恵まれた地である。

鹿角地域の表層地質は、新第三紀層の砂岩・泥岩・礫岩など、第四紀層の砂礫・粘土及び溶結凝灰岩、さらに火山岩類の流紋岩類、安山岩類などから形成される。このうち火山岩類である流紋岩類と安山岩類は地域の各所に散在し、特に安山岩類は南部の八幡平地区にまとまって分布している。この一帯は第四紀火山活動のエネルギー源を地底に温存しているため、硫化水素や二酸化硫黄の火山ガス、高温の蒸気が各所で噴出している。火山地帯は北部の十和田湖に火山の噴火と陥没により形成された地帯があって、表面地質の分布は溶結凝灰岩が大勢を占める中、流紋岩類や安山岩類が散在する。

●地形図・地質図



資料:鹿角市『鹿角市地域防災計画』及び「国土地理院地図」をもとに作成

資料:経済企画庁「土地分類基本調査-表層地質図II」(東北地方)



山並み
(八幡平地区)

3. 気候

鹿角地域は、山並みに囲まれた内陸盆地で、秋田県の沿岸地帯に比べると、年間を通じて昼夜の気温差が大きい。風向は西寄りに偏り、風速は弱く、年平均気温は9.5°Cであり、内陸的な盆地型気候に属す。

鹿角地域気象観測所の平年値を沿岸部の秋田市にある秋田地方気象台の平年値と比べると、鹿角地域は年間降水量(秋田市1741.6mm)が少なく平均気温(秋田市12.1°C)も低い。日最高気温(秋田市15.9°C)と日最低気温(秋田市8.5°C)の較差(秋田市7.4°C)や降雪の深さ合計(秋田市273cm)が大きく、平均風速(秋田市4.3m/s)や日照時間(秋田市1527.4時間)の値は小さい。

気温の寒暖差は、りんごや桃といった果樹栽培が根付いた要因となった。

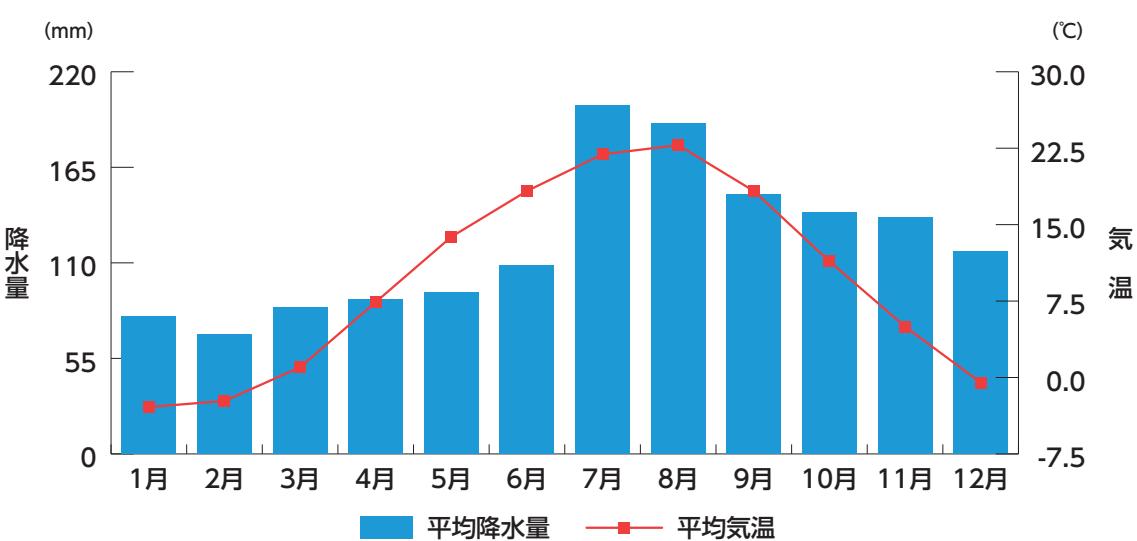
近年は、局地的な豪雨や長雨による災害が発生し、農地への被害や法面崩落などが生じ、文化財への影響も危惧される。

●気象状況(鹿角地域気象観測所における1991年から2020年の30年間の平均値)

	降水量 (mm)	平均気温 (°C)	日最高気温 (°C)	日最低気温 (°C)	平均風速 (m/s)	最多風向	日照時間 (時間)	降雪の深さ 合計	最深積雪 (cm)
1月	79.4	-2.9	0.6	-7.1	1.8	西南西	52.2	182	56
2月	68.7	-2.3	1.7	-6.9	2.0	西南西	72.0	150	69
3月	84.1	1.0	5.8	-3.7	2.1	西南西	118.5	100	50
4月	89.2	7.4	13.6	1.6	2.2	西	158.4	2	3
5月	93.1	13.8	19.9	8.0	2.0	西	185.3	0	0
6月	108.3	18.3	23.8	13.4	1.7	西北西	174.0	0	0
7月	200.6	21.9	26.8	17.9	1.5	西北西	147.0	0	0
8月	190.4	22.8	28.1	18.5	1.3	西北西	168.2	0	0
9月	149.3	18.3	24.0	13.6	1.2	北	146.7	0	0
10月	138.8	11.4	17.4	6.3	1.3	西南西	132.9	0	0
11月	136.0	5.0	10.1	0.7	1.5	西南西	87.6	13	6
12月	116.3	-0.5	3.0	-4.1	1.7	西南西	52.8	132	36
年	1454.1	9.5	14.6	4.8	1.7	西南西	1495.6	579	71
秋田市の 平年値 (年)	1741.6	12.1	15.9	8.5	4.3	南東	1527.4	273	37

資料:気象庁「過去の気象データ検索」をもとに作成

●鹿角地域の各月の平均気温と平均降水量(いずれも1991年から2020年の30年間)



●近年の主な風水害

発生年月	種類	被害
昭和31(1956)年7月	水害	花輪地区120mm、八幡平地区200mmの豪雨により、銭川温泉、玉川・両国両鉱山住宅2棟全壊、熊沢川に架かる全橋梁流失、橋梁3か所損傷、護岸決壊2か所、水田10町歩以上冠水。
昭和36(1961)年4月	洪水	異常高温による雪解けと暖風に豪雨が重なり、花輪地区で橋梁1棟流失、護岸決壊2か所、八幡平地区で水田4,040ha冠水。小坂地区で橋梁1棟流失。
昭和40(1965)年9月	台風	能代沖を通過した台風23号は風速20m/sの強風を伴い稻の倒伏45ha、果樹の落下2万箱の被害。
昭和41(1966)年8月	水害	小坂地区川上区域で河川増水により住家1棟流失、土木及び農地被害37か所。
昭和47(1972)年7月	水害	大雨により道路決壊21か所、堤防決壊15か所、田畠流失。
昭和50(1975)年8月	水害	小坂地区を中心とした集中豪雨により建物被害、農林水産・土木・水道関係に被害。
昭和54(1979)年3月	大雨	暴風雨により土木施設33件、農林施設26件、文化施設11件、建物破損80棟以上。
昭和55(1980)年4月	大雨	大雨及び融雪により堤防決壊25件、道路決壊3件、家屋の一部破損2件、田圃の流失3町歩。
昭和56(1981)年8月	台風	台風15号により家屋全壊15棟、半壊10棟、一部損壊100棟以上。
平成 3(1991)年9月	台風	台風19号により重軽傷者多数、住宅被害826棟など。
平成19(2007)年9月	集中豪雨	秋田県北部を中心とする集中豪雨により住家床下浸水72棟、水田の流失・埋没21.6ha、冠水156haなど。
平成25(2013)年8月	集中豪雨	秋田県北部を中心とする集中豪雨により床上浸水24棟、床下浸水189棟。
平成27(2015)年2月	雪害	豪雪により人的被害あり(死者複数、重傷多数、軽傷あり)、建物被害(住家被害49件、非住家59件)。
平成29(2017)年7月	水害	東北・北陸地方を中心に大雨が降り、住家床下浸水11件、道路関係35件、農作物関係60件。

資料:鹿角広域行政消防本部『令和5年版 年報』及び鹿角市『鹿角市地域防災計画』をもとに作成

4. 動植物

鹿角地域は標高100～200mの平地から1,000～1,600mの高山まで広がり、低地の植物から亜高山帯の植物まで多様な植生がみられる。南北にある十和田八幡平国立公園では森林生態系の保全が図られ原生的な自然が遺されている。また、鹿角地域は奥羽山脈の山並みに囲まれた内陸的な盆地型気候で積雪が多く寒気の厳しい地帯であり、日本海側型の特徴を持つ植物が多く見られる。一部地域では太平洋側に分布の主体があるミヤマザクラ・エゾシロバナシモツケも生育する。

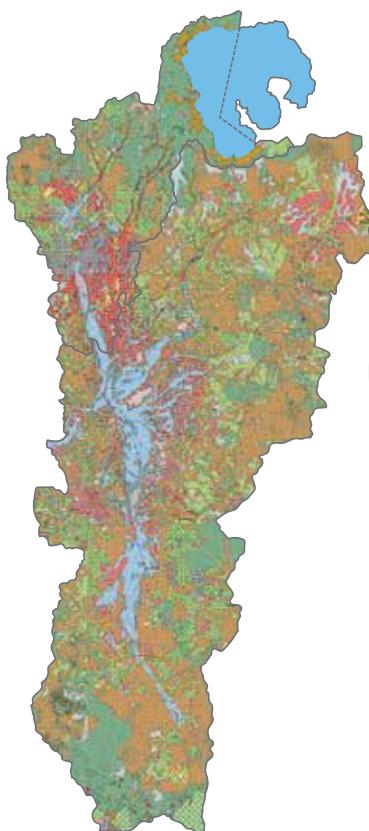
森林面積は鹿角地域総面積の8割近くを占めている。標高600m付近までコナラ・ミズナラ・クリなどを主とした二次林とスギ・カラマツ・ニセアカシアなどの植林が広がっている。山地の草地にみられるムラサキは紫根染の材料であり、地域社会を取り巻く状況の変化により現在では絶滅危惧IB類に指定されている。鹿角地域の北部に位置する十和田湖の外輪山にはミヤマナラ・ナナカマドなどの低木林もある。

南端の十和田八幡平国立公園の八幡平地域は複数の火口で形成された湖沼や湿原が点在する。ブナ群落は標高1,200mまで続き、標高1,000m付近からはダケカンバやオオシラビソ(アオモリトドマツ)と混生する。

こうした森林や河川・湖沼・湧水地は、ヒメフ拉斯コモ・カタシャジクモ(共に絶滅危惧I類)などの水生植物やイワナ・アユ・トミヨ属淡水型(推測)などの魚類、クロサンショウウオ(準絶滅危惧)などの両生類、ミヤマクワガタ・アキアカネなどの昆虫類、シジュウカラ・アカゲラ・クマタカ(絶滅危惧IB類)などの鳥類、ツキノワグマ・ニホンカモシカ(特別天然記念物)・ホンドテン・ヤマネ(国天然記念物)などの哺乳類を育む豊かな生態系といえる。

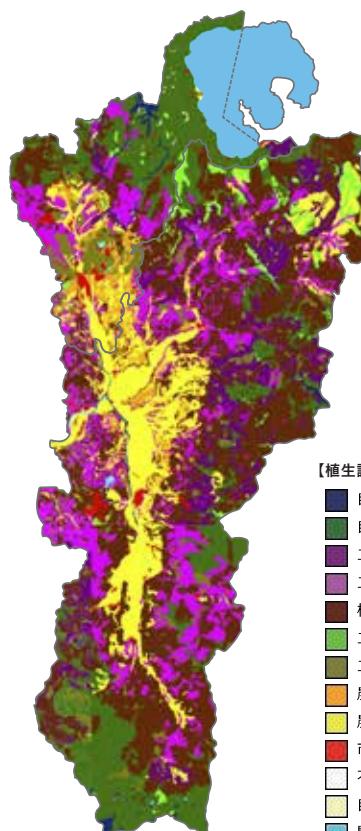
一方で、近年ツキノワグマが人間の生活圏へ出没している。さらに、生息域の拡大や個体数の増加に伴いニホンジカ・イノシシ・ニホンザルも出没し、農作物などへの被害が発生していることから対策が必要である。

●植生区分図



【植生区分図凡例】	
■	オオシラビソ群集
■	ダケカンバ-ササ群落
■	クリ-ミズナラ群落
■	ミヤマナラ群落
■	ナナカマド-ミネカエデ群落
■	オオシラビソ-ダケカンバン林
■	チシマザサ群落
■	クマイザサ群落
■	ブナ・チシマザサ群落
■	自然低木群落
■	湿地植生
■	スギ植林
■	カラマツ植林
■	アカマツ植林
■	落葉広葉樹植林
■	水田
■	開放水域

●植生自然度区分



【植生調査(1/5万)第2～5回自然度区分図凡例】	
■	自然草原
■	自然林
■	二次林（自然林に近いもの）
■	二次林
■	植林地
■	二次草原（背の高い草原）
■	二次草原（背の低い草原）
■	農耕地（樹園地）
■	農耕地（水田・畑）
■	市街地・造成地等
■	不明区分
■	自然地
■	開放水域



大場谷地湿原
(八幡平地区)



トミヨ(トミヨ属淡水型と推測)
(花輪地区)

2節 社会的環境

1. 鹿角地域の成り立ち

鹿角地域は明治4(1871)年に秋田県に編入され、当初あった70村が明治9~10(1876~1877)年の合併により22村になり、明治22(1889)年に小坂村、^{ななたき}七滝村、毛馬内町、^{にしきぎ}錦木村、大湯村、^{しばひら}柴平村、^{おさりざわ}花輪町、^{あけぼの}尾去沢村、^{あけぼの}曙村、^{みやかわ}宮川村の10町村となった^(注4)。その後、昭和30~31(1955~1956)年に小坂町、十和田町、花輪町、尾去沢町、八幡平村の5町村になり、昭和47(1972)年に十和田町、花輪町、尾去沢町、八幡平村の4町村が合併して鹿角市が誕生し、現在の小坂町と鹿角市の2市町となった。

なお、七滝村は昭和30(1955)年に小坂町と合併したが、七滝村に属していた山根集落は十和田町に経済圏を依存していたため、昭和31(1956)年3月に十和田町に編入した。

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

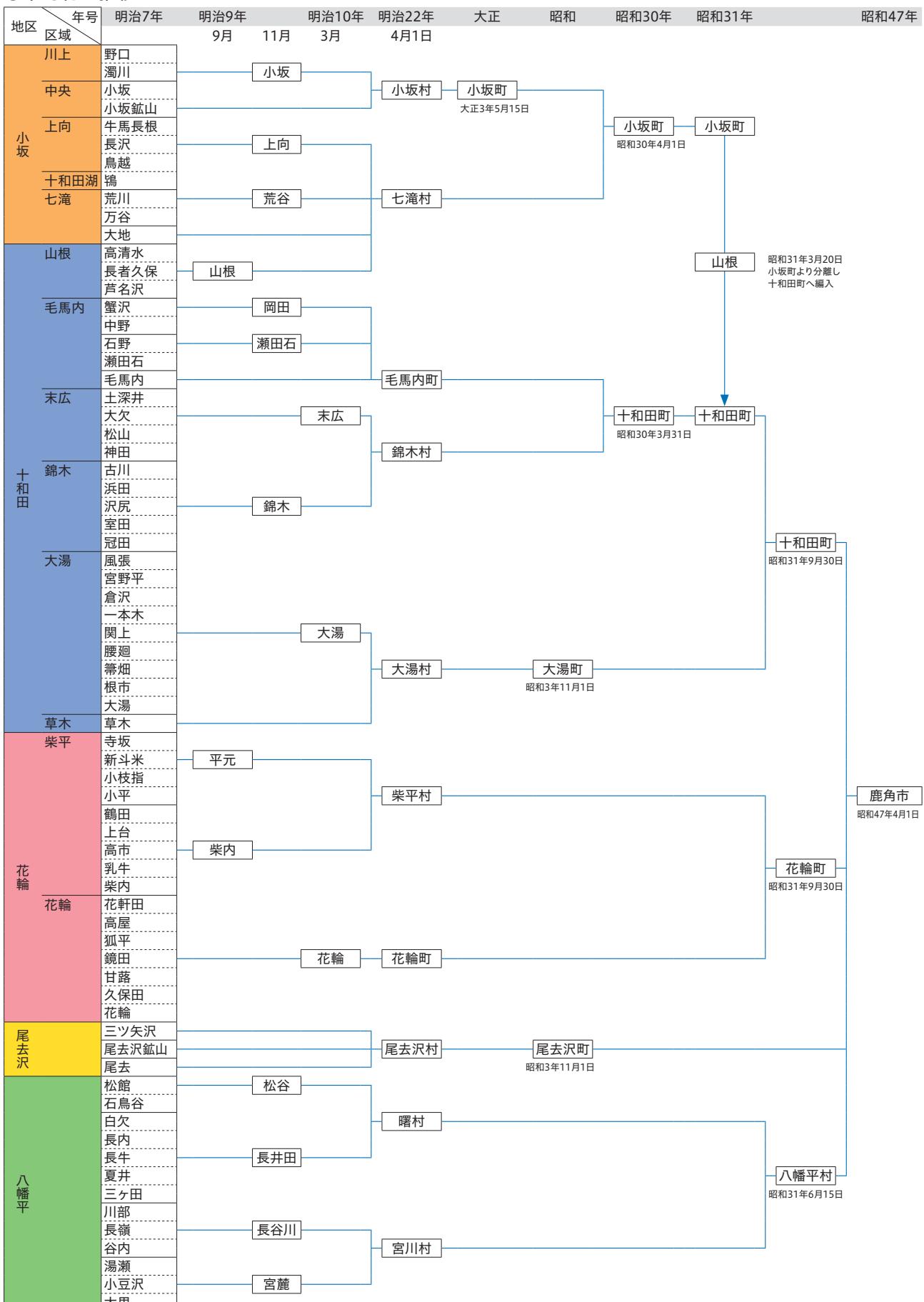
第7章

第8章

第9章

注釈4 小坂鉱山・尾去沢鉱山は町村とは別に独立した自治組織だった。

●市町村の推移

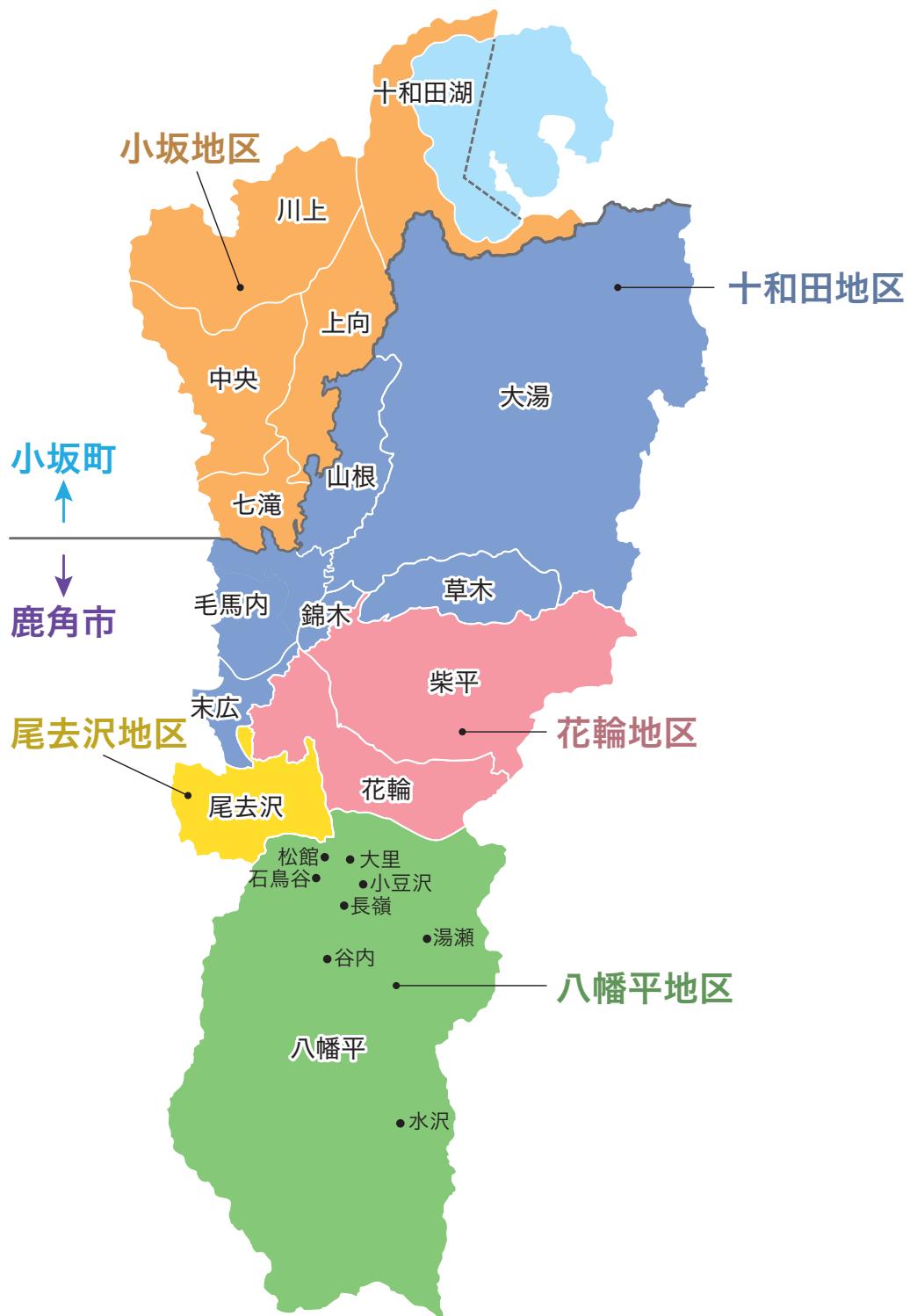


資料：鹿児島市人顕彰館『鹿児島人物事典改訂・増補版』をもとに作成

2. 地区区分

鹿角市は4町村が合併し昭和47(1972)年に市になったことから、現在も旧町村がそれぞれ特色ある地域としてその名残をとどめ、行政施策の対象区域としても用いられる。そのため、本地域計画では現小坂町と鹿角市の旧町村の領域に「地区」をつけ、小坂地区、十和田地区、花輪地区、尾去沢地区、八幡平地区と明示する。また地区の中の大字や連絡協議会などの範囲を「区域」として呼称する。

●地区の区分



(1) 小坂地区

鹿角地域の最北部に位置し、北から十和田湖区域、かわかみ川上区域、中央区域、うわむき上向区域、七滝区域がある。地域内を縦断する小坂川は、米代川水系の大湯川の支流である。明治30年代以降に観光地として発展した十和田湖や小坂鉱山の隆盛に伴って、小坂地区は発展した。現在は、特別名勝及び天然記念物に指定されている十和田湖および奥入瀬渓流や、重要文化財に指定されている康楽館、旧小坂鉱山事務所などの近代化遺産を活かした観光業に力を入れている。このほか鉱山の製錬技術を核としたエコタウンとしての取組みを進める。

(2) 十和田地区

鹿角地域の北部に位置し、山根区域、大湯区域、草木区域、毛馬内区域、錦木区域、末広区域がある。米代川の支流として大湯川などの河川が流れる。特別史跡大湯環状列石(大湯区域)をはじめとした縄文時代から平安時代の遺跡が多く見つかっている。また口承文芸の田道伝説や錦木塚伝説(ともに錦木区域)、左多六とシロ(草木区域)、八郎太郎伝説(鹿角全域)や、大太鼓を中心とした無形の民俗文化財が残されている。江戸時代は白根金山、明治に入ると小真木鉱山(ともに末広区域)、不老倉鉱山(大湯区域)の隆盛とともに毛馬内区域は消費物資の供給地として発展した。大湯区域は江戸時代に盛岡藩主が訪れるなど温泉保養地として発展した。市日(注5)を開き農民の生産物や採集物などの物々交換などが行われた。また月山神社(毛馬内区域)は鹿角地域のうち毛馬内通の総鎮守であり現在も信仰を集め。

(3) 花輪地区

鹿角地域の中央部、米代川右岸に位置し、花輪区域と柴平区域に分けられる。花輪区域は米代川の支流の福士川や米代川から取水する大堰おおせきが流れている。農村と商業地に分かれ、尾去沢鉱山の隆盛に伴い消費物資の供給地として発展し、酒造店や染物店、市日、花輪祭典などで賑わった。柴平区域は米代川の支流の間瀬川や不動川が流れ、奈良・平安時代の遺跡が多く見つかっており、鹿角開墾伝説が伝わる地域もある。明治40年代以降はりんごの生産地として発展し、現在も果樹の生産が盛んである。

(4) 尾去沢地区

鹿角地域の中央部、米代川左岸に位置し、鉱山町と農村に分けられる。尾去沢鉱山の発見以来、鉱山町として発展し花輪区域の経済を支えたが、昭和53(1978)年に尾去沢鉱山が閉山すると花輪区域のベッドタウンとなる。尾去沢鉱山に由来がある大森親山獅子大權現舞やからめ節金山踊りが現在も受け継がれる。

(5) 八幡平地区

鹿角地域の南部に位置し、南端部は十和田八幡平国立公園に指定されている。八幡平地区は活火山の地熱を利用した地熱発電や米代川及びその支流の豊富な水量を利用した水力発電などの自然エネルギー事業が行われている。また、豊富な水資源は田畠を潤すほか、八幡平温泉郷・湯瀬温泉郷といった温泉を生み出している。大日堂伝説(だんぶり長者物語)に由来を持つ大日堂舞楽は伝承1,300年といい、大里集落や小豆沢集落を中心に古代の流通の形跡を残す。また大日靈貴神社(通称大日堂)は鹿角地域の総鎮守として鹿角地域全域から信仰を集め。

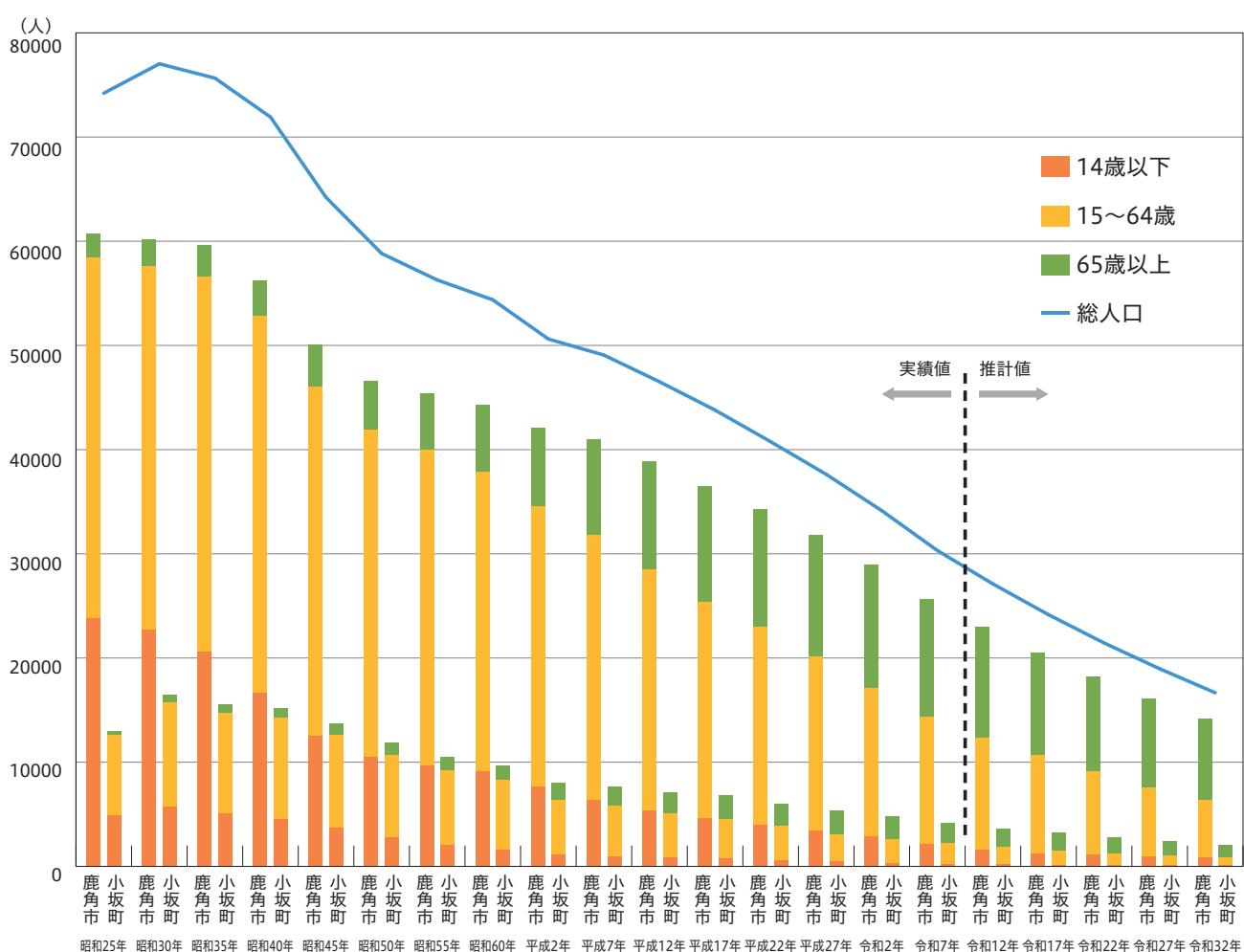
注釈5 鹿角地域では定期市や臨時市を市日と呼ばれる。本地域計画では市日という。

3. 人口動態

令和7(2025)年8月現在の鹿角地域の人口は、30,901人(鹿角市26,556人、小坂町4,345人)である。昭和30(1955)年の77,010人をピークに減少を続けている。令和32(2050)年の将来推計人口は16,289人(鹿角市14,230人、小坂町2,059人)である。雇用機会不足や高等教育機関への進学者の増加などにより依然として鹿角地域外への人口流出が続く状況にある。総人口の減少が各年齢層で続く一方で、高齢化が進行し、令和22(2040)年の高齢化率は45%を上回る見込みである。

また、人口分布をみると、国道や県道沿いに人口が分布する傾向があり、特に花輪地区花輪区域の鹿角花輪駅周辺や十和田地区の毛馬内区域・錦木区域・大湯区域の一部、小坂地区中央区域に人口集中がみられる。十和田地区大湯区域の山間部や八幡平地区は集落が広範囲に分散している。

●人口の推移



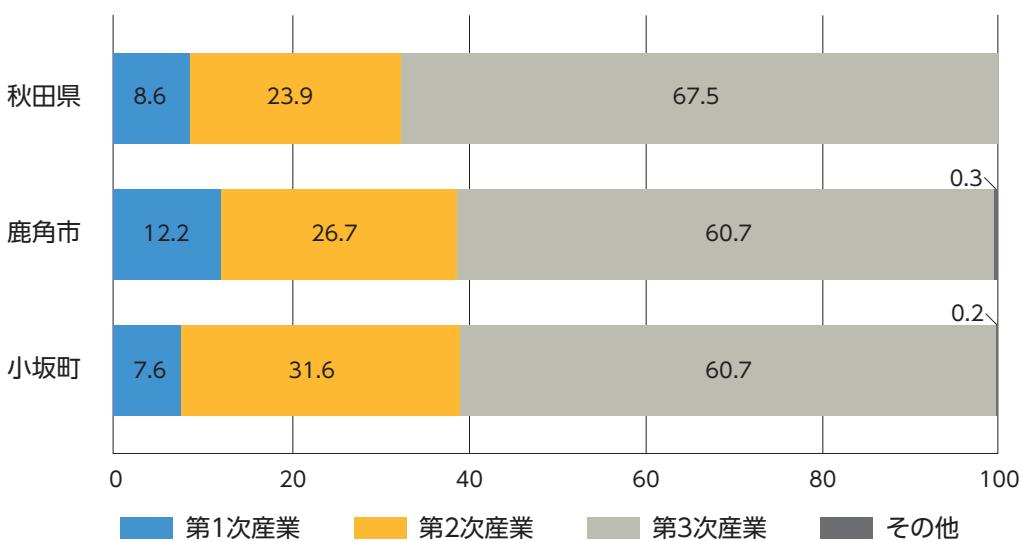
資料:「国勢調査」(昭和25年～令和2年)及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和5(2023)年推計)をもとに作成

4. 産業

鹿角地域は古くから金属鉱床資源と森林資源に恵まれ、昭和50年代から60年代の閉山まで尾去沢鉱山(尾去沢地区)や小坂鉱山(小坂地区)などの隆盛が産業の発展に大きな影響を与えてきた。鉱山が使用する電力をまかぬための水力発電所は明治30年代から、採掘技術を活かした地熱発電所は昭和40年代に建設されるなど、早くから再生可能エネルギー開発が進んでいる。また、十和田八幡平国立公園は国内屈指の景勝地として全国から観光客を集め、3か所の温泉郷とともに近代に入り観光サービス業が発展した。

鉱山閉山後は、鉱山の製錬技術を活用し、環境リサイクル産業への転換が図られている。令和3年度の鹿角地域の総生産額は約1,323億円である。第一次産業及び第二次産業の占める割合が秋田県平均に比べて高く、就業者の割合も同様である。

●産業別就業者の割合



資料:「国勢調査」(令和2年)をもとに作成

(1) 農業

鹿角地域は内陸中山間地の盆地で、冷涼かつ寒暖差が大きい。この気候から水稻や園芸作物、果樹、畜産などの複合経営が進められてきた。近年は枝豆やトマト、きゅうりなどの畑作物、収穫時期が遅い「北限の桃」などの果樹、耕作放棄地を活用したそばの作付けが拡大している。また、日本ワインの原料である山ぶどう系品種を栽培し、平成29(2017)年から日本ワインの醸造も行われる。さらに昭和32(1957)年に日本短角牛として品種登録された「かづの牛」(GI登録)や昭和44(1969)年に生産を始めた「八幡平ポーク」、平成7(1995)年に生産を始めた「十和田湖高原ポーク桃豚」といった地域独自の畜産業が盛んであることが特色である。

(2) 鉱業

鹿角地域は金属鉱床資源が豊富な地域で、尾去沢鉱山(尾去沢地区)、小坂鉱山(小坂地区)は全国的にも有数の大規模鉱山であった。下記表のように、かつては金属鉱床資源を活かして金銀銅などが採掘されたが、現在は全て廃業している。

●明治以降の主な鉱山と産出鉱物

名称	地区	規模	主な産出鉱物	名称	地区	規模	主な産出鉱物
小坂鉱山	小坂	大	金・銀・銅・鉛・ 亜鉛・硫化鉄	来満鉱山	十和田	小	金・銀・銅・鉛・ 亜鉛・硫化鉄
鵠鉱山	小坂	中	金・銀・銅・亜鉛	花輪鉱山	花輪	中	金・銀・銅・鉛・ 亜鉛
大地鉱山	小坂	小	金・銀・銅・硫化鉄	細地鉱山	花輪	中	金・銀・銅・鉛・ 亜鉛
金畠鉱山	小坂	小	金・銀・銅	四角鉱山	花輪	小	金・銀・銅・鉛・ 亜鉛
相内鉱山	小坂	中	金・銀・銅・亜鉛・ 硫化鉄	尾去沢鉱山	尾去沢	大	金・銀・銅・鉛・ 亜鉛・硫化鉄
鉛山鉱山	小坂	中	金・銀・銅・亜鉛・ 硫化鉄	田ノ沢鉱山	八幡平	小	金・銀・銅・鉛・ 亜鉛
古遠部鉱山	小坂	中	金・銀・銅・鉛・ 亜鉛・硫化鉄	真金山鉱山	八幡平	小	金・銀・銅
小真木鉱山	十和田	中	金・銀・銅	小割沢鉱山	八幡平	小	金・銀・銅・鉛・ 亜鉛
立石鉱山	十和田	小	金・銀・銅	宮川鉱山	八幡平	小	硫黄
土深井鉱山	十和田	小	金・銀・銅	又一鉱山	八幡平	小	硫黄
不老倉鉱山	十和田	大	金・銀・銅・鉛・ 亜鉛	両国鉱山	八幡平	小	硫黄

資料:鹿角市『鹿角市史』(第4巻)及び斎藤實則『鉱山と鉱山集落』をもとに作成

(3) 製造業

鹿角地域は、農産物などの原料の特性を活かした加工製品を製造する企業の誘致に力を入れている。そのほか鉱山の製錬技術を生かした、多くのリサイクル関連企業が集約されている。

(4) 商業

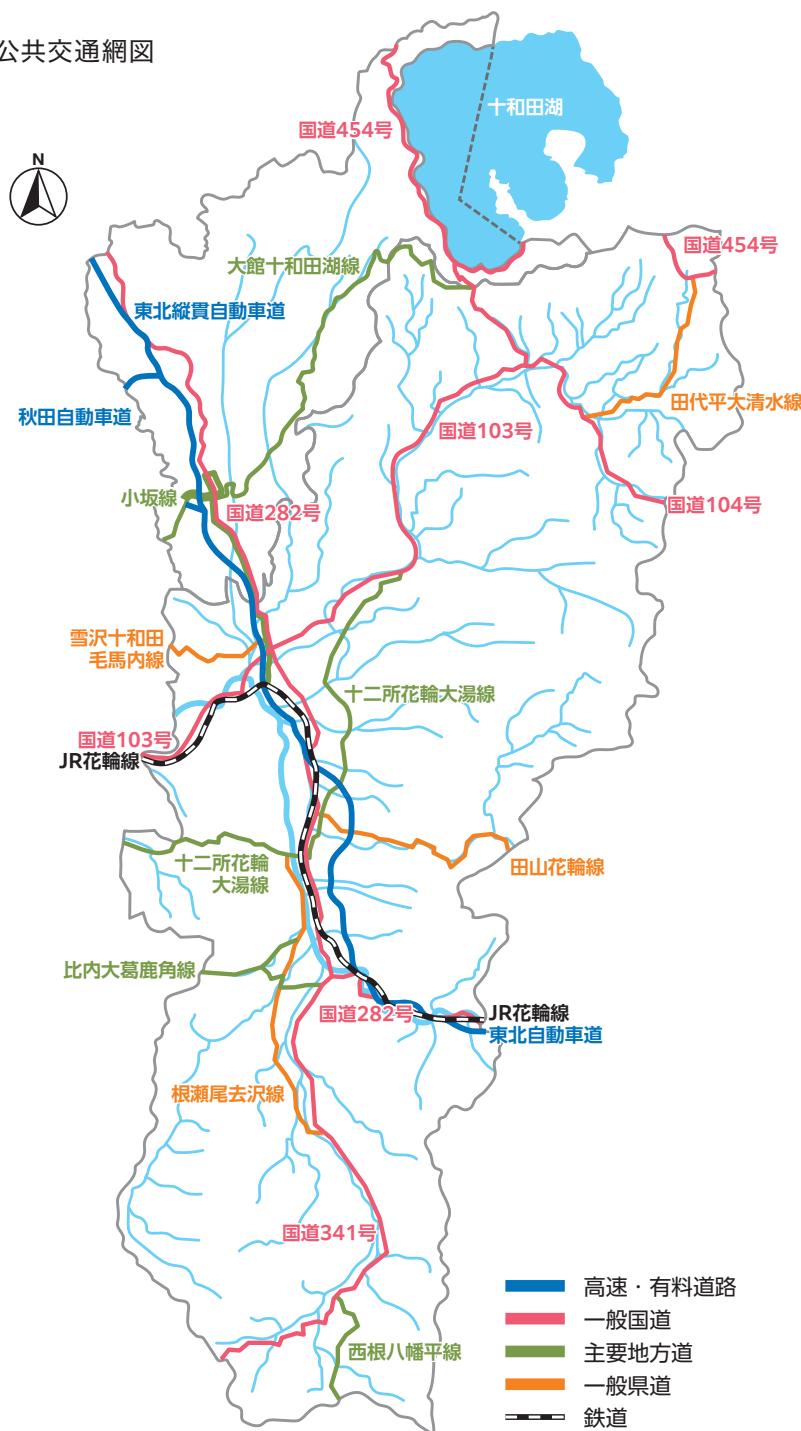
鹿角地域は、尾去沢鉱山(尾去沢地区)や小坂鉱山(小坂地区)といった鉱山の隆盛により「鉱山の町」として栄え、特に中央部の花輪地区花輪区域は、市日や酒造店、染物店などさまざまな業種の商店が並び賑わった。昭和50年代から60年代の鉱山閉山が大きく影響し、小売業やサービス業を中心に繁華街型商店街は縮小した。近年では中心市街地の衰退や空き店舗の増加などが課題として挙げられる。市日は、小坂地区、十和田地区、花輪地区で開かれ、農産物を求める住民や観光客に親しまれている。

5. 交通

鹿角地域には、米代川に沿って南北に国道282号、JR花輪線、東北自動車道が整備され日常交通において重要な役割を担っている。東北自動車道の「鹿角八幡平」、「十和田」、「小坂」のインターチェンジと秋田自動車道の「小坂ジャンクション」により、青森市、弘前市、八戸市、盛岡市、秋田市など主要都市と2時間圏内で結ばれ、高速バス路線も運行する。

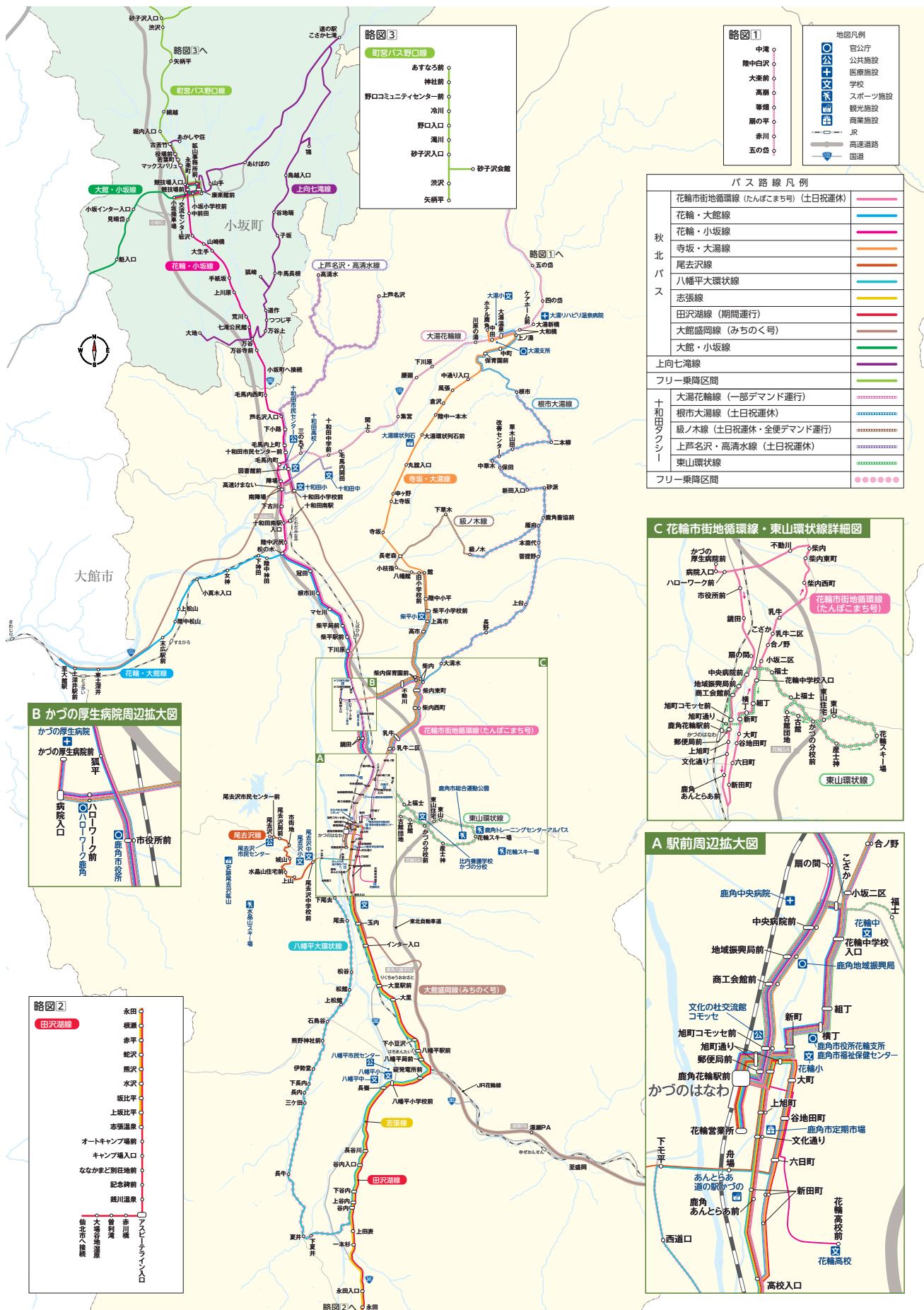
公共交通は、令和7(2025)年4月現在、路線バスが19路線、乗合タクシーが6路線ある。多くは鹿角花輪駅を基点に運行しているが、今後人口減少などにより乗合タクシーやオンデマンド交通による交通手段が増えていくと推測される。また、自家用有償旅客運送などが八幡平-十和田湖間、観光客向けタクシーが康楽館-十和田湖間で運行している。

●公共交通網図



資料:鹿角市『鹿角市地域公共交通計画』をもとに作成

●バス路線図(令和7(2025)年4月現在)

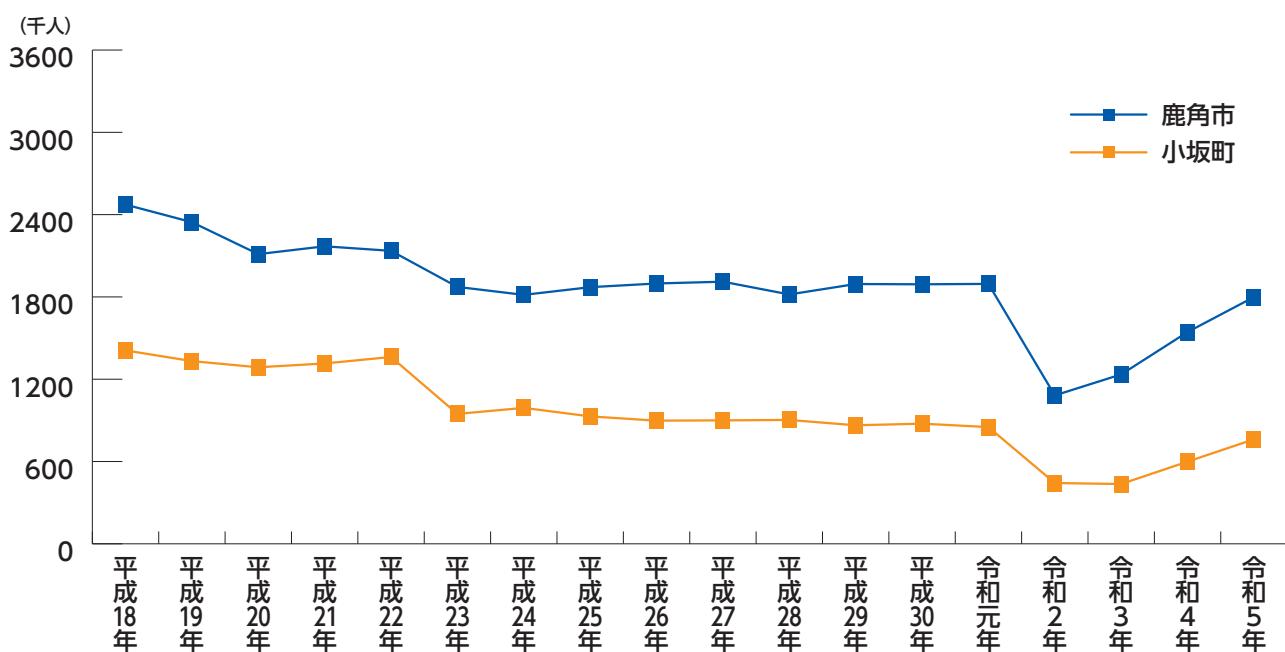


資料:鹿角市『鹿角市地域公共交通計画』及び小坂町『小坂町地域公共交通計画』をもとに作成

6. 観光

鹿角地域は、十和田八幡平国立公園に代表される湖と火山現象による地形、ブナ林やオオシラビソ(アオモリトドマツ)林といった原始性の高い森林に加え、高山植物や湿原植物群落も見られる豊かな自然を有している。地域内には縄文時代の遺跡である大湯環状列石をはじめ、長く培われてきた大日堂舞楽や花輪祭の屋台行事、康樂館などの歴史文化、「きりたんぽ」や「けいらん」などの食文化、火山現象による温泉の効能を活かした湯治文化が育まれた。こうした自然、歴史文化、食、湯治などを魅力と捉え、観光コンテンツとして活用することで、滞在型・着地型観光のプランを造成し誘客に取組んでいる。豊富な観光資源により、観光入込客数は高度経済成長期までは増加したが、経済状況や旅行形態の変化、東日本大震災の影響により減少傾向に転じた。新型コロナウイルス感染症の感染拡大で、さらなる減少を招いたが、自治体による旅行需要の喚起策などにより令和3(2021)年以降、観光客数は回復傾向にある。

●鹿角地域観光入込客数



資料:「鹿角市産業活力課観光動態調査」及び「小坂町観光商工課調査」をもとに作成

7. 歴史・文化に関わる鹿角地域の施設

(1)博物館・資料館及びその他展示施設

鹿角地域の博物館・資料館など常設の展示施設は以下のとおりである。

●鹿角地域の博物館・資料館など

名称	地区	概要	所有者
小坂町立総合博物館郷土館	小坂	小坂町の成り立ち、鉱山を中心とした歴史、自然環境について研究・展示する。	町
十和田湖観光振興センター (道の駅十和田湖内)	小坂	特別名勝及び天然記念物である十和田湖を紹介する。カルデラ湖の成り立ちやヒメマスの増殖に成功した和井内貞行関連資料を展示する。	町
中小路の館 (旧工藤家住宅主屋)	小坂	明治18(1885)年に建築された在郷武士の家系の住宅を公開する(県指定)。	町
明治百年通り (青空の博物館)	小坂	国指定、国登録などの歴史的建造物が現地保存または移設され、通り全体が展示施設となっている。観光案内人が活動している。	町
大湯こけし館 (大湯温泉総合振興プラザ内)	十和田	大正10(1921)年以降に大湯区域で製作されたこけしを中心に、東北各地のこけしを展示する。	市
大湯ストーンサークル館	十和田	特別史跡大湯環状列石とそのガイダンス施設である。土器づくりなどの体験ができる。大湯環状列石をガイドする大湯SCの会が活動している。	市
鹿角市先人顕彰館	十和田	鹿角市にゆかりのある先人を顕彰し、資料を収集保存し、研究・展示する。	市
錦木塚展示室 (錦木地区市民センター内)	十和田	錦木塚や錦木塚伝説に関する資料を展示する。	市
鹿角市歴史民俗資料館 (旧鹿角郡公会堂)	花輪	大正5(1916)年に建築された旧鹿角郡公会堂(市指定)に鹿角市の民俗資料を中心に展示を行う。	市
旧関善酒店	花輪	明治38(1905)年に建築された酒屋兼住居で、建物や当時の道具を見学できる(国登録)。建物のガイドをするNPO関善賑わい屋敷が活動している。	民間
祭り展示館 (道の駅かづの内)	花輪	花輪祭の屋台行事(国指定)で用いる屋台を収蔵展示する。	市
鹿角市鉱山歴史館	尾去沢	尾去沢鉱山の歴史などを伝える施設である。	市



鹿角市歴史民俗資料館
(旧鹿角郡公会堂)



旧関善酒店

(2) 観光施設

鹿角地域の主な観光施設は以下のとおりである。

●鹿角地域の主な観光施設

名称	地区	ジャンル	概要	所有者
旧小坂鉱山事務所	小坂	歴史	明治38(1905)年に建築された近代鉱山における本格的鉱山事務所建築である(国指定)。ルネッサンス風の洋館で、螺旋階段やサラセン風のバルコニーなどが特徴である。館内を見学できる。	町
旧小坂鉱山病院記念棟	小坂	歴史	明治に発足した小坂鉱山病院の靈安施設である(国登録)。	町
旧小坂鉱山工作課原動室 (赤煉瓦俱楽部)	小坂	食・歴史	明治37(1904)年に建築された木骨れんが造の建物である(国登録)。平成26(2014)年に移築・復原され、お土産売り場や軽食を提供するカフェとなっている。	町
康楽館	小坂	歴史	明治43(1910)年に建築された芝居小屋である(国指定)。外観正面や内部天井は洋風、館内は江戸時代の典型的な芝居小屋で和洋折衷の造りである。芝居の上演や建物の構造・舞台装置を公開している。	町
小坂鉄道レールパーク	小坂	歴史	旧小坂鉄道小坂駅本屋及びプラットホーム(国登録)と旧小坂鉄道小坂駅機関車庫(国登録)の施設を利用したテーマパークである。駅舎や車両の展示、乗り物体験ができる。	町
天使館 (旧聖園マリア園)	小坂	歴史	小坂鉱山従業員のための幼児教育施設の新園舎として建築された西洋風の建物である。館内見学のほか、発表会などの会場として使われる(国登録)。	町
十和田ふるさとセンター	小坂	食・自然	十和田湖でのアクティビティ体験やバーベキューができる。施設内の食堂では地元食材を使った料理を提供する。	町
十和田ホテル	小坂	歴史	十和田湖西湖畔の高台にあるホテルである(国登録)。秋田杉を使った昭和初期の本格的近代和風建築である。	県
道の駅十和田湖	小坂	食・自然	十和田湖にある道の駅である。十和田湖の紹介や和井内貞行関連資料などを展示する。	町
道の駅こさか七滝	小坂	食・自然	小坂地区中央区域と十和田湖を結ぶ樹海ラインにある道の駅である。日本の滝百選の七滝がある。	町
発荷峠展望台・紫明亭展望台・笹森展望所・滝ノ沢展望台	小坂	自然	十和田八幡平国立公園の十和田八甲田エリアにある。陥没したカルデラ湖の十和田湖西岸に位置し、その外輪山や八甲田連峰を望むことができる。	町
甲岳台展望所	十和田	自然		市

名称	地区	ジャンル	概要	所有者
大湯温泉郷	十和田	温泉	約800年前に開湯したといわれる名湯である。大湯川沿いに自然湧出した温泉で、効能と湯量から江戸時代には盛岡藩の保養温泉地に指定されていた。ホテル・旅館のほか、現在も住民が利用する共同浴場が4か所ある。	市
中滝ふるさと学舎	十和田	食	平成20(2008)年に閉校した旧中滝小学校舎を改修した交流体験施設である。建築当時(昭和30(1955)年)の木造校舎を活用し、クラフトや郷土料理、ピザ作り体験のほか、カフェやケビン棟を併設する。	市
道の駅大湯 (湯の駅おおゆ)	十和田	食	大湯温泉郷にある道の駅である。癒しと健康をテーマにブランド牛「かづの牛」がメインのカフェやお土産などを豊富に取り揃える。	市
道の駅かづの	花輪	食	国道282号沿いにある道の駅で十和田八幡平国立公園の中間に位置する。みそ付けたんぽづくり体験のほか、お土産などを豊富に取り揃える。地域連携DMOによる観光情報発信拠点となっている。	市
史跡尾去沢鉱山	尾去沢	歴史	尾去沢鉱山跡を利用したテーマパークである。観光坑道内では約900万年前の地殻が露出し、国内最大級を誇る銅鉱脈群採掘跡を間近で体感できる。純金砂金採りなどが体験できる。	民間
八幡平温泉郷	八幡平	温泉	十和田八幡平国立公園の八幡平地域にある国内有数規模の湯量を誇る温泉郷である。古くから湯治場として賑わう豊かな自然に囲まれた温泉郷。標高が高く、野趣あふれる秘湯と呼ばれる。	市
澄川地熱発電所	八幡平	自然・温泉	十和田八幡平国立公園の八幡平地域にあり、東北地方で一番高い標高の発電所である。PR館では地熱発電について学習できる。	民間
八幡平ビジターセンター	八幡平	自然	十和田八幡平国立公園の八幡平地域にあり、八幡平の成り立ちや環境、生態系などについてジオラマなどで紹介する。	国
八幡平ふれあいやすらぎ温泉センターゆらら	八幡平	温泉	十和田八幡平国立公園の八幡平地域にあり、日帰り入浴ができる。寝湯、打たせ湯など多様な温泉が楽しめる。「八幡平パーク」を使った料理を提供する食堂が併設する。	市
湯瀬温泉郷	八幡平	温泉	景勝地湯瀬渓谷にある温泉郷であり、「川の瀬からお湯が湧く」ほど湯量が豊富なことから湯瀬の名がついたと伝わり美人の湯といわれる。	市

(3)その他公共施設

(1)、(2)以外の歴史、文化に関わる活動を行う公共施設は以下のとおりである。

●その他公共施設

名称	地区	概要
川上公民館	小坂	小坂地区川上区域の団体が使用する。大太鼓の練習や盆踊り大会、郷土食の講習会を行う。
小坂町交流センターセパーム	小坂	生涯学習のつどいまなびピアでは個人・団体の作品や活動発表が行われる。また郷土を知るための講座が行われる。
小坂町立小坂図書館	小坂	小坂町や小坂鉱山の歴史、郷土の偉人に関する図書などを所蔵している。
七滝公民館	小坂	小坂地区七滝区域の団体が使用する。郷土食の講習会や七滝区域の郷土を知るための講座が行われる。
大湯地区市民センター	十和田	十和田地区大湯区域の団体が使用する。
出土文化財管理センター	十和田	鹿角市内で発掘された土器など多くの出土資料を収蔵している。
十和田市民センター	十和田	十和田地区の芸能祭や毛馬内の盆踊の着付け教室、十和田地区的郷土を知るための講座が行われる。
十和田図書館	十和田	「立山文庫」、「諏訪文庫」、「みどりの文庫」など郷土の先人に関するコレクションを収蔵する。TowadaGallery では個人・団体の作品や図書館資料の紹介を行う。
錦木地区市民センター	十和田	十和田地区錦木区域の団体が使用する。
鹿角市交流センター	花輪	団体が講演などを行う。
鹿角市交流プラザ (MITプラザ)	花輪	情報技術の普及と音楽を通じた交流の場。百人ホールでは各種イベントやミニコンサートなどが行われる。
鹿角市福祉プラザ	花輪	子どもから高齢者まで多様なニーズに合わせたサービスや事業を展開している総合福祉施設である。
鹿角市文化の杜交流館コモッセ	花輪	文化ホールでは鹿角市民俗芸能フェスティバルのほか、個人・団体が公演を行う。
柴平地域活動センター	花輪	花輪地区柴平区域の団体が使用する。
花輪市民センター (文化の杜交流館コモッセ内)	花輪	花輪の町踊り講習会や花輪地区子ども会対抗かるた大会のほか花輪地区的郷土を知るための講座が行われる。展示ギャラリーでは個人・団体の作品や鹿角市が所蔵する資料の紹介を行う。
花輪図書館 (文化の杜交流館コモッセ内)	花輪	旧花輪町に関する資料を収蔵する。郷土に関する講座などが行われる。
尾去沢市民センター	尾去沢	尾去沢地区の芸能祭や郷土を知るための講座が行われる。
谷内地区市民センター	八幡平	八幡平地区谷内の年中行事などが行われる。
八幡平市民センター	八幡平	八幡平地区の芸能祭が行われる。



鹿角市民俗芸能フェスティバル



古文書整理



競技かるた



盆踊(大太鼓の演奏)



茜染の体験



花輪ばやし三味線・笛講習会
花輪ばやし祭典委員会提供

●鹿角地域の施設



A scenic view of a valley during autumn. The hillside is covered in trees with orange, yellow, and green leaves. A winding road or path leads through the valley floor. In the foreground, there's a small white building, possibly a cabin or a station, surrounded by some vegetation and rocks. The sky is clear and blue.

八幡平温泉郷(蒸の湯温泉)



小坂鉄道レールパーク

3節 歴史的背景

1. 先史

日本列島での後期旧石器時代は今から約3万8000年前から1万5000年前頃で、最後の氷期にあたる。人々は大型動物の狩猟を行いながら移動生活を営んでいた。秋田県内ではナイフ形石器などが発見されているが、鹿角地域は火山起源の土層が厚く堆積するため、旧石器時代の痕跡は確認されていない。

縄文時代は今から1万5000年前から2400年前まで1万年以上続き、草創期・早期・前期・中期・後期・晩期に区分される。この時代は土器や弓矢が登場し、狩猟採集を中心とした定住生活が営まれた。鹿角地域で確認されている遺跡の6割が縄文時代の遺跡であるが、時期によって遺跡の数や遺物量などが大きく変動する。また、遺跡の分布は、奥羽山脈の裾野に開けた扇状地、大小の河川によって形成された舌状台地、米代川沿いの段丘面などに集中し、標高は120mから190mの範囲である。

縄文時代草創期・早期(約15,000~7,000年前)は寒暖を繰り返しながら次第に温かくなった時期である。現在のところ、鹿角地域で発見された最も古い土器は飛鳥平遺跡(八幡平地区)の約1万年前の草創期の爪形文土器^(注6)である。この時期の鹿角地域では、居住の痕跡は確認できていない。早期の遺跡も少ないが、花輪地区や十和田地区で発見されている。物見坂Ⅲ遺跡(十和田地区)で、早期半ばの貝殻で文様をつけた貝殻文土器を伴う住居の痕跡が発見されている。

縄文時代前期(7,000~5,000年前)は温暖化が進み、現在のような落葉広葉樹林が形成され、食糧が豊富になった時期である。この時期の痕跡は、小坂川や荒川の流域、米代川右岸の花輪地区や八幡平地区にかけて多く発見されている。八幡平地区では急峻な山地を背にしたような立地が選ばれた。清水向遺跡(八幡平地区)では2棟の住居の痕跡とともに、東北地方北部に分布する細長い形で縄目文様を施した円筒土器と東北地方南部の沈線で渦巻き状の文様を施した大木式土器が発見された。鹿角地域が東北地方北部だけでなく南部との交流があったこともわかる。また、はりま館遺跡(小坂地区)でも住居の痕跡が発見された。

縄文時代中期(5,000~4,000年前)は、温暖な気候が続き安定した生活が営まれた。遺跡の数も増加し規模も大きくなつた。遺跡の分布は縄文時代前期に引き続いて花輪地区柴平区域から八幡平地区にかけて台地上に密集する。特に天戸森遺跡(花輪地区)では、縄文時代中期半ばから後半にかけて竪穴住居跡140棟、土坑103基、配石遺構21基などが多量の土器・石器とともに発見された。住居は数軒単位でまとまり、何度も建替え、長期にわたって居住しており、拠点的な集落と推定される。また、配石遺構は石を円形に並べたものや弧状配列をとるものなどがあり、縄文時代後期の大規模環状列石との関わりも指摘できる。一方、小坂地区では遺跡分布の範囲は広がるが遺跡数は減少し、小集団が食糧を求めて短期間の居住と移動を繰り返すキャンプサイトが多くなつたと推定される。

縄文時代後期(4,000~3,000年前)は縄文時代中期末に始まった世界規模の気候寒冷化による影響を受け、大規模な集落が解体し、小規模化・分散化する傾向が強まつた。また、社会構造や祭祀活動なども大きく変化した。北海道から東北地方北部の各地に大規模な環状列石が造営されるのがこの時期である。鹿角地域でも遺跡が全域に分布するようになり、後期前半に大湯環状列石(十和田地区)が登場し後期半ばまで続いた。この遺跡は野中堂・万座の二つの環状列石を主体とし、いくつかの集団による共同墓地であると同時にマツリや儀式などを行う場でもあった。遺跡からは土偶やさまざまな土製品・石製品が発見された。そのなかには男鹿半島や青森県深浦産の黒曜石などがあり、他の地域との交流がうかがえる。鹿角地域では大湯環状列石のほかに、米代川左岸の高屋館遺跡(花輪地区)などでも環状列石が発見されている。

縄文時代晩期(3,000~2,400年前)も比較的冷涼な気候が続いた。鹿角地域では後期後半以降、遺跡が減少していく。そのなかで玉内遺跡(八幡平地区)は配石遺構をはじめ、配石墓や土坑墓・土器棺墓が発見されるなど墓域を中心とした場であったと考えられる。東北地方の晩期の土器は、亀ヶ岡式土器と呼ばれ、精巧な文様で飾られた鉢や壺などがある。その文化を亀ヶ岡文化と呼び、多様な土製品・石製品や骨角、漆を用いた道具類が作

^{注6} 爪または種々の工具を用いて刺突や押圧などを施した土器。



天戸森遺跡
(花輪地区)



大湯環状列石出土品
(県指定、十和田地区)

られ、なかでも遮光器土偶は亀ヶ岡文化を代表し、鹿角地域でも発見されている。

弥生時代は、大陸から稻作が伝わり、農耕生活が始まり、やがて小国家が成立するなど、社会が大きく変化した時代である。東北地方には、日本海沿いに弥生時代前期の土器が伝わり、津軽平野(青森県西部)でも水田による稻作が始まった。鹿角地域の弥生時代前期はわずかに土器が発見されているのみで、様相は明らかではない。

弥生時代後期になると、寒冷化などのため東北地方北部の稻作は廃れ、北海道の縄繩文文化との関わりが強まった。鹿角地域では、わずかに台地上に活動の痕跡が発見されており、狩猟採集を軸に栽培、交易などを組み合わせた遊動的な生活がうかがえる。

古墳時代になると、東北地方北部では、北海道の縄繩文文化と関連する遺跡や土器類が散在する。鹿角地域では、古墳文化の様相を把握できる痕跡は発見されていない。

2. 古代

飛鳥・奈良時代になると、畿内で律令国家が成立した。天平5(773)年に、現在の山形県庄内地方から、秋田村高清水岡(秋田市)に出羽柵と呼ばれる地方支配の拠点が移された。それにより、律令国家の影響が秋田まで及んだ。出羽柵は、後に秋田城と改められた。鹿角地域では、鹿角沢II遺跡(花輪地区)からカマドをもつ住居の痕跡と土師器高壙が発見され、飛鳥時代の生活の痕跡と推定される。また、穀物調理や纖維加工の痕跡も発見された。

奈良時代後半から平安時代になると、律令国家の支配領域では古墳が築造されなくなる一方で、北海道や東北地方北部では、末期古墳と呼ばれる独自の古墳が築造される。末期古墳は直径10m程の円墳の周囲に幅1m程の溝をもつ。埋葬品は鉄刀などの武具、馬具、勾玉などの玉類といった被葬者の威信を示すものが多く、地域の首長層の墳墓とされる。鹿角地域では、米代川右岸の枯草坂I遺跡(十和田地区)など舌状に張り出した台地上に径5~7mの円墳と周囲に溝をもつ末期古墳が現れる。そこから蕨手刀や勾玉などが発見された。律令国家の支配下にあった地域との交流によってもたらされたものと推定される。また、集落の痕跡も舌状台地上に発見されていることから、その下に広がる沖積地で農耕を行っていたことが推定される。

「鹿角」の地名が文献に初めて登場するのは『日本三代実録』元慶2(878)年7月10日の条で、米代川流域の村として火内(大館市大館盆地)・樅渕(北秋田市鷹巣盆地)と並んで「上津野」と記される。この文献には同年3月に秋田城司の悪政に反発した秋田城以北の米代川流域を中心にした住人が蜂起した「元慶の乱」が記される。「上津野」は米代川上流の平野という意味で、米代川流域が出羽国の秋田城に管轄されていた。ヤマト王権から秋田城平定の命を受けた鎮守府將軍小野春風が、陸奥国から奥羽山脈を越えて上津野に入り、反乱に加勢した村々を説得しつつ米代川を下り秋田城へと南下したといわれる。春風がたどったこの山越えの道筋は「流霰道」と呼ばれ、中世の鹿角街道に受け継がれていく。この時代は米代川流域では遺跡が増加し、鹿角地域でも250もの遺跡が確認される。十和田地区から花輪地区にかけて米代川右岸の台地上にいくつも集落が形成され、その下に広がる河川沿いの平地で農耕を行ったと推定される。平安時代中期には十和田火山の噴火という大災害に見舞われた。

『扶桑略記』延喜15(915)年7月13日の条には出羽国での火山灰降下と農作物の被害が記録される。この火山灰は大湯環状列石のある中通台地などでは厚さ20~30cmの軽石層として確認できるが、この時発生したシラス洪水(毛馬内火山泥流)は、米代川流域の低地を覆いながら流れ下り、各地に埋没家屋の遺構が残った。十和田火山噴火は米代川流域にとどまらず、現在の青森県の津軽平野や上北地域、馬淵川流域など東北地方北部一帯に甚大な被害を与えた。



物見坂II遺跡の十和田火山灰堆積状況(十和田地区)

3. 中世

応徳3(1086)年、白河天皇は讓位後、上皇となって政務を行う院政を始めた。東北地方では在地豪族が力を蓄え中央貴族層や武士団と関わりながら抗争を繰り返した。後三年合戦後の寛治元(1087)年、藤原清衡は源義家の支援を受けて戦乱に終止符をうち、平泉に本拠地を移した。鹿角地域と直接的に関わりを示す文献は無いものの、戦いに敗れた清原家衡の残党や源義家の説話が遺される。

清衡は、南端の白河関から津軽外浜まで陸奥国を縦断する奥大道を整備したという。当時の奥大道は鹿角地域では、米代川最上流部の田山(岩手県八幡平市)から湯瀬、小豆沢、桃枝を通ると推定され、さらに比内を経て津軽へと続く交通の大動脈であった。奥大道上にあった天台寺(現岩手県二戸市浄法寺)は、東北地方の大日如来信仰の中心地として平泉藤原氏の庇護下におかれ、信仰の発信地だった。

また、鹿角地域は源平の争乱と直接的な関わりは無いものの、源平の争乱に由来を持つ仏像やその説話が遺される。

鎌倉幕府の歴史書『吾妻鏡』には、藤原基衡による荘園年貢や仏師運慶への贈答品の記録がある。そのなかに馬・金などと並んで麻糸を織り上げた細布が記される。細布は鹿角地域ゆかりの産物とされ、平安時代中期の能因法師の歌にも詠まれ、「希婦細布」として「錦木塚」とともに歌枕として知られた。また、平泉藤原氏は東北地方で金鉱山を見出し、中尊寺金色堂に代表される黄金文化を築き上げた。その産金の地の一つとされるのが鹿角地域であり、金にまつわる伝説・民話が複数遺る。堪忍沢遺跡や太田谷地館跡などでは、製鉄・鍛冶に関する痕跡が数多く発見され、この頃には製錬技術が根付いていたと推定される。さらに、平泉藤原氏の財力の一端として漆があり、鹿角地域も産地であった。



堪忍沢遺跡(花輪地区)

秋田県教育委員会提供

文治5(1189)年の奥州合戦で平泉藤原氏が滅ぶと、源頼朝は関東武士を地頭として東北地方に配置した。やがて北条氏が幕府の実権を掌握し、全国に北条得宗家領として所領を拡大していった。

鹿角地域は、地頭として武藏国を本領とする成田氏が配されたと推定され、鎌倉時代後期に北条得宗領に組み込まれていった。この所領には管理のため北条氏被官が地頭代などとして派遣され、やがて現地に土着した。

元弘3(1333)年の鎌倉幕府滅亡後、建武の新政で後醍醐天皇が天皇中心の政治を行い、公家を重視したため武士の不満が高まった。後醍醐天皇に対抗した足利尊氏が光明天皇を立て幕府を開いたことで、朝廷が南朝・北朝に二分し南北朝時代となった。室町時代中期に將軍の跡継ぎをめぐって起こった応仁の乱が全国に広がり、各地でそれまでの支配の仕組みを変える新たな動きとなった。十和田地区出身の東洋史家内藤湖南はこの乱を、日本史を二分する画期となる戦乱と定義し、日本史家に影響を与えた。

鹿角地域は混迷の時期となり、北条得宗領は没収地となり、足利尊氏は外ヶ浜や糠部郡など東北地方北部の交通や産馬の要衝を確保した。一方、建武政権の陸奥守北畠顕家は多賀國府から東北地方を統制し、北朝と南朝の対立が強まった。

延元元(1336)年以降、鹿角地域を治めた成田頼時、糠部郡に拠点を置く南部氏と、北朝の比内浅利氏・津軽曾我氏との間に度々衝突が起こった。この争乱で、「鹿角四氏」と称する安保・秋元・奈良・成田の在地武士団(国人)が勢力を拡大し、それぞれに拠点を構えながら鹿角盆地を治め、やがて周辺勢力の影響が及ぶようになった。一方で、南部氏が糠部郡から津軽・鹿角・比内・仙北と勢力を拡大すると、秋田郡を中心に勢力を伸ばし檜山(現在の能代市)を拠点とした檜山安東氏との対立が激化した。鹿角地域は出羽・陸奥の間に位置し、津軽につながる要衝でもあったため、双方の勢力による争奪の地となつた。このような混乱が在地勢力の拠点たる城館設置を促したと考えられ、『鹿角由来記』には「鹿角四十二館」と記された。

檜山安東氏は比内を傘下に治めた後、鹿角地域へと進攻したが、南部氏は永禄12(1569)年に鹿角地域から安東氏の勢力を駆逐し、以後、鹿角地域における支配を確立した。この頃毛馬内で戦の勞をねぎらうため歌舞を催したのが、「毛馬内の盆踊」に伝承されている甚句踊りの起源とする説がある。また大湯大太鼓も同時期の永禄の合戦の凱旋の際に叩いた太鼓の拍子だと伝わっている。

文化面では、室町時代に世阿弥が謡曲『錦木』を作るなど、都に鹿角の名が広まった。

4. 近世

織田信長が室町幕府15代將軍足利義昭を追放し、室町幕府が滅亡した。信長が本能寺で自害した後、豊臣秀吉が信長の後継者争いに勝利した。秀吉は全国に停戦を命じ、東北の大名もそれに従い、天正18(1590)年天下統一が完成した。

このとき東北地方は秀吉による奥州仕置が行われ、奥羽に諸大名が再配置された。南部氏の所領は7郡(糠部・鹿角・岩手・志和・久慈・閉伊・遠野)となりそのなかに鹿角地域が含まれた。同時に領内の城館が整理された。鹿角地域の城館は花輪(花輪地区)・当麻(毛馬内ともいう)(十和田地区)・大湯(十和田地区)・長牛(八幡平地区)が境の要所として残されそれ以外は破却された。秀吉の奥州仕置に不満を持つ南部氏有力一族の九戸政実による反乱が天正19(1591)年3月に起こった。鹿角地域ではこの乱の前哨戦が起り、鹿角四氏を中心とした国人衆の大湯四郎左衛門・円子金十郎・大里修理らが九戸側につき大湯鹿倉館に籠城し、大光寺左衛門を大将とした南部側が館を包囲した。この戦いに敗れた大湯四郎左衛門らは九戸城へ落ち延びたが、翌年の蒲生氏郷・浅野長政ら奥州再仕置軍が九戸城を包囲し、九戸政実は降伏した。この後、鹿角地域では花輪・毛馬内・長牛を残し城館は破却された。

秀吉の死後、徳川家康が慶長5(1600)年の関ヶ原の戦いに勝利し、慶長8(1603)年に江戸に幕府を開き、幕府と藩が全国の土地と民衆を支配する仕組みとして幕藩体制がしかれた。盛岡藩領となった鹿角地域は、豊富な金属鉱床資源や森林資源により、藩財政上、重要な位置にあった。これらの資源は秋田藩と隣接する地域に分布していたため、藩境をめぐり秋田藩と度々対立し、延宝5(1677)年6月に幕府による裁定が行われた。翌7月に秋田藩(現大館市)、盛岡藩境に境塚が築かれ、元禄6(1693)年に米代川の境として中州に十本の御境柱が建てられた。藩境警備の重要性から、花輪に中野氏、毛馬内に桜庭氏、大湯に北氏など重臣が配置された。承応年間(1652~1655)に花輪通、毛馬内通にそれぞれ代官所が設置され、藩境に番所が設けられた。毛馬内では慶長12(1607)年に当麻館から柏崎館に館を移し、直下に在町を整備し、現在の本町通りは毛馬内通の経済の中心地として発展した。ムラのなかにマチの機能をもったいわゆる在町は花輪・毛馬内・大湯に発達し、町並みが整えられ商品交換の場としての市日も開設された。これらの在町のうち花輪と毛馬内は御町ともいわれた。その範囲は、花輪は横丁・新町・大町・谷地田町・六日町と鹿角街道に沿う町並みまで、毛馬内は本町通りの上町・中町・下町の範囲だった。マチの家並は屋根の大棟が町通りに対し平行な平入の町家が多く、道路と平行な棟と軒先が連続した。

慶長3(1598)年の発見と伝わる白根金山のほか尾去沢諸金山などの鉱山開発が行われたが、寛文年間(1661~1673年)に入り金の産出が減少すると銅山へと転換した。そのなかでも尾去沢銅山は採掘量が多く、長崎貿易の支払いに用いられた。鉱物の運搬のため奥筋往来(来満街道)の街道が整備され、牛馬により野辺地まで運ばれた。その後船運で大坂へ運ばれた。鉱山への物資の供給地として賑わいを見せた花輪と毛馬内では、毛馬内祭り(月山神社祭礼)と花輪祭り(幸稻荷神社例祭)が隔年交代で行われたと伝わる。

森林資源は古遠部、新遠部から大量の木材が搬出され、盛岡から北上川を下り江戸へと運ばれた。また、地域内の広大な山間部を利用して馬産が行われた。馬は土起こしや耕作、荷物の運搬などに重用され生活に欠かせない存在だった。そのため鹿角地域は、駒形神社などが多く馬の神の信仰が盛んな土地である。なかでも十和田地区山根区域の芦名沢に所在する葦名神社^{あしな}は、この地方唯一の馬の守護として現在の岩手・青森県からも信仰を集め、春の例祭では普段静かな山村の芦名沢にも市が立ち賑わった。

鹿角地域の特産物は、盛岡藩が作成した『御領分産物書上帳』(文政4(1821)年)に、鎌、紫根染木綿、茜染木綿、狭布(細布)、酒などある。菅江真澄の『錦木』に「毛馬内・花輪の産物として、茜、紫の根染の色彩の美しいものがあり、鎌を篠竹の炭で鍛える鍛冶屋がある。(中略)酒屋があり、酒はさぞ良いことであろう」と記している^(注7)。産業は酒造などの醸造業や紫根染・茜染などが発展した。また狭布(細布)は「錦木塚物語」にまつわり平安時代から歌枕として広く知られ、高山彦九郎が記した『北行日記』に天皇への献上を斡旋したと記され、世上の評価も高かったことが伺える。

注釈7 『錦木』伊藤裕現代語訳より



奥州南部領図十郡
(市指定、鹿角地域)

また、鹿角地域は温泉に恵まれ、江戸時代には大湯、湯瀬、八幡平で9か所の温泉があり慰安や娯楽もかねて多くの人々に親しまれた。大湯温泉は盛岡藩内の地誌を記す『邦内郷村誌』に近隣から湯治をする人々が絶えることなく集まるとあり、盛岡藩内の著名な湯治場として藩主がしばしば訪れた「いで湯の里」として親しまれた。

5. 近代・現代

慶応4(1868)年に鳥羽・伏見で起こった新政府^(注8)と幕府の戦いを皮切りに戊辰戦争は全国に広がった。東北地方では、仙台・米沢藩を代表とする奥羽越列藩同盟に盛岡藩も参加し、新政府軍と対峙した。途中で脱盟した秋田藩との戦いが繰り広げられ、盛岡藩は秋田藩の支城があった大館(十二所口)へ進軍し、鹿角地域は秋田侵攻の拠点となった。盛岡藩は大館城などで戦闘を繰り広げたが明治元(1868)年11月に降伏した。鹿角地域は盛岡県鹿角郡となつたのち、明治2(1869)年8月に九戸県、同年9月に八戸県、さらに三戸県、同年11月に江刺県とめまぐるしく転属し、明治4(1871)年7月の廃藩置県により11月に由利郡とともに秋田県に編入された。

政府の富国強兵策により鉱石採掘や製錬技術の近代化が進められた尾去沢鉱山や小坂鉱山は全国屈指の産出・製錬量となつた。同12(1879)年に郡役所が置かれた花輪は、商業地としてさらに発展した。小坂鉱山は黒鉱の製錬技術開発など日本鉱業界に大きな影響をもたらし、鹿角地域への電気の普及、康楽館の建設など近代化を進めた。明治30年代から表面化した小坂鉱山の煙害による農産物・林産物などの被害、昭和11(1936)年11月に発生した尾去沢中沢ダムの決壊など鉱山の発展に伴う弊害も発生した。現在も続けられる鉱山関係者の供養太鼓だった大直利大太鼓(尾去沢地区)はこの災害の供養も行うようになった。高度経済成長期に至るまで経済を支えた尾去沢鉱山は、閉山後史跡尾去沢鉱山と称し観光鉱山として親しまれている。同様に経済を支えた小坂鉱山閉山後的小坂地区は旧小坂鉱山事務所や康楽館といった近代化遺産が観光施設として賑わう。

明治41(1908)年に文人大町桂月が訪れて以降観光地となつた十和田湖やその探勝基地として栄えた大湯温泉では、大湯五平こけしや大湯木彫人形など観光物産の開発が図られた。湯瀬温泉も昭和6(1931)年の鉄道開通により宿泊場が増え、湯瀬渓谷の景観も相まって多くの著名人が訪れた。現在でも代表的な観光名所の一つである。

産業では、果樹は明治23(1890)年に花輪地区の佐藤要之助がりんご栽培に成功し、東京市場において高値で取引されたことを契機にりんご栽培が果樹栽培の中心となった。さらに煙害に強い果樹として梨が植えられた。現在は、桃や山ぶどうの栽培も盛んに行われ、桃は「北限の桃」としてブランド化され、山ぶどうは地元ワインの原料となっている。ニセアカシアも煙害に強い樹木として明治42(1909)年から小坂地区へ植林が始まり、現在ではその花から採れる蜂蜜が「アカシア蜂蜜」として売り出されている。

また、山に囲まれ豪雪地帯に指定される鹿角地域では、スキー競技が盛んで、国民体育大会(現在は国民スポーツ大会)冬季大会スキー競技会といった全国大会の開催地となっている。

6. 人々の暮らし

青垣めぐる鹿角地域は北に十和田湖、南に八幡平をひかえた景勝地であり、古くから恵まれた金属鉱床資源の開発が進み、近代に入ても賑わいを見せた。そのような経済状況が文化に与えた影響も大きかった。

(1)暮らしの風景

鹿角地域の外から様々な人々が訪れ、文献や作品に遺している。

江戸時代には、菅江真澄、古川古松軒、高山彦九郎、菊池武候、船遊亭扇橋、松浦武四郎、上山守古らが立ち寄り、紀行文やスケッチを遺した。近代には、柴田春光が郷里毛馬内(十和田地区)の生活風俗を詩情豊かに描き、『十和田路』は市指定文化財となっている。勝平得之は木彫大湯風俗人形や大湯温泉郷など温泉の絵葉書の制作を行つたのち、郷土秋田の自然や風俗を版画に遺し『大日堂舞楽図』は海外の展覧会に出品された。また、お雇い外国人として日本政府に招かれ来日したクルト・ネットーは、小坂鉱山で冶金技術などの指導にあたるかたわら小坂地区をスケッチに描いた。

^{注釈8} 慶応3(1867)年12月に天皇を中心とした新政府が樹立された。



小坂鉱山製錬所
(小坂地区)

作業や祝いの場、年中行事などで歌われる民謡には地域の事柄が唄われ、鹿角甚句には「せまいようでも鹿角の里は西も東も黄金の山」とある。

これらからは豊かな自然を背景に情緒あふれる鹿角地域の人々の生活の様子を知ることができる。

(2)人物

交通の要衝であった鹿角地域は、多くの人と文化が交流する地域であり、鹿角地域からも様々な先人が生まれている。

毛馬内町では泉澤織太・恭助・熊之助が三代にわたり私塾を開き、子弟の教育に励み、鹿角地域内外に人材を生み出した。こういった土壤は世界的東洋学者の内藤湖南や、十和田図書館の前身となる立山文庫を創設した立山第四郎、菅江真澄研究の内田武志・ハチ兄妹、女性民俗学者の瀬川清子を生んだ。

観光面では、和井内貞行と諏訪富多がいる。和井内貞行は十和田湖でのヒメマス養殖に成功するなど十和田湖観光の開発に尽力した。諏訪富多は大湯温泉の観光振興に貢献するほか、大湯環状列石の保存に尽力した。

芸術面では、12代盛岡藩主南部利済に召し抱えられ弘化2(1846)年より藩奥詰絵師を務めた川口月嶺、その門下の田中北嶺などがおり、泉澤家とも親交があったといわれ鹿角地域へ大きな影響をもたらした。近代には奈良裕功、福田豊四郎、柴田春光らが鹿角地域から近代画壇に雄飛した。小林喜代吉、伊勢正義、小泉隆二、相川善一郎らが鹿角地域の芸術の発展に貢献した。



内藤湖南



瀬川清子



川口月嶺筆『鶏と牡丹』
(市指定)



福田豊四郎画『山みのる秋』

そのほか、黒澤隆朝や小田島樹人といった作曲家も生まれ、特に小田島樹人は『おもちゃのマーチ』や『山は夕焼け』といった童謡、花輪線開通を記念して『鹿角小唄』の作曲を手掛けた。

(3)伝統行事・まつり

旧村社の祭礼で神輿渡御みこしとぎょが行われるもの、オジナオバナや大太鼓、盆踊などの供養を行うものなど、多彩な伝統行事が受け継がれ、地域の人々が担っている。

伝統行事のほかに、産業振興や地域振興などのため様々なイベントや「まつり」が実行委員会や行政主催で行われる。湯瀬温泉まつりは湯瀬神明社の例祭にあわせて集落で行われてきた。また、近年は道の駅を会場に地域の特産物や郷土料理を販売するイベントが開催され、鹿角市が主催している旬食フェスタや小坂町が事務局を務めるアカシアまつりは、地域外から多くの来場者が訪れ楽しめている。



大日堂舞楽
(国指定、八幡平地区)

●主な伝統行事・祭礼

開催月	主な行事
1月	大日堂舞楽(国指定(ユネスコ)・八幡平地区)
2月	土深井裸まいり(市指定・十和田地区末広区域)・雪中田植(小坂地区・八幡平地区)・年祝い(全域)
3月	オジナオバナ(十和田地区(市指定)・花輪地区・八幡平地区(市指定含))・念仏講(百万遍)(十和田地区・花輪地区・尾去沢地区)
4月	花まつり(～5月、小坂地区・花輪地区)・松館天満宮三台山獅子大権現舞(県指定・八幡平地区)
5月	大森親山獅子大権現舞(県指定・尾去沢地区)・山神社祭典(尾去沢地区)
6月	濁川の虫送り(町指定・小坂地区)
7月	月山神社祭礼(十和田地区毛馬内区域)・虫送り(十和田地区・花輪地区・尾去沢地区・八幡平地区)・先祓舞(市指定・八幡平地区)
8月	七夕(全域)・盆踊(全域)・花輪祭の屋台行事(国指定(ユネスコ)・花輪地区花輪区域)・毛馬内の盆踊(国指定(ユネスコ)・十和田地区毛馬内区域)・先祓舞(市指定・八幡平地区)
9月	念仏講(百万遍)(花輪地区・尾去沢地区・八幡平地区)・出羽神社権現舞(小坂地区)・大森親山獅子大権現舞(県指定・尾去沢地区)
10月	
11月	
12月	しめ縄作り(全域)



小豆沢のオジナオバナ
(市指定、八幡平地区)



濁川の虫送り
(町指定、小坂地区)

第2章

鹿角地域の文化財の概要と特徴

1節 文化財の概要

1. 指定等文化財

鹿角地域には、国指定の文化財は20件(有形文化財(建造物2件)、無形の民俗文化財3件、記念物15件(うち13件は地域を定めないもの))がある。県指定の文化財は19件(有形文化財10件(建造物1件、美術工芸品9件)、民俗文化財5件、記念物4件(うち1件は地域を定めないもの))がある。鹿角市・小坂町指定文化財は67件(有形文化財29件(建造物3件、美術工芸品26件)、民俗文化財26件、記念物12件)がある。また、国登録の文化財は10件がある。類型別では、有形文化財が最も多く、次いで、民俗文化財である。なお、文化財6類型のうち、無形文化財、文化的景観、伝統的建造物群、文化財の保存技術は現在指定・選定はない。

●鹿角地域所在指定等文化財件数(令和7(2025)年8月現在)(文化財の一覧は資料編参照)

類型		国指定・選定	国選択	県指定	市指定	町指定	国登録	合計
有形文化財	建造物	2(0+2)	-	1(0+1)	2	1	10(4+6)	16
	絵画	0	-	0	4	0	0	4
	彫刻	0	-	3(3+0)	4	1	0	8
	工芸品	0	-	0	2	0	0	2
	書跡・典籍	0	-	0	0	0	0	0
	古文書	0	-	0	2	0	0	2
	考古資料	0	-	3(2+1)	6	2	0	11
	歴史資料	0	-	3(0+3)	2	3	0	8
無形文化財		0	0	0	0	0	0	0
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	-	1(1+0)	10	0	0	11
	無形の民俗文化財	3(3+0)	[2]	4(4+0)	14	2	0	23
記念物	遺跡	1(1+0)	-	1(1+0)	1	3	0	6
	名勝地	1(0+1)	-	0	0	0	0	1
	動物・植物・地質鉱物	13	-	3(1+1)	8	0	0	24
文化的景観		0	-	-	-	-	-	0
伝統的建造物群		0	-	-	-	-	-	0
合計		20(4+3)	[2]	19(12+6)	55	12	10(4+6)	116

※国特別名勝及び天然記念物に指定されている「十和田湖および奥入瀬渓流」は国指定名勝地で計上。

※国及び県記念物のうち動物・植物・地質鉱物の動物には秋田県に生息する地域を定めないものも含む。

※()内の数字は前者が鹿角市所在文化財、後者が小坂町所在文化財の件数。

※記録作成等の措置を講すべき無形の民俗文化財は国重要無形民俗文化財「大日堂舞楽」、「毛馬内の盆踊」が選択されているため、[]で表記。

※「0」は指定等の該当が無いもの、「-」は制度が無いもの。

2. 未指定文化財

これまでの調査や文献により把握した鹿角地域の未指定文化財1,583件を、地区別に整理した。自治体史の編さんや県の調査、地域ワーキングの実施により、仏像などの彫刻、石造物などの歴史資料が多く把握された。

なお、本地域計画の独自の類型として、口承文芸とそれにゆかりのある地名、湧水・清水、方言を設定している。口承文芸とそれにゆかりのある地名は鹿角地域に多く継承されるため、湧水・清水は山並みや鹿角地域を南北に縦貫する米代川と地域各所を走る支流による豊かな水資源を示すため対象とした。また鹿角地域の独特な方言も対象とした。

●地区別未指定文化財件数(令和7(2025)年8月現在)

類型		小坂	十和田	花輪	尾去沢	八幡平	複数	合計
有形文化財	建造物	22	27	13		4		66
	美術工芸品	5	32	58	1	21	1	118
	彫刻	41	49	75	15	29		209
	工芸品			1				1
	書跡・典籍			1		1	1	3
	古文書	2	1	1		1	1	6
	考古資料	2	1	1			1	5
	歴史資料	33	137	75	41	35	4	325
無形文化財				1				1
民俗文化財	有形の民俗文化財	5	11	8	2	10	4	40
	無形の民俗文化財	12	35	38	12	68	72	237
記念物	遺跡	7	11	5	4	17	2	46
	名勝地	1	3			7	1	12
	動物・植物・地質鉱物	11	19	4	1	18	8	61
文化的景観		3	2	2		4		11
伝統的建造物群			1					1
その他	口承文芸	7	23	14	6	16	60	126
	地名	7	47	33	21	40	2	149
	湧水・清水		3	4	3			10
	方言						156	156
合計		158	402	334	106	271	312	1583

※空欄は現時点では把握できていないことを示す

3. 文化財の類型別の概要

(1) 有形文化財

① 建造物

国指定は、「旧小坂鉱山事務所」、「康楽館」(いずれも小坂地区)があり、国内屈指の鉱山であった小坂鉱山とその鉱山町の隆盛を示す文化財である。

県指定は、盛岡市周辺でみられる直屋造りの「旧工藤家住宅主屋(中小路の館)」(小坂地区)がある。

市・町指定は、江戸時代半ばに建立された「月山神社本殿」(十和田地区)、大正5(1916)年に天皇御大礼記念として建築された「旧鹿角郡公会堂」(花輪地区)、明治18(1885)年に建築された「旧工藤家住宅土蔵」がある。

国登録は、「旧小坂鉄道小坂駅本屋及びプラットホーム」(小坂地区)など小坂鉱山に関するもののほか、近代和風建築では、豪農の屋敷である「渡部家住宅主屋・土蔵・門」(八幡平地区)や花輪の商家であった「旧関善酒店主屋」(花輪地区)などがある。

未指定文化財は、武家や地主の住宅、コミセ(コモセ)を持つ商家があり、代官所の門などが寺院に移設され遺る。また近代化した鉱山に電気を供給する発電所や鉱山労働者の福利厚生施設も遺る。



康楽館

(国指定、小坂地区)

② 美術工芸品

ア. 絵画

市指定文化財は、盛岡藩の奥詰絵師であった川口月嶺の「鶏と牡丹」(花輪地区)などがある。

未指定文化財は、江戸時代の川口月嶺・月村父子、近代の福田豊四郎や柴田春光らの日本画、伊勢正義らの洋画がある。秋田県を代表する版画家勝平得之は鹿角地域の自然や暮らしの様子を描いた作品がある。

イ. 彫刻

指定文化財は寺院の仏像や仏具がある。

県指定は、平安時代前半と推測される「銅造阿弥陀如来立像」(花輪地区)などがある。

市・町指定は、江戸時代前半と推測される「木造釈迦三尊」(花輪地区)、「木造阿弥陀三尊像」(小坂地区)などがある。

未指定文化財は、江戸時代と推測される釈迦如来坐像や地蔵菩薩立像といった仏像が寺社などに収蔵される。また、花輪地区出身の彫刻家相川善一郎の作品がある。

ウ. 書跡・典籍

指定文化財は所在しない。

未指定文化財は、内藤湖南などの書を鹿角市教育委員会が所蔵する。寺社に中世の經典などが伝わる。

エ. 工芸品

市指定文化財は、「花輪南館の時鐘」(花輪地区)など寺院の鐘である。

未指定文化財は、寺社に中世の大茶釜などが伝わる。

オ. 古文書

市指定文化財は、江戸時代の花輪通御給人の記録がある。

未指定文化財は、自治体史編さんに伴い収集した史料を鹿角市教育委員会、小坂町教育委員会が所蔵している。また個人所蔵の史料もある。史料はそれぞれ村の記録や商家の商いなど近世・近代の鹿角地域の様相を伝える。

力. 考古資料

指定文化財は、遺跡出土資料や中世に建立された板碑がある。県指定は、「大湯環状列石出土資料」(十和田地区)や「天戸森遺跡出土資料」(花輪地区)などの出土資料がある。市・町指定は、県内最古級の「板碑」(八幡平地区)などがある。

未指定文化財は、鹿角地域で最も古い縄文時代草創期の爪形文土器(飛鳥平遺跡)や奈良・平安時代の鉄製品など、当時を知ることができる貴重な資料がある。

キ. 歴史資料

県指定は、「小坂鉱山資料」(小坂地区)など近代化を物語る資料がある。市・町指定は、「奥州南部領図絵十郡」(鹿角地域)などの江戸時代の絵図が多い。

未指定文化財は、石造物が多くを占める。供養塔や回国塔など信仰に関するものが多く、庚申塔や山の神、馬の神など生活に密接に関わるもの、標示石などがある。また、和井内貞行や諏訪富多の十和田地区開発に関する文書資料などがある。

(2)無形文化財

現在、指定等の無形文化財は所在しない。かつては「栗山家『古代かづの紫根染・茜染』」(市指定)の伝承者であった栗山文次郎(文化財保護委員会より昭和29(1954)年に「助成の措置を講ずべき無形文化財」として「植物染/紫根染・茜染」が選定、昭和35(1960)年に「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」として「紫根染・茜染」が選択)、文一郎(昭和53(1978)年に、秋田県指定無形文化財「鹿角紫根染・茜染」の保持者に認定)父子の技術が国の選定等や県の指定を受けていた。

未指定文化財は、紫根染・茜染がある。栗山家父子の技術は途絶えたが、技術を継承する団体が現在活動している。

(3)民俗文化財

①有形の民俗文化財

県指定は、尾去沢鉱山で使用された鉱山用具と鉱山作業絵図の「尾去沢鉱山資料」(尾去沢地区)であり、尾去沢鉱山の稼行の様子を伝える。

市指定は、江戸時代後半に奉納された「月山神社の百人一首献額」(十和田地区)や「栗山家『古代かづの紫根染・茜染資料』」(花輪地区)などがある。

未指定文化財は、絵馬がある。近世から近代にかけて馬産地であったことや農耕馬として飼育されていたことから馬などを描いた絵馬が神社に奉納される。また、多くの生活用具や生産用具が鹿角市教育委員会や小坂町教育委員会、学校などに収蔵される。そのほか、こけしや木彫人形、土人形などがある。

②無形の民俗文化財

国指定は、「大日堂舞楽」(八幡平地区)、「毛馬内の盆踊」(十和田地区)、「花輪祭の屋台行事」(花輪地区)がある。なお、「大日堂舞楽」(八幡平地区)、「毛馬内の盆踊」(十和田地区)は記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財にも選択されている。

県指定は、尾去沢鉱山発見伝説に因む「大森親山獅子大権現舞」(尾去沢地区)や、作占いで湯立て神事を行う「松館天満宮三台山獅子大権現舞」(八幡平地区)などがある。

市・町指定は、「花輪ねぷた」(花輪地区)、「水沢盆踊太鼓」(八幡平地区)、「濁



天戸森遺跡出土資料
(県指定、花輪地区)



紫根染・茜染の下染
(花輪地区)



尾去沢鉱山資料(県指定、尾去沢地区)



花輪ねぷた
(市指定、花輪地区)

かわ川の虫送り(小坂地区)など大太鼓を用いる文化財が多い。

未指定文化財は、鹿角地域で多く行われている行事に、直径1m以上の「大太鼓」を用いる「虫送り」、「七夕」、「盆踊」などがあり、そのほか彼岸行事の百万遍やオジナオバナが行われる。

「虫送り」は、農作物の害虫防除と豊作を祈願する行事であり、田畠が多い十和田地区や八幡平地区で多く継続されている。「瀬田石の虫送り」(十和田地区)、「夏井の虫送り」(八幡平地区)などがある。

「七夕」は、「小坂七夕」(小坂地区)、「毛馬内の七夕」(十和田地区)、「谷内の七夕」(八幡平地区)などで将棋の駒形の屋台(鹿角地域では王将などと呼ばれる。)が多い。集落によって形式が異なる。

「盆踊」は、「毛馬内の盆踊」(十和田地区)の演目にある「大の坂」や「甚句」が全域で大太鼓を用いて踊られる。「花輪の町踊り」や「毛馬内の盆踊」に集約されている花輪地区花輪区域の一部や十和田地区毛馬内区域以外の地区では集落ごとに盆踊を行う。



毛馬内の七夕
(十和田地区)

民謡は盆踊で踊られる「鹿角甚句」や作業歌の「牛方節」、鹿角地域の特性を歌った「鹿角小唄」などがある。

また、鹿角地域の生業や信仰に関わる食文化がある。マタギや山子を生業とした人々が暮らし、鹿角地域やその周辺の大館市、北秋田市には「きりたんぽ」がある。また「けいらん」はもともと不祝儀や人が集まる時に振る舞われたが、現在では祝儀の場でも食べられている。

神仏や集落の境にある石碑など講中の集まりを作つて拝む当講(鹿角地域ではトッコと呼ばれる。)も行われている。

また、昭和初期から家庭の娯楽として百人一首かるたが親しまれ、花輪地区を中心に競技かるたが盛んである。



きりたんぽ
(鹿角地域)

(4)記念物

①遺跡

国指定は、縄文時代後期の遺跡で共同墓地、儀式を行う場所である特別史跡「大湯環状列石」(十和田地区)がある。

県指定は、鎌倉時代と推測される「天照皇御祖神社境内の磨崖仏及び板碑」(八幡平地区)がある。



小坂環状列石墳墓
(町指定、小坂地区)

市・町指定は、江戸時代に街道に設置された一里塚の「中ノ渡り一里塚」(十和田地区)、和井内貞行がヒメマスの養殖を行つた「和井内ヒメマスふ化場跡」や縄文時代の遺跡の「小坂環状列石墳墓」などがある。

未指定文化財は、江戸時代に整備された街道である「鹿角街道」や「三戸往来」、「奥筋往来」の痕跡があり、道筋には一里塚が残るところもある。

②名勝地

国指定の「十和田湖および奥入瀬溪流」は小坂町と十和田市にまたがるカルデラ湖であり特別名勝と天然記念物の二重の指定を受ける。

未指定文化財は、渓谷などがある。湯瀬渓谷は盛岡へ通じる交通の要衝で、温泉が湧き菅江真澄や杉村楚人冠がその風景を隨筆などに遺した。夜明島渓谷は茶釜の滝など自然が多く残り、八幡平地区の住民の拠り所となっている。



十和田湖
(国指定、小坂地区)

③動物・植物・地質鉱物

国指定は、すべて地域を定めないものである。そのなかで、「声良鶏」^{こえよしどり}は原産地が米代川上流とされ、鹿角市が「市の鳥」に制定する。このほかに特別天然記念物「カモシカ」が鹿角地域全域に生息する。また山地には樹上生活を行うげつ歯類の「ヤマネ」も生息する。

県指定は、樹齢600年ともいわれる大圓寺の「杉」(十和田地区)と、十和田湖形成を探るために良好な地形を遺す「崩平の十和田火山八戸火碎流堆積層露頭」(小坂地区)がある。

市指定は、樹齢400年を超える「神明社親杉」(十和田地区)など樹木のほか、トミヨ属淡水型と推測されるトミヨ(鹿角地域ではトゲウオと呼ばれる。)が生息する「下川原トゲウオ生息地」(花輪地区)がある。

未指定文化財は、植物では、国立公園に指定される八幡平地区に八幡平生物群集保護林があり、山地帯から亜高山帯の植生が典型的に分布し、また散在する湿原には希少な植物がみられる。また、鹿角地域は金属鉱床資源が豊富で、鉱山が栄えた。八幡平地区湯瀬に、中生代の粘板岩、チャートなどが分布し、かつて小規模に坑内採掘された層状の磁鉄鉱鉱床が存在する。鹿角地域の鉱床は新第三紀の火山活動に関連したものが大部分を占め、この地域の古い時代に生成した鉱床はきわめて稀で、学術的価値がある。

(5)文化的景観

鹿角地域に国選定の文化的景観は所在しない。

未指定文化財は、十和田地区毛馬内区域の武家通りの景観、「守りたい秋田の里地里山50」に認定された農村景観などがある。

(6)伝統的建造物群

鹿角地域に国選定の伝統的建造物群は所在しない。

未指定文化財は、十和田地区的月山神社里宮から毛馬内本町通りには、積雪のある地方でみられるコミセ(コモセ)が残る。

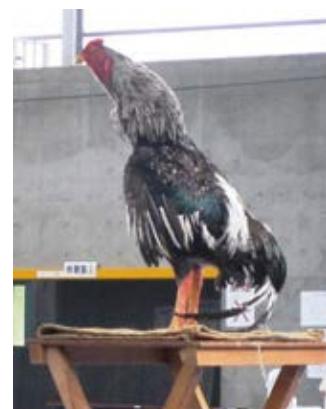
(7)その他

「八郎太郎伝説」(鹿角地域)、「左多六とシロ」、「錦木塚物語」(ともに十和田地区)、「だんぶり長者物語」(八幡平地区)、「光る怪鳥」(尾去沢地区)など地域の歴史や民俗に関わる伝説・民話があり、これらは地区のアイデンティティとなっている。伝説・民話は刊行物にまとめられ、語り部の団体によって語り継がれ、学校や市民センターなどで披露される。

また、「八郎太郎伝説」にゆかりのある「草木」(十和田地区)、「集宮」(十和田地区)、「左多六とシロ」にゆかりのある「犬吠森」などの地名がある。

湧水・清水は鹿角地域が四方を山並みに囲まれ、米代川とその支流が地域各所を流れ、沢水や井戸があり生活用水として親しまれる。
ぶ はちろう

方言は、大里武八郎の『鹿角方言考』などにまとめられ、語り部の団体が伝説・民話を語る際には方言が使われる。近年は方言を使う人も少なくなっている。



声良鶏
(国指定、鹿角地域)



崩平の十和田火山八戸火碎流堆積層露頭
(県指定、小坂地区)



毛馬内本町通り
(十和田地区)

2節 関連する制度

鹿角地域には、世界遺産条約に基づく世界文化遺産1件、ユネスコ無形文化遺産保護条約に基づくユネスコ無形文化遺産3件が所在する。また経済産業省による近代化産業遺産群に認定された遺産などが所在する。

1. 世界文化遺産

(1)「北海道・北東北の縄文遺跡群(Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan)」(構成する文化資産：大湯環状列石)

令和3(2021)年7月に世界文化遺産登録。1万年以上にわたり採集、漁労、狩猟により定住した人々の生活と精神文化を伝える北海道、青森県、岩手県、秋田県に所在する国指定の17の遺跡で構成される。



大湯環状列石
(十和田地区)

●「北海道・北東北の縄文遺跡群」一覧

道県	名称	指定年	所在地
北海道	大船遺跡	平成13年	函館市
	垣ノ島遺跡	平成23年	
	キウス周堤墓群	昭和54年	
	北黄金貝塚	昭和62年	
	入江・高砂貝塚(入江貝塚)	昭和63年	
	入江・高砂貝塚(高砂貝塚)	平成14年	
青森県	三内丸山遺跡	平成12年(特史)	青森市
	小牧野遺跡	平成 7年	
	大森勝山遺跡	平成24年	
	是川石器時代遺跡	昭和32年	
	田小屋野貝塚	昭和19年	つがる市
	亀ヶ岡石器時代遺跡	昭和19年	
	大平山元遺跡	平成25年	
	ニツ森貝塚	平成10年	
岩手県	御所野遺跡	平成 5年	一戸町
秋田県	大湯環状列石	昭和31年(特史)	鹿角市
	伊勢堂岱遺跡	平成13年	北秋田市

2. ユネスコ無形文化遺産

(1)「大日堂舞楽(Dainichido Bugaku)」

平成21(2009)年ユネスコ無形文化遺産登録。毎年正月2日に行われる大日靈貴神社例祭で奉納される。養老年間(717~24)に都から下向した樂人によって伝えられた舞楽が起源といわれる。八幡平地区の4集落がそれぞれ異なる舞を伝承する。



大日堂舞楽
(八幡平地区)

(2)「山・鉾・屋台行事(Yama,Hoko,Yatai,float festivals in Japan)」(構成する文化遺産：花輪祭の屋台行事)

平成21(2009)年にユネスコ無形文化遺産に登録された「京都祇園祭の山鉾行事」(京都府京都市)と「日立風流物」(茨城県日立市)を拡張し、平成28(2016)年に登録された。地域社会の安泰や災厄防除を願い、地域の人々が一体となり執り行う「山・鉾・屋台」の巡行を中心とした祭礼行事である。国指定の無形の民俗文化財で構成される。



花輪祭の屋台行事
(花輪地区)

●「山・鉾・屋台行事」一覧(令和7(2025)年4月現在)

都府県	名称	指定年	所在地
青森県	八戸三社大祭の山車行事	平成16年	八戸市
秋田県	角館祭りのやま行事	平成 3年	仙北市
	土崎神明社祭の曳山行事	平成 9年	秋田市
	花輪祭の屋台行事	平成26年	鹿角市
山形県	新庄まつりの山車行事	平成21年	新庄市
茨城県	日立風流物	昭和52年	日立市
栃木県	烏山の山あげ行事	昭和54年	那須烏山市
	鹿沼今宮神社祭の屋台行事	平成15年	鹿沼市
埼玉県	秩父祭の屋台行事と神楽	昭和54年	秩父市
	川越氷川祭の山車行事	平成17年	川越市
千葉県	佐原の山車行事	平成16年	香取市
富山県	高岡御車山祭の御車山行事	昭和54年	高岡市
	魚津のタテモン行事	平成 9年	魚津市
	城端神明宮祭の曳山行事	平成14年	南砺市
石川県	青柏祭の曳山行事	昭和58年	七尾市
岐阜県	高山祭の屋台行事	昭和54年	高山市
	古川祭の起し太鼓・屋台行事	昭和55年	飛騨市
	大垣祭の転行事	平成27年	大垣市

都府県	名称	指定年	所在地
愛知県	尾張津島天王祭の車楽舟行事	昭和55年	津島市、愛西市
	知立の山車文楽とからくり	平成 2年	知立市
	犬山祭の車山行事	平成18年	犬山市
	亀崎潮干祭の山車行事	平成18年	半田市
	須成祭の車楽船行事と神葭流し	平成24年	蟹江町
三重県	鳥出神社の鯨船行事	平成 9年	四日市市
	上野天神祭のダンジリ行事	平成14年	伊賀市
	桑名石取祭の祭車行事	平成19年	桑名市
滋賀県	長浜曳山祭の曳山行事	昭和54年	長浜市
京都府	京都祇園祭の山鉾行事	昭和54年	京都市
福岡県	博多祇園山笠行事	昭和54年	福岡市
	戸畠祇園大山笠行事	昭和55年	北九州市
佐賀県	唐津くんちの曳山行事	昭和55年	唐津市
熊本県	八代妙見祭の神幸行事	平成23年	八代市
大分県	日田祇園の曳山行事	平成 8年	日田市

(3)「風流踊(Furyu-odori)」(構成する文化遺産：毛馬内の盆踊)

平成21(2009)年にユネスコ無形文化遺産に登録された「チャッキラコ」(神奈川県三浦市)を拡張し、令和4(2022)年に登録された。華やかな、人目を惹く、という「風流」の精神を体現し、衣装や持ち物に趣向を凝らして、歌や笛、太鼓、鉦などの囃子に合わせて踊る。それぞれの地域の歴史と風土を反映し、多彩な姿で今日まで続き地域の活力の源となっている。国指定の無形の民俗文化財で構成される。

毛馬内の盆踊
(十和田地区)

●「風流踊」一覧(令和7(2025)年4月現在)

都府県	名称	指定年	所在地
岩手県	永井の大念仏剣舞	昭和55年	盛岡市
	鬼剣舞	平成 5年	北上市、奥州市
秋田県	西馬音内の盆踊	昭和56年	羽後町
	毛馬内の盆踊	平成10年	鹿角市
東京都	小河内の鹿島踊	昭和55年	奥多摩町
	新島の大踊	平成17年	新島村
	下平井の鳳凰の舞	平成18年	日の出町
神奈川県	チャッキラコ	昭和51年	三浦市
	山北のお峰入り	昭和56年	山北町
新潟県	綾子舞	昭和51年	柏崎市
	大の阪	平成10年	魚沼市
山梨県	無生野の大念仏	平成 7年	上野原市
長野県	跡部の踊り念仏	平成12年	佐久市
	新野の盆踊	平成10年	阿南町
	和合の念仏踊	平成26年	
岐阜県	郡上踊	平成 8年	郡上市
	寒水の掛踊	令和 3年	
静岡県	徳山の盆踊	昭和62年	川根本町
	有東木の盆踊	平成11年	静岡市
愛知県	綾渡の夜念仏と盆踊	平成 9年	豊田市
三重県	勝手神社の神事踊	平成30年	伊賀市
滋賀県	近江湖南のサンヤレ踊り	令和 2年	草津市、栗東市
	近江のケンケト祭り長刀振り	令和 2年	守山市、甲賀市、東近江市、竜王町

都府県	名称	指定年	所在地
京都府	京都の六斎念佛	昭和58年	京都市
	やすらい花	昭和62年	
	久多の花笠踊	平成9年	
兵庫県	阿万の風流大踊小踊	平成23年	南あわじ市
奈良県	十津川の大踊	平成 1年	十津川村
島根県	津和野弥栄神社の鷺舞	平成 6年	津和野町
岡山県	白石踊	昭和51年	笠岡市
	大宮踊	平成 9年	真庭市
徳島県	西祖谷の神代踊	昭和51年	三好市
香川県	綾子踊	昭和51年	まんのう町
	滝宮の念佛踊	昭和52年	綾川町
福岡県	感應楽	令和 2年	豊前市
長崎県	平戸のジャンガラ	平成 9年	平戸市
	大村の沖田踊・黒丸踊	平成26年	大村市
	対馬の盆踊	令和 3年	対馬市
熊本県	野原八幡宮風流	令和 3年	荒尾市
大分県	吉弘樂	平成 8年	国東市
宮崎県	五ヶ瀬の荒踊	昭和62年	五ヶ瀬町

3. 歴史の道百選(文化庁)

古くから人、物、情報の交流の舞台となってきた道や水路などは文化や歴史を理解するうえで極めて重要な意味があり、これらの歴史的、文化的に重要な由緒を有する古道、交通関係遺跡を「歴史の道」として認定。

(1)「鹿角・南部街道 - 梨ノ木峠越・車之走り越峠 -」(選定箇所：梨ノ木峠～湯瀬峡谷)

鹿角・南部街道(鹿角地域では鹿角街道と呼ばれる。)は奥州街道の脇街道の一つで盛岡城下から寺田、荒屋、田山(現在の岩手県八幡平市)を経て鹿角に至り米代川沿いに花輪、神田、松山を通って土深井の藩境を越え秋田藩十二所、扇田(現在の大館市)へと向かう北奥羽の横断ルートだった。鹿角地域において江戸時代に、金山が興ったことを契機として整備され、その後も尾去沢銅山と城下を結ぶ銅の道として、盛岡藩の財政を支えた重要な街道であった。平成8(1996)年選定(令和元(2019)年追加選定)。

4. 100年フード(文化庁)

多様な食文化の継承・振興への機運を醸成するため、地域で世代を超えて受け継がれてきた食文化や100年続く食文化を認定。

(1)「鹿角ホルモン」

鹿角ホルモンは、味噌や醤油ベースの甘辛いタレで味付けした豚や牛の内臓をジンギスカン鍋で焼いて煮て食べる。鹿角地域では鉱山で働く人々の栄養源として馬肉やホルモンが食べられていたことから、地域の鉱山文化と深い結び付きを持つ。未来の100年フード部門令和6(2024)年度認定。

(2)「こさかまちかつらーめん」

こさかまちかつらーめんは、小坂七夕祭の山車製作をする鉱山従事者が急いで食事を終えるために、かつ丼の上具をラーメンに乗せたもの。現在では町のソウルフードとして受け継がれている。未来の100年フード部門令和5(2023)年度認定。

5. 食文化ミュージアム(文化庁)

食文化への学びや体験の提供に取組む博物館、施設などに関する情報をウェブ上の仮想ミュージアム「食文化ミュージアム」で一体的に発信する。このミュージアムを通じて、日本の食文化に触れてもらうとともに、実際に各施設に足を運んで地域の食文化を学び・体験する機会につながることを目的としている。

(1)「道の駅かづの あんとらあ」

道の駅かづの あんとらあは、きりたんぽ発祥の地である鹿角市で「みそ付けたんぽ」の手作り体験ができる道の駅である。特製きりたんぽ鍋も数量限定で提供する。令和6(2024)年度認定。

6. その他

(1)近代化産業遺産群(経済産業省)

①「有数の金属供給源として近代化に貢献した東北地方の鉱業の歩みを物語る近代化産業遺産群」(構成する文化資産：旧小坂鉱山事務所、康楽館、旧小坂鉱山病院記念棟、尾去沢鉱山跡)

東北地方の鉱山は国内有数の金属供給源として、富国強兵・殖産興業政策に貢献し、近代産業の発展を支えた22資産で構成される。平成19(2007)年認定。



旧小坂鉱山病院記念棟
(国登録、小坂地区)

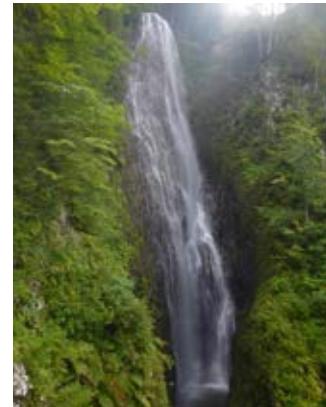
②「外貨獲得と近代日本の国際化に貢献した観光産業草創期の歩みを物語る近代化産業遺産群」(構成する文化資産：十和田ホテル)

日本の近代化とともに増加する外国人観光客の外資獲得などに貢献した、創業時まま現存する洋式ホテルをはじめとする近代日本の観光産業の発展を象徴する48資産で構成される。平成19(2007)年認定。

(2)日本の滝百選(日本の森・滝・渚全国協議会)

(選定：七滝、茶釜の滝)

日本独自の美しい景観を持つ100の滝を平成2(1990)年に選定。



茶釜の滝
(八幡平地区)

(3)未来へ伝えたい秋田のインフラ50選(秋田県)

(構成する文化資産：十和田ホテル、康楽館、旧小坂鉱山事務所、鹿角市歴史民俗資料館(旧鹿角郡公会堂)、旧関善酒店)

令和5(2023)年3月に秋田県内の代表的なインフラ資産の魅力を広くPRし、小中学校の社会見学や地域の観光資源と合わせたインフラツーリズムとして活用のため、インフラ資産50箇所で構成される。

(4)守りたい秋田の里地里山50(秋田県)

(認定地域：小割沢、水沢、大地、大里)

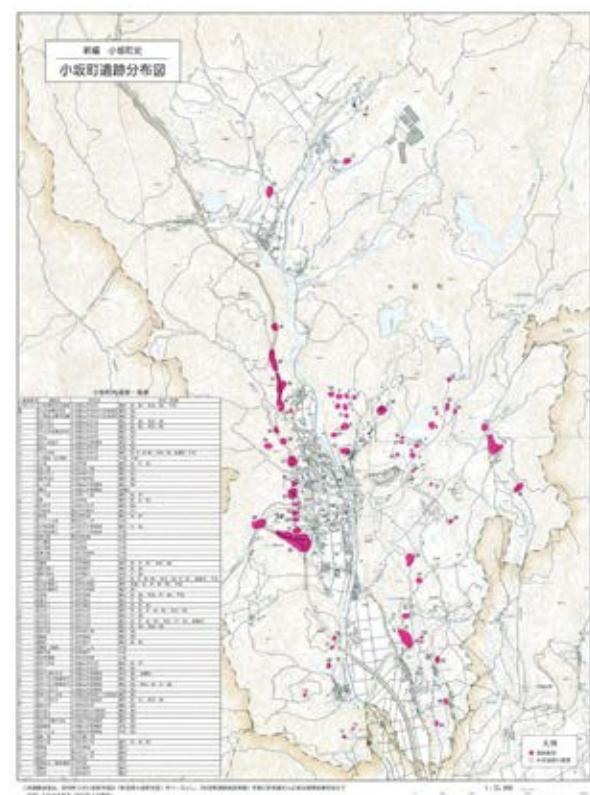
住民が主体となり優れた景観を維持管理し、自然・文化・歴史・人など多様な地域資源を活用し、環境保全・交流活動にも取組む地域を認定する。平成27(2015)年度(小割沢)、平成29(2017)年度(水沢、大地)、平成30(2018)年度(大里)認定。

3節 埋蔵文化財

周知の埋蔵文化財包蔵地は令和7(2025)年8月現在で517件(鹿角市446件、小坂町71件)である。なお鹿角市は平成元(1989)年に市内全域を対象とした遺跡の分布調査を実施した。また秋田県内の埋蔵文化財情報は「秋田県遺跡地図情報」で公開されている。

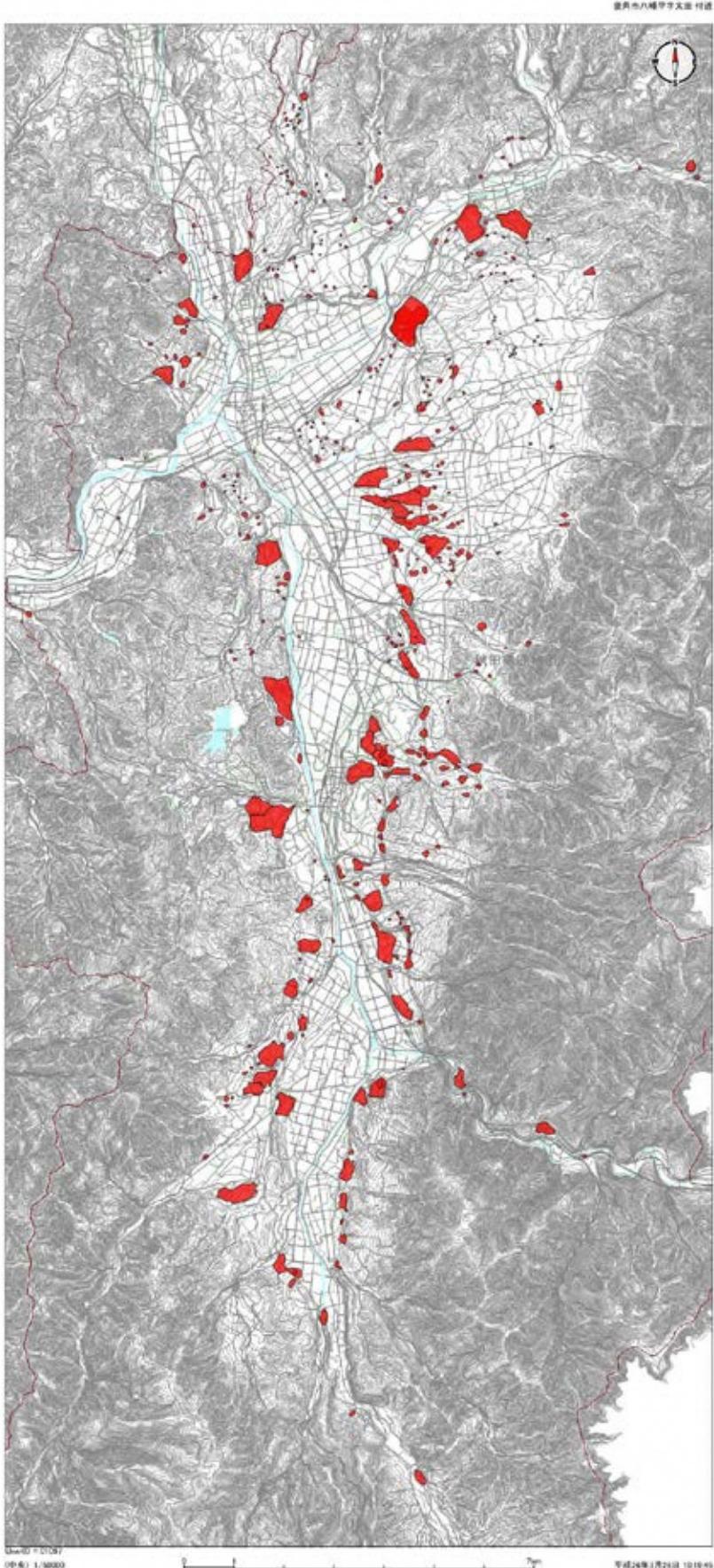
鹿角地域は縄文時代から人々が生活を営んできた地域であり、遺跡数は縄文時代の遺跡が最も多く、奈良・平安時代、中世と続く。縄文時代は草創期から晩期までの遺跡が確認されている。この時代の主要な遺跡として大湯環状列石や小坂環状列石墳墓、天戸森遺跡が挙げられる。延喜15(915)年に十和田火山が噴火し、火山泥流や火山灰降下などの災害に見舞われたが、その後も鹿角地域では継続的に生活が営まれていた痕跡が確認できる。また中世以降は関東武士の成田助綱^{なりたすけつな}が郡地頭に任命され、同じく関東武士の奈良氏・安保氏・秋元氏が入部し、多数の館(鹿角地域では鹿角四十二館と呼ばれる。)が造成された。

周知の埋蔵文化財は道路建設や住宅建築に伴い、年間10件ほどの発掘調査(試掘調査・本調査)が行われている。開発の事由により調査主体は分担され、国・県事業は秋田県教育委員会、市・町事業や県営ほ場整備事業、個人及び企業等の開発関係は鹿角市教育委員会、小坂町教育委員会が行っている。



資料：小坂町『新編小坂町史』

●主な埋蔵文化財包蔵地



資料：鹿角市教育委員会『大湯環状列石統括報告書』

第3章

鹿角地域の歴史文化の特性

1節

歴史文化の特性 一青垣山をめぐらせる鹿角の里一

鹿角地域は、奥羽山脈の山並みに抱かれ、鹿角地域を南北に縦貫する米代川とその支流から形成された花輪盆地を中心に人々の生活が営まれてきた。南北にまたがる十和田八幡平国立公園をはじめ、金属鉱床資源や森林資源、温泉といった自然環境に恵まれ、人々は自然を生活の糧としてきた。特に鉱山によって地域は大きく発展した。

また、鹿角地域は秋田県の最北東部、北東北3県のほぼ中央に位置し、北は青森県、東は岩手県に接し、古くから西の羽州街道と東の奥州街道を結びつけ、交通の要衝として様々な地域と交流があった。縄文時代の遺跡から出土した土器などは、米代川流域だけでなく、東北地方南部や北海道とも交流を示す。山間の地域でありながら、古代から中世にかけて、中央の貴族や僧侶などが鹿角地域を訪れたことが彫刻や記録、地域の伝承からうかがえる。近世には、盛岡藩の藩境に位置し、鉱山経営や森林資源の活用のため、鹿角街道などが整備された。こうした背景が様々な形の信仰や習俗、民俗芸能など豊かな文化を育んだ。

かつて石川啄木は「青垣山を繞らせる天さかる鹿角の国」と詠んだ。豊かな山並みに囲まれ、湖水があり、高原があり、所々に温泉が湧き、山の幸、川の幸、地の幸に恵まれた風光の中に織り成してきた人々の文化は、この「青垣山をめぐらせる鹿角の里」という言葉に象徴される。

鹿角地域の歴史文化の特性を以下のとおりまとめることができる。



青垣の山々と花輪盆地
(鹿角地域)

1. 山島 鹿角 -歴史文化を育む自然環境-

(1)概要

鹿角地域は四方を山並みに囲まれ、火山現象や多雪条件により形成された湖沼や温泉のほか、金属鉱床資源、森林資源など、山の幸、川の幸、地の幸に恵まれた自然環境を有し、人々の生活に密接に結びつく。



十和田八幡平国立公園大沼
(八幡平地区)

(2)内容

鹿角地域は四方を山並みに囲まれ、火山現象や多雪条件により形成された湖沼や温泉のほか、金属鉱床資源、森林資源など、山の幸、川の幸、地の幸に恵まれた自然環境を有している。この山並みが花輪盆地を取り囲む様子は柳田國男に師事した花輪地区出身の民俗学者(人文地理学者)佐々木彦一郎によって「山島」と例えられた。また、牧野富太郎が調査を行った植物は低地から亜高山帯まで広域に及び、火山地域であることから植物の種類が豊富である。

①火山

国立公園に指定される十和田湖や八幡平など、日本有数の火山地域である鹿角地域には、火山現象や多雪条件により長い時間をかけて形成された湖沼や多くの温泉がある。温泉は湯治場として長く親しまれ、鹿角地域に暮らす人々だけでなく各地から訪れる湯治客を癒やした。特に大湯温泉は江戸時代には盛岡藩藩主の湯治場であり、湯治や近隣風景の様子が記録に遺る。また、十和田火山の活動が八郎太郎伝説を生み出したとされる。



湯瀬渓谷
(八幡平地区)

②水

中岳を水源に鹿角地域を南北に流れる米代川をはじめ、各所の河川は古くから生活用水としてだけでなく、紫根染・茜染などの染物や酒造り、野鍛冶などの産業も生み出した。また、米代川は語源の一つにだんぶり長者物語がある。だんぶり長者の屋敷から朝夕に流れ出る炊ぎ水で川が白く濁ったと伝わる。人々は米のとぎ汁を意味する汨の字を用いて汨江と称することもあった。米代川流域に伝わる八郎太郎伝説は、十和田火山の火山泥流が米代川を下った様子を表現した壮大な物語である。

現在は急峻な山から流れる河川や火山現象による地熱を利用した発電を行っており、産業や生活を支えるエネルギーを生み出し、人々の生活に密接に結びついている。

2. いにしえの里 鹿角 -自然に適応したくらし-

(1)概要

鹿角地域の人々は自然に適応しながら生活を営んだ。縄文時代から生活の痕跡が残り、鉱山が開かれると山林や田畠から多くの恩恵を受け、生活文化に大きな影響を与えた。民謡や伝説・民話が多く伝わり、生活の様子や自然への畏怖の念を表現する。

(2)内容

山並みに抱かれ、豊かな自然の恵みを受けた鹿角地域は古くから人々が生活を営んできた。人々は自然に適応しつつ生活した様相は遺跡や民謡、伝説・民話などとして遺る。江戸時代以降には主要な産業資源として山林や鉱山の利用が進んだ。

日本民俗学の創始者柳田國男が講演で文化の特異性を述べた鹿角地域の伝説・民話や方言などは、鹿角出身の東洋史家である内藤湖南や内田武志によって文献に記され遺される。

①特徴的な遺跡群

鹿角地域における人々の活動の痕跡は9000年前の縄文時代早期までさかのぼることができる。縄文時代には米代川流域及びその支流沿いの標高120～190mの高台で活動した。人々は狩猟採集生活をしながら、環境にあわせた道具を作り、他地域と交流しながら生活した。そして自然への感謝と畏怖の念からまつりや儀式を行った。

特別史跡「大湯環状列石」は、縄文時代後期の共同墓地や儀式などを行う場で、10数個の石を並べた円形や四角のかたまりがいくつも並べられ円形をなしている。鹿角地域では同時期に高屋館などでも環状列石が発見され、縄文時代の精神文化が現される。この環状列石に発達するまでの移り変わりは縄文時代中期の天戸森遺跡で知ることができる。



大湯環状列石
(国指定、十和田地区)



田園風景
(鹿角地域)

②鹿角のくらし

中世には土地の起伏を生かして館が造られ、周辺に集落が形成された。耕地の開拓に努めた鹿角地域は、江戸時代に新田開発が進み、米作りの土地となった。山々はウド、タラノメ、フキ、タケノコ、ゼンマイ、キノコ、山ぶどうなど実りをもたらし、山肌をぬう沢川はイワナやヤマメなどで人々の食を潤した。山里に住む山子は山を敬い、感謝し嘗々と山仕事を続けた。沢を流れ出た水は小坂川、大湯川、間瀬川、不動川、福士川、熊沢川、夜明島川となり米代川に合流する。これらは盆地低部の肥沃な土地に豊富な水を供給し、稲作が広まり豊かな暮らしをもたらした。鉱山が開かれると、山林や田畠から多くの木材や食料が供給された。一方で各地から労働者や文物の流入が盛んになり、生活文化に大きな影響を与えた。

農作業や山仕事をなどから、「鹿角牛方節」、「おやまこ」、「鹿角甚句」などの民謡が生まれた。「きりたんぽ」に代表される食文化もある。これらには鹿角地域の人々の暮らしの一端が表現されている。

こうした生活の様子は菅江真澄や松浦武四郎らによって記録された。

③伝説の里

鹿角地域に現在まで100を超える伝説・民話がある。鹿角地域が文献に現れるのは平安時代であるが、古くから中央との交流があったことをうかがわせる「錦木塚物語」、「だんぶり長者物語」などの伝説が語り継がれる。また、鉱山の発見や鉱山に関する「光る怪鳥伝説」などがある一方で、山姥、大蛇、オニなどが登場する物語も多く、自然への畏怖の念も表現される。またマタギの生活を伝える「左多六とシロ」や飢饉の様子を伝える「稻さついた白い虫」などからは当時の生活の様子がうかがえる。これらの伝説・民話は地区のアイデンティティとして受け継がれる。

3. 境のマチ 鹿角 -境目の地域の交通と交流-

(1)概要

鹿角地域は自然資源に恵まれ、古くから西の羽州街道と東の奥州街道を結び付け、江戸時代は盛岡藩と秋田藩の境の位置となり交通の要衝だった。盛岡藩重臣の配置により花輪・毛馬内の町割りが整備され、人々の往来が盛んとなる商業の中心地として発展した。



花輪通絵図
(市指定、花輪地区周辺)

(2)内容

鹿角地域は奥羽山脈を越え、古くから西の羽州街道と東の奥州街道を結びつける連絡路・横断路を担った。人々の往来は鉱山など開発によってさらに盛んな地域となった。江戸時代には鉱山経営や藩境警備の重要性から盛岡藩の重臣が配された。

盛岡城下から秋田領へ通じる道は、「鹿角街道」と呼ばれ、盆地をとりまく山々を越え外部と結ぶ峠道が人々の暮らしに重要な役割を果たした。また鹿角地域は花輪通と毛馬内通に分けられ、両方に盛岡藩の代官所が置かれた。一方で花輪・毛馬内・大湯は盛岡藩の重臣が配され、館(要害屋敷)を構え、知行地を持って家臣を抱えた。館の周辺には商人や手工業者が集まり、マチが形成されていった。

マチの人はムラをザイ(在)やザイゴ(在郷)と呼び、マチと農村集落のムラを区別した。マチはそれぞれ政治的・経済的中心となり、ムラの人々は米や野菜などを持って市日で売り、帰りには魚や古着などを買い求めた。花輪では尾去沢の鉱山労働者を金山衆^{かなやましゅう}と呼んでいた。特に明治以降は金山衆やムラの人々で大いに賑わい、花輪は国や県の役所が集まり、鹿角地域の政治・行政・商業の中心地となった。

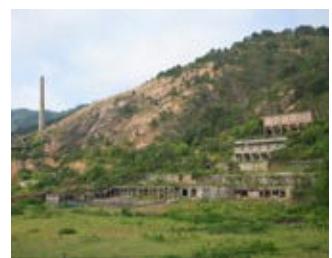
毛馬内は慶長年間の白根金山の隆盛に伴い、藩主直々の命により毛馬内館を当麻館から南に移しその下に町が計画的に作られたと伝わる。毛馬内館(柏崎館)を中心二の丸・三の丸・古町と屋敷が配され、館の西下に上町・中町・下町・御山見町と町割りされた。御山見町には、のちに月山神社の里宮が置かれた。

鹿角地域は、近代に入ると鉄道網の整備が進み、十和田湖の玄関口や奥羽本線との結節点としてさらなる発展を遂げた。

4. 黄金ふく青垣山 -豊かな金属鉱床資源がもたらす鉱山文化-

(1)概要

古くから金属鉱床資源に恵まれた鹿角地域は、鹿角小唄に「北も南も黄金花」と唄われ、国内でも有数の金や銅の富鉱地帯だった。鉱山の発展により独自の芸能や食文化などが生まれ、現在まで続く。



尾去沢鉱山
(尾去沢地区)

(2)内容

鹿角小唄に「青い垣山鹿角の里は昔二万石米の國深い思を煙に吐けば北も南も黄金花」と唄われたように鹿角地域は国内有数の金や銅の産出地帯で、江戸時代から大小の鉱山が数多くあった。

大規模なものとして北部に小坂鉱山、東部に不老倉鉱山があり近代に盛況をきわめた。また、中央部にかつて白根金山として栄えた小真木鉱山が、その南部に和同元(708)年の発見と伝わる尾去沢鉱山が位置する。また八幡平山岳地の蒸の湯、焼山、後生掛近辺でも硫黄が採掘されるなど、まさに鉱山のくにであった。

江戸時代には、尾去沢鉱山で製錬された荒銅(粗銅)は幕府の御用銅として、大坂(大阪)の精銅所へ送られ、さらに九州長崎港から貿易銅として国外へ輸出された。

近代に入ると大規模鉱山に洋式技術が採用され、経営や操業形態も様変わりした。物流交易も盛んになり、多くの労働者が集まり、大量の資源が消費された。飯場や鉱夫長屋などが建てられ新しい集落が形成された。鉱山集落はムラやマチの人々とは異なり、農村では食べない馬肉なども食べていた。

また尾去沢鉱山の発見伝説「光る怪鳥」(『獅子大権現御伝記』)が由来となる大森親山獅子大権現舞(県指定)、鉱山仕事の作業唄と作業の所作を踊った「からめ節金山踊り」(市指定)は現在も受け継がれる。鉱山の発展に伴い整備された、康楽館などの福利厚生施設や鉄道は当時の様相を伝える。

5. 鹿角に息づく信仰と風流 -祈り・祭礼・伝統行事-

(1)概要

鹿角地域は古くから豊かな自然資源と東西交通の要衝であったことを背景に、京・大阪・江戸との往来があり、寒冷多雪の山里だが早くから文化が開けた。様々な信仰と季節ごとに多彩な民俗行事が行われ、人々の心の拠り所として現在にも受け継がれている。

(2)内容

鹿角地域は集落ごとにその中心部や小高い丘、森の中に神社を建立し、集落の鎮守として信仰してきた。日々の生活と密接に結びついた祭礼や行事が行われ、現在も地域コミュニティの基層となり、人々を強く結びつけ受け継がれる。また、寒冷多雪の山里であるにもかかわらず、古くから都などから様々な文化が伝わり、信仰や行事に影響を与えてきた。

鹿角地域には「花輪祭の屋台行事」(国指定)など屋台が運行される祭りや「毛馬内の盆踊」(国指定)など大太鼓を用いた行事、中世の芸能をうかがわせる「大日堂舞楽」(国指定)などが受け継がれる。指定の無形の民俗文化財以外にも、集落単位で行われる祭り・行事が多い。

また、馬の生産地であったことから馬の神が信仰され、集落内の神社に多数の絵馬が奉納された。また寺社にはさまざまな像や道具、絵画が伝わる。地域には地蔵尊や供養塔、庚申塔などの石造物が残り、大切に守られてきた。そのほか当講と呼ばれる講が行われる。百万遍や梅花講などの講は、神仏などを拝むだけでなく、飲食を楽しむ日として続けられる。



大湯大太鼓
(県指定、十和田地区)



湯瀬神明社先祓舞
(市指定、八幡平地区)



百万遍
(鹿角地域)



しめ縄作り(鹿角地域)



芦名神社の絵馬(市指定、十和田地区)

第4章

文化財に関する調査

1節 文化財に関する調査の概要

鹿角地域では文化財に関する調査が鹿角市と小坂町だけでなく、国・県・団体・個人などにより実施された。

1. 既存調査の概要(調査報告書等の詳細は資料編参照)

(1)自治体史

鹿角市・小坂町・秋田県はそれぞれ自治体史の編さんに伴い、調査を実施した。それぞれ『鹿角市史』(昭和57(1982)年～平成9(1997)年)、『小坂町史』(昭和50(1975)年)及び『新編小坂町史』(令和5(2023)年)、『秋田県史』(昭和37(1962)年～昭和41(1966)年)を刊行した。鹿角市史の編さん事業では、鹿角市内の各地区の調査を行い、『八幡平の民俗』(平成元(1989)年)などを刊行した。また旧花輪町は『鹿角のあゆみ』(昭和44(1969)年)、鹿角市は『花輪町誌編纂資料』(昭和47(1972)年・50(1975)年)など地域の歴史をまとめた。

(2)国・県・市町による調査報告書

文化庁・秋田県教育委員会は、文化財類型ごとの総合調査を実施し、報告書を刊行した。『秋田県の近代化遺産』(平成4(1992)年)や『近代遺跡調査報告書-鉱山-』(平成14(2006)年)などがある。

鹿角市は、『鹿角市の石造物』など市史編さんに伴い類型ごとの調査成果や『八幡平の民俗』(平成元(1989)年)など各地区的調査成果を刊行した。また市指定の無形の民俗文化財及び有形の民俗文化財の調査を実施し、報告書を刊行した。

(3)埋蔵文化財調査報告書

秋田県教育委員会・鹿角市教育委員会はそれぞれ発掘調査を実施し報告書を刊行した。東北縦貫自動車道整備や県道田山・花輪線といった道路整備に係る発掘調査が主である。また、昭和6(1931)年発見以降大湯環状列石とその周辺の発掘調査や、鹿角市内遺跡分布調査を実施した。小坂町教育委員会は小坂環状列石墳墓の報告書を刊行した。

(4)博物館・大学等作成図書(調査報告書・展示図録・収蔵資料目録等)

秋田県立博物館・鹿角地域の博物館施設や大学、団体は、鹿角市・小坂町・秋田県が所蔵する資料などの調査・研究、資料目録、図録などを刊行した。

(5)文化財所有者等による報告書

所有者が実施した調査や保存修理に際して報告書を刊行した。『花輪祭の屋台行事「腰抜け屋台」伝承のための保存修理調査委員会報告書』(平成27(2015)年)や『渡部家史料館研究資料集』(平成20(2008)年・平成28(2016)年・令和元(2019)年・令和3(2021)年)などがある。

(6)郷土史等

地域で活動する歴史研究などの団体が地域の歴史に関する調査成果を刊行した。また、近世以降に紀行家などが作成した地誌類もある。

2. 文化財調査状況

(1) 文化財の類型・地区別把握状況

鹿角地域の文化財の類型別・地区別の把握状況は以下のとおりである。

鹿角市の4地区は、市史編さんに伴い文化財の把握のために調査し、報告書を刊行するなど把握が進んでいる。しかし有形文化財の書跡・典籍などの調査が不十分である。また、調査から年数が経過し、現状調査が必要である。鹿角市教育委員会は、国・県の建造物調査を契機に、建造物を調査したが、全域の把握に至っていない。

小坂地区は、小坂町史編さんに伴い古文書などを調査したが、文化財の類型別報告書は刊行していない。

●地区別文化財把握状況(令和7(2025)年8月現在)

区分		全域	小坂	十和田	花輪	尾去沢	八幡平
有形文化財	建造物	△	△	△	△	△	△
	美術工芸品	絵 画	△	△	△	△	△
		彫 刻	△	△	△	△	△
		工芸品	△	×	△	△	△
		書跡・典籍	△	×	△	△	△
		古文書	○	△	○	○	○
		考古資料	○	△	○	○	○
	歴史資料	△	△	△	△	△	△
無形文化財		△	△	△	△	△	△
民俗文化財	有形の民俗文化財	○	△	○	○	○	○
	無形の民俗文化財	○	△	○	○	○	○
記念物	遺跡	○	△	○	○	○	○
	名勝地	△	△	△	△	△	△
	動物・植物・地質鉱物	△	△	△	△	△	△
文化的景観		△	△	△	△	△	△
伝統的建造物群		△	△	△	△	△	△
その他	口承文芸	○	△	○	○	○	○
	地名	○	△	○	○	○	○
	湧水・清水	△	×	△	△	△	△
	方言	○	△	△	△	△	△

※「○」は把握が進み、調査も十分にできている。

「○」は把握が進み、ある程度調査ができている。

「△」は一部のみ把握できており、今後調査が必要。

「×」はこれまで調査を行っておらず、今後調査が必要。

①有形文化財

ア. 建造物

文化庁・秋田県教育委員会が近代化遺産総合調査、秋田県近代和風建築総合調査を実施した。鹿角市教育委員会は市内における把握調査を実施し『鹿角市の建造物』(昭和55(1980)年・昭和56(1981)年・昭和58(1983)年)を刊行した。

イ. 美術工芸品

・絵画

鹿角市教育委員会は『川口月嶺－川口月嶺調査報告書』(昭和51(1976)年)、小坂町教育委員会は『郷土の画家福田豊四郎絵画調査報告書』(昭和53(1978)年)で調査を実施した。このほかの画家の調査は部分的である。

・彫刻

秋田県教育委員会は『秋田の仏像と寺社什物』(秋田県文化財調査報告書第504・522・531集、平成28(2016)年・平成31(2019)年・令和3(2021)年)で県内の主な仏像彫刻の概要を調査した。

・工芸

鹿角市と小坂町ともに把握調査は未実施である。鹿角市教育委員会は文化財指定に際して個別の調査を実施した。

・書跡・典籍

鹿角市は市史編さんに伴い古文書などの把握調査を実施し、文書類はすべて古文書のなかに分類される。今後調査によって書跡・典籍が一定数あるものと推測される。小坂町は未実施である。

・古文書

鹿角市は市史編さんに伴い把握調査を実施した。鹿角市と小坂町はそれぞれ自治体史編さんに伴い一部の史料を解読し、報告書を刊行した。

・考古資料

秋田県教育委員会・鹿角市教育委員会はそれぞれ発掘調査の成果として、報告書を刊行した。鹿角市教育委員会は、『大湯環状列石(I)』で大湯環状列石出土資料の調査を行っている。

・歴史資料

鹿角市は市史編さんに伴い、石造物の把握調査を実施し、『鹿角市の石造物』(平成2(1990)年)を刊行した。また、集落に残る石碑・石仏や戊辰戦争の戦没者の墓誌の調査を実施した。小坂町教育委員会は、本地域計画の作成にあたり、石造物の把握調査を行ったが、一部にとどまる。

②無形文化財

工芸技術は、秋田県教育委員会が把握調査を実施し、『秋田の工芸技術』(秋田県文化財調査報告書第105集、昭和58(1983)年)を刊行した。また、秋田県教育委員会は『あきたの工芸』(お宝発見ハンドブック－工芸技術編、平成19(2007)年)で紫根染・茜染の調査を実施した。

③民俗文化財

ア. 有形の民俗文化財

秋田県教育委員会・鹿角市教育委員会はそれぞれ指定文化財の調査を実施した。小坂町教育委員会は博物館収蔵資料以外の民俗文化財の調査実施していない。マタギ資料は秋田県立博物館の『研究報告第4号』(昭和54(1979)年)でわずかに調査が実施された。

イ. 無形の民俗文化財

秋田県教育委員会・国際教養大学は民俗芸能などの総合的な調査を実施し、秋田県教育委員会は『秋田県民俗芸能緊急調査』(平成5(1993)年)、『秋田県の祭り・行事』(平成9(1997)年)を刊行した。また秋田県教育委員会・鹿角市教育委員会・小坂町教育委員会はそれぞれ指定文化財の調査を実施した。鹿角市は市史編さんに伴い、民俗の調査を実施し『八幡平の民俗』(平成元(1989)年)などに調査成果をまとめた。小坂町は町史編さんに

併い民俗調査を実施した。また、鹿角市教育委員会と小坂町教育委員会は、本地域計画の作成にあたり、年中行事の把握調査などを行っている。

民謡は秋田県教育委員会が『秋田県の民謡』(秋田県文化財調査報告書第175集、昭和61(1986)年)を刊行した。鹿角市は市史編さんに併い、把握調査を実施した。

食文化は、秋田県教育委員会が『秋田県の郷土食』(令和6(2024)年)で調査を実施した。鹿角市は市史編さんに併い把握調査を実施したほか、レシピ集をまとめている。

④記念物

ア. 遺跡

鹿角市教育委員会と小坂町教育委員会は遺跡詳細分布調査を実施し埋蔵文化財を把握している。鹿角市教育委員会は発掘調査に併い調査報告書を刊行したほか、文化財指定に際して個別の調査を実施した。

歴史の道は、秋田県教育委員会が来満街道、濁川街道、鹿角街道の調査を実施し報告書を刊行した。小坂町は学術専門機関・民間有志が十和田古道の調査を実施し、書籍を刊行した。

イ. 名勝地

鹿角市と小坂町ともに把握調査は実施していない。

ウ. 動物・植物・地質鉱物

秋田県教育委員会が『名勝・天然記念物』及び『地質鉱物』の緊急調査を実施した。地域団体などにより巨木の把握調査が行われた。

鹿角市教育委員会は市指定の下川原のトゲウオ生息地の環境調査を環境保護団体とともに実施し報告書を刊行した。また鹿角市教育委員会は、『泉沢恒蔵 立山廉吉 植物標本目録』を刊行した。

⑤文化的景観

鹿角市と小坂町ともに把握調査は実施していないが、秋田県による「守りたい秋田の里地里山50」に4か所の農村景観が認定された。

⑥伝統的建造物群

秋田県立大学などが花輪地区や十和田地区毛馬内区域のコミセ(コモセ)を持つ町家などの調査を実施した。

⑦その他

方言は秋田県教育委員会が把握調査を実施し『秋田のことば』(無明舎、平成12(2000)年)を刊行した。

昔話・伝説・言い伝えなどは秋田県が「秋田の昔話・伝説・世間話-口承文芸検索システム」を公開している。また鹿角市・鹿角市教育委員会は地域に伝わる主な伝説・民話を収集し、『伝説の里 鹿角』(昭和55(1980)年)、『陸中の国 鹿角のむかしづこ』(平成3(1991)年)、『陸中の国 鹿角の伝説』(平成4(1992)年)を刊行した。東京経済大学民話愛好会は『民話伝承秋田県鹿角市』(昭和52(1977)年)で伝説・民話の把握調査を実施した。

3. 住民が大切にしたいもの

本地域計画の作成にあたり、住民の意見を聞き地域計画に反映させるため、地域ワーキングを実施した。この地域ワーキングは、地域の文化的・歴史的な関係性を考慮し、北から小坂地区十和田湖区域、十和田湖区域を除く小坂地区、十和田地区、花輪・尾去沢地区(花輪地区と尾去沢地区は合同で実施)、八幡平地区に分けて実施した。このほかに聞き取り調査を追加で行った地区などもある。

令和4年度・5年度に実施した地域ワーキングにおいて、参加した各地区の住民が大切にしていきたいものは主に以下のとおりである(詳細については資料編参照)。この地域ワーキングで出された文化財は未指定文化財に含めた。

●小坂地区十和田湖区域

十和田湖(十和田湖が生み出した自然)、ヒメマス、和井内神社、十和田神社、十和田参詣の遺構

●十和田湖区域を除く小坂地区

農村の信仰(神社)と祭り(万谷大太鼓)、小坂鉱山による近代遺産群と産業(アカシア、養蜂)

●十和田地区

盆踊(及び大太鼓)、信仰(月山神社、大円寺、集落の神社)、茂谷山への親しみと八郎太郎伝説、温泉、大湯環状列石

●花輪地区

花輪祭り(花輪ねぷた、花輪祭の屋台行事)、コミセ(コモセ)、農村の信仰(下川原駒踊、虫送り)、山岳信仰(五ノ宮嶽～皮投岳～三倉山)、集落の神社・寺院、伝説・民話

●尾去沢地区

尾去沢鉱山を中心とする伝説・民話、大森親山獅子大權現舞、からめ節金山踊り、鉱山関連施設、井戸、
さんこうづか三光塚

●八幡平地区

大日堂舞楽に関する事柄(大日靈貴神社、天照皇御祖神社、大里駒形神社、長嶺毘沙門神社、伝説・民話、四角刈り)、年中行事(七夕、川部の綱引き、水沢盆踊太鼓)、農村の信仰(湯瀬神明社、長嶺八幡神社、大里川原稻荷神社、集落の神社、五ノ宮嶽山道の刈り払い、石造物)、鹿角四十二館、自然(作沢沼、サンショウウオ、夜明島渓谷、シダレカツラ、長嶺毘沙門神社の大公孫樹)

序
章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第5章

文化財の保存・活用に関する将来像・課題・方針

1節 将来像と基本方針

鹿角地域は、四方を山並みに囲まれ、石川啄木はその様子を「青垣山を繞せる天さかる鹿角の国」と詠んだ。第3章で示したように「青垣山をめぐらせる鹿角の里」は鹿角地域の歴史文化の特性である。それを彩る特性が「山島 鹿角」、「いにしえの里 鹿角」、「境のマチ 鹿角」、「黄金ふく青垣山」、「鹿角に息づく信仰と風流」である。この多様で豊かな歴史文化や文化財は、青垣山の恵みとともに歩んできた先人によって育まってきた。この歴史文化や文化財は、地域ワーキングの出席者から「自分(たち)にとって、重要なものや欠くことができないもの」であると挙げられたことから、地域コミュニティの基層となり、郷土への愛着を生み、精神的な拠り所として大切にしてきたといえる。

ところが、住民の生活様式や価値観が変化していく現代において、文化財は意識的に継承しなければ失われる状況である。また、行政が実施する保存・活用事業は財政的にも人的にも限界があり、未指定文化財まで対策がとられていないのが現状である。文化財を後世に継承するために、地域社会をはじめ、文化財所有者を含む住民・学術専門機関などによる主体的な取組みが必要となり、行政がその機運を醸成し、継続する施策を行う必要がある。

本地域計画は地域全体が一丸となって、鹿角地域の歴史文化や文化財の価値を見出すことで地域に愛着を生み、活力のあるまちを目指す。そのため、鹿角市は第7次鹿角市総合計画で将来都市像を「ふるさとを誇り未来を拓くまち」、小坂町は第6次小坂町総合計画で将来都市像を「ひとと自然と文化を未来につなぐ魅力あふれるまち」を踏まえ、鹿角地域の将来像と基本方針を以下のとおり設定する。

将来像 「青垣山の恵みに育まれた歴史文化に出会えるまち鹿角」

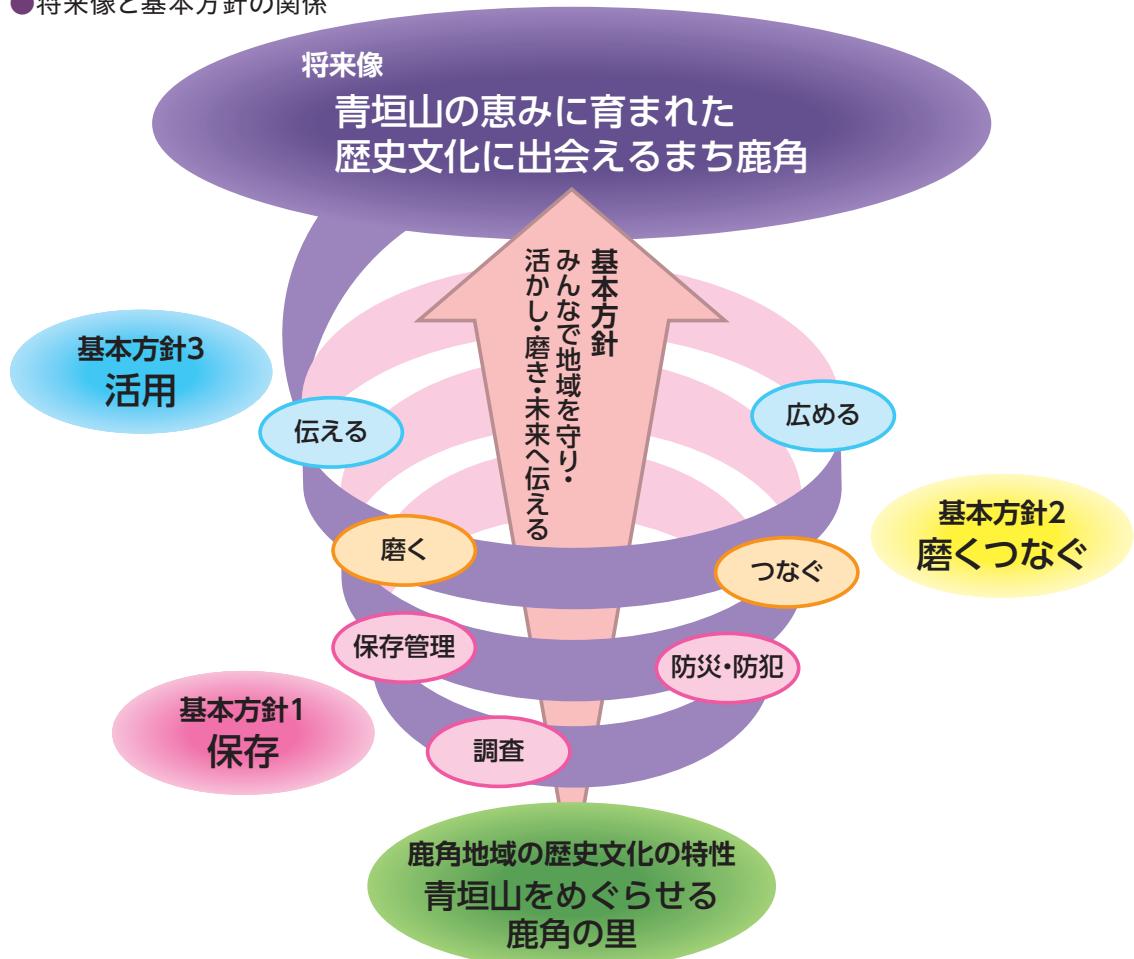
基本方針 「みんなで地域を守り・活かし・磨き・未来へ伝える」

2節 文化財の保存・活用に関する課題・方針

鹿角地域における文化財の保存・活用の将来像を達成するために、以下の基本方針に沿って課題を整理し、課題解決の方針を設定した。なお、防災・防犯に関する事項は第8章に詳細を記載する。

基本方針1 保存	鹿角地域の歴史文化を調査し、歴史文化の価値を知る。さらに、文化財の現状を確認し適切に保存管理することにより個性あふれる鹿角地域を後世に引き継ぐ。 →方針【調査】、【保存管理】、【防災・防犯】
基本方針2 磨くつなぐ	調査記録と成果から歴史文化や文化財の価値を高める。また、文化財の周辺環境を整備し、文化財がもつ魅力を引き上げる。文化財を後世に継承するために、文化財所有者を含む住民だけではないさまざまな主体との協働による持続可能な体制を整える。 →方針【磨く】、【つなぐ】
基本方針3 活用	鹿角地域の歴史文化は、人々の生活や社会に彩りを与える貴重な財産となっている。これらを形成する文化財の保存を適切に図りながら、文化財や歴史文化の魅力を発信する。文化財を核としたコミュニティやつながりを創出し、歴史文化に触れる機会を広げる。 →方針【伝える】、【広める】

●将来像と基本方針の関係



1. 基本方針1 保存

鹿角地域の歴史文化を調査し、歴史文化の価値を知る。さらに、文化財の現状を確認し適切に保存管理することにより個性あふれる鹿角地域を後世に引継ぐ。

(1) 調査に関する現状・課題・方針

① 現状

文化財の把握調査状況は、第4章1節で記載したとおりである。さまざまな調査記録と成果が蓄積している。そのなかには報告書などにまとめられていない調査記録もある。また調査記録の一覧データはあるものの、文化財とその調査記録内容を検索できるデータベースはない。

自治体史の編さんなどにより把握調査が実施されたが、地区や類型に偏りがある。一方で調査が実施されてから30年以上が経過し、未指定文化財は特に現状調査を進める必要がある。詳細調査は一部に限られ、詳細調査が実施されないまま滅失の危機を迎えている文化財もある。

調査の種類

把握調査…歴史文化を伝える文化財がどこにあるか調べる調査

詳細調査…文化財としての価値づけをするための学術的調査

現状調査…現在の状況(あるかないか・保存状態)を調べる調査

② 課題

ア. 文化財の調査が必要

把握調査は実施されたが、建造物などの有形文化財や記念物などの類型の把握ができていない。小坂地区は把握調査が進んでいない。また、把握調査実施から年数が経ち、現状を確認できていない文化財があり滅失のおそれもある。特に個人所有の建造物や文書類(書跡・典籍・古文書・歴史資料)、無形の民俗文化財はき損や滅失の前に調査が必要である。

イ. 調査成果の整理が不十分

調査記録が蓄積されているが、文化財とその調査記録を紐づけたデータベースがなく、文化財の情報の検索に時間がかかる。今後の調査のために、所在地などの必要な情報を反映させた文化財調査リストが必要である。

③ 方針

ア. 調査の推進

把握調査は、調査が進んでいない小坂地区を優先的に、建造物などの有形文化財や記念物などの把握調査を計画的に実施する。把握した文化財は定期的に現状調査を実施し、保存状態などを確認することで文化財の適切な保存管理へつなげる。き損や滅失などの緊急性も考慮し、記録作成調査を実施する。学術専門機関と連携し詳細調査の必要な文化財を検討し、詳細調査を実施する。

イ. 調査成果の整理の推進

未指定文化財を含めた調査の結果を分類・整理し、所在地などを反映させた文化財調査リストを作成し、検索できる形式とする。

(2) 保存管理に関する現状・課題・方針

① 現状

鹿角市と小坂町は、所蔵資料や指定等文化財を中心に保存管理を行ってきた。指定等文化財のうち国指定の建造物や記念物の一部は個別に保存活用計画を作成している。また、鹿角市と小坂町は指定された無形の民俗文化財に対し補助制度を設け、保存に係る取組みに対して補助金を交付し支援を行っている。また、鹿角市は継承者の発掘・育成の場となる公開の機会として鹿角市民俗芸能フェスティバルの開催や、指定された無形の民俗文化財の保存団体同士が交流し情報交換をする機会を設け、各団体の活性化や後継者育成などの継承活動を支援している。住民の集落単位の活動の中で継承されて守られてきた未指定文化財は、自治会や高齢者の活動支援として間接的な支援はあるが、文化財への直接的な財政支援はない。

鹿角市と小坂町は、所蔵する文化財を一括で保存管理する施設ではなく、複数の収蔵施設に分散して保存管理している。また所蔵する資料の台帳作成に取組んでいる。所蔵する資料の台帳は様式が統一されておらず、関連情報と紐付けしたデータベースもない。

古文書などの文書類は劣化や災害などを防ぎ適切に保存管理することだけでなく、地域の歴史文化への認識を深めるために解説することが必要である。鹿角市は学術専門機関やボランティアと連携し、平成30年度から鹿角市史編さんや寄贈などで収集した史料の目録作成などの整理作業を継続している。小坂町は、史料が寄贈された際にボランティアの協力で整理している。

花輪地区は百人一首かるたが盛んであり、百人一首かるたのパネルが各所に設置される。鹿角市、学校、市民センターなどが教室や大会を開催し、後継者の確保・育成に取組んでいる。

民謡や口承文芸などの保存団体が後継者の確保・育成に取組んでいる。

天然記念物である声良鶏の保存団体が競技会を開催するほか、飼育や種の保存に取組んでいる。

② 課題

ア. 情報管理が不十分

文化財ごとの保存管理データが統一されていない。さらに把握した文化財の定期的な現状調査、防災・防犯に関する情報、整備や保存・活用の記録などをまとめたリストがないため作成する必要がある。そのため文化財の情報の検索に時間を要する。鹿角市と小坂町が所蔵・保管する資料の台帳も類型や収蔵施設により様式が異なる。

イ. 保存継承の支援が不十分

指定・未指定に関わらず計画的・継続的に、適切な保存措置を講ずる必要がある。文化財の維持に必要な原材料や修理に必要な物資が入手困難となっているほか、修理業者の確保も難しい文化財がある。適切な保存のための支援として、き損や滅失に備えた文化財の記録作成も必要である。また、文化財を継承する担い手の不足が深刻化している。

小坂町が策定した個別の文化財の保存活用計画は、作成から年数が経過したものや防災について不足している計画があり、改訂が必要である。

寄贈・寄託が増えているが、文化財収蔵施設の収容量は限界に近く、また施設設備が整っておらず文化財の劣化が懸念される施設がある。

③ 方針

ア. 情報管理の推進

文化財調査リストや所蔵文化財台帳、防災・防犯に関する情報、報告書などの文化財に関する情報を分類・整理する。それら文化財ごとの基礎データをまとめ、検索可能な文化財リストを作成する。文化財リストは関連情報をデジタル化し紐付けたデータベースとして文化財の計画的な現状確認や適切な保存管理の基礎データとして用いるため、定期的に更新する。

収蔵資料台帳は整備を継続して実施し、様式の統一や検索可能なリスト化を進め、収蔵資料の適切な管理を図る。併せて収蔵資料の記録作成・デジタル化も行い、文化財リストに反映させる。過去に採録されたビデオテープやカセットテープなどの記録資料などのデジタル化を優先して行う。

イ. 保存継承の支援の充実

文化財を後世に伝えるため、指定・未指定に関わらず現状調査結果に基づいて適切な保護措置を検討する。修理などを実施する際には、必要に応じて適切な手法や対応できる業者などについて学術専門機関の助言・指導を受け、適切な保存管理に努める。また後継者や担い手の育成の継承活動をはじめとする文化財の保存・活用への支援の充実を図る。適切な保存の支援として経年劣化によるき損や滅失を考慮し、調査に基づき映像記録(資料)や報告書の作成などの文化財の記録作成をする。文化財の所有者や保存団体による保存管理だけでなく、住民や関係団体などを含めた地域総がかりでの保存管理に取組む。

小坂町は策定した個別の文化財の保存活用計画は、改訂及び作成を進め、その運用を行う。

資料の収蔵場所の整備・拡充を進める。文化財を収蔵する各施設の現状に即した設備の整備・更新を検討し、収蔵資料の適切な保存管理に努める。

※防災・防犯

災害や盗難・汚損などから貴重な文化財を保護するため、文化財の防災・防犯の取組みを推進する必要がある。防災・防犯に関する現状・課題・方針については第8章に記載する。

2. 基本方針2 磨くつなぐ

調査記録と成果から歴史文化や文化財の価値を高める。また、文化財の周辺環境を整備し、文化財がもつ魅力を引き上げる。文化財を後世に継承するために、文化財所有者を含む住民だけではないさまざまな主体との協働による持続可能な体制を整る。

(1)磨くに関する現状・課題・方針

①現状

鹿角市史などの自治体史をはじめとした調査結果の報告書や『鹿角市の文化財』など文化財に関する情報は書籍で刊行しているが、反映されていない指定等文化財がある。鹿角市や小坂町が発刊した書籍には、在庫がないものがある。

未指定文化財は、住民の集落単位の活動の中で継承されるが、文化財として認識されていないものも多い。劣化などの懸念がある有形文化財や遺跡、動物・植物・地質鉱物などは、目にすることが難しくその価値が伝わっていない。

秋田県・鹿角市・小坂町のほか住民・文化財保護団体などが各所に案内板などを設置している。

文化財を公開する博物館等展示施設の設備が老朽化している。登録博物館である小坂町立総合博物館郷土館は、開館から40年以上経過し、より顕著である。

地域の特徴であるコモセ(コモセ)を改修するなど景観の整備がされている地区をはじめ、「守りたい秋田の里地里山50」に認定された農村景観も鹿角地域には複数所在するなど、魅力的な眺望景観が住民などにより守られている。

②課題

ア. 文化財の価値づけが不十分

最新の指定等文化財が文化財の情報をまとめた冊子に反映されていない。文化財の研究が進んでおらず、未指定文化財などは適切に価値づけられていない。目にすることが難しい文化財や在庫が無い文化財に関する文献などデジタル化の対応が必要であるが、文化財をデジタル化し公開するための方針がない。複数の文化財を一定のまとまりとして価値づける必要がある。

イ. 発信拠点の整備が不十分

発信拠点である博物館等展示施設や観光施設は、設備の老朽化が進んでおり、案内板も老朽化や未設置があり、整備が必要である。また展示可能な資料が限られるなど文化財を魅せる環境が整っていない。多言語化も一部にとどまっており、整備が必要である。

また、農村景観やコミセ(コモセ)の町並みなどの眺望景観が資源として十分に活かされていない。登録博物館である小坂町立総合博物館郷土館は、老朽化した設備を更新し、地域の文化財発信拠点施設として再登録が必要である。

③方針

ア. 文化財の適切な価値づけ

最新の指定等文化財が反映された文化財情報をまとめた冊子を刊行する。未指定文化財は調査結果と成果からその価値を明らかにし、価値を伝える施策を検討する。目にすることが難しい文化財や文化財に関する文献などをデジタル化し、保存・活用を図る。文化財をデジタル化し公開するための方針を策定し、コンテンツの二次利用に関する方針を検討する。関連性のある複数の文化財をつなぐ取組みを展開し、文化財や歴史文化への理解を深め、文化財の保存・活用の活性化を図る。

イ. 発信拠点の整備の充実

展示や案内板などによるガイダンスは、文化財への理解を深められるよう内容の充実や多言語化だけでなく、デジタルコンテンツにも対応した設備を検討し、文化財やその周辺環境の付加価値の向上を図る。また、空調や展示ケースなどの展示施設の設備や屋外にある文化財の周辺環境など、公開・活用による影響から文化財を守り活用する環境を整備する。地域を象徴する文化的景観を維持し、魅力を伝えるための施策を検討する。登録博物館の再登録に必要な設備整備更新を進める。

(2)つなぐに関する現状・課題・方針

①現状

鹿角市や国指定の無形の民俗文化財保存団体は担い手の育成を進めている。

鹿角市と小坂町は府内の観光部局などが文化財の保存・活用の取組みを行っており、観光施設となっている文化財を中心にガイド団体が活動している。

大湯環状列石など一部の文化財は、住民・学術専門機関などと連携を図っている。

鹿角市と小坂町は学芸員などの専門的な人材が不足し、分野に偏りがある。



大湯環状列石ガイドの
レベルアップ講座

②課題

ア. 人材育成が必要

文化財を継承する担い手や保存に欠かせない専門的な人材が不足しているため、外部からの人材の確保や専門的な知識の習得など、間口を広げる活動が必要である。また、文化財を広めるガイドや語り部の確保も難しくなっており、外部からの人材確保が必要である。

イ. 仕組みづくりが必要

文化財の保存・活用を行うために保存団体を含む住民、行政、学術専門機関など多様な主体が連携し取組む体制がない。また、府内間の連携の強化や文化財担当職員の不足を補い、文化財行政の充実を図るため学術専門機関との連携が必要である。

③方針

ア. 人材育成の強化

文化財を継承する担い手や専門的な人材の育成の取組みを強化する。また、関係機関と連携し、地域の歴史文化や文化財を周知する人材の育成を行う。

イ. 仕組みづくりの構築

文化財を核とした多様な主体がつながる仕組みづくりを推進し、文化財の保存を図る。府内の連携を強化することにより、保存・活用の取組みや支援の充実を図る。また、文化財担当職員の充実配置やスキルアップのため学術専門機関との連携を強化する。

3. 基本方針3 活用

鹿角地域の歴史文化は、人々の生活や社会に彩りを与える貴重な財産となっている。これらを形成する文化財の保存を適切に図りながら、文化財や歴史文化の魅力を発信する。文化財を核としたコミュニティやつながりを創出し、歴史文化に触れる機会を広げる。

(1) 伝えるに関する現状・課題・方針

①現状

指定等文化財を中心に情報発信を行っている。指定等文化財や鹿角市と小坂町の施設に関する情報はパンフレットの作成やホームページなどで発信している。また、出版社などからの要望に対して可能な範囲で情報発信を行っており、それぞれの文化財や施設の価値の発信に努めている。

第1章2節に記載したとおり、鹿角地域には展示施設が複数所在し、特化した内容の展示をしている。

②課題

ア. 情報発信が不十分

文化財の情報の種類や量に偏りがあり、歴史文化や文化財を「知らない」人の興味を引く情報発信や若年層にもわかりやすい文化財情報、複数の文化財をつなぐ情報発信が必要である。歴史文化の情報を得る機会がイベントや発刊物、SNSに限られている。タイムリーな情報発信が十分ではない。

③方針

ア. 情報発信の充実

文化財の価値や魅力に関する情報をさまざまな媒体で行い、地域内外やあらゆる世代へ届く発信をする。

拠点施設での展示やイベントなど文化財に直接触れる機会の充実だけでなく、拠点施設での講座やデジタルアーカイブ、オンラインツアーなど文化財をより深く知る機会を充実させる。開催時期や季節に応じた情報などの文化財の様子がわかる情報発信を図る。

(2) 広めるに関する現状・課題・方針

①現状

学校で、まちなか探検や史跡ガイド、踊りの継承など郷土学習が行われている。学校給食で、地場産物や郷土料理を使用した「たらふくかづの」の日(鹿角市・小坂町)やヒメマス給食(小坂町)などを継続的に実施している。

生涯学習は、市民センター事業(鹿角市)や公民館事業(小坂町)、青少年育成鹿角市民会議(鹿角市)、文化財展示施設などで体験や講座を実施している。

鹿角市と小坂町は国指定文化財を中心に公開活用の取組みを行う。公開する文化財には住民を中心としたガイド団体が設立され、活動を通して文化財の活用や保存に対する意識啓発の一翼を担っている。

鹿角市はユネスコ無形文化遺産と世界文化遺産をつなぐ取組みを行う。無形の民俗文化財や展示施設は学校教育や生涯学習の場で活用している。

②課題

ア. 文化財に触れる機会の不足

あらゆる世代が歴史文化に触れ、その価値や魅力を知る機会や取組みが不十分である。

イ. 文化財を活かす取組みが不十分

文化財を活用した取組みが観光以外に活かされておらず、地域の活性化への取組みが不十分である。

③方針

ア. 文化財に触れる機会の充実

あらゆる世代が文化財や歴史文化を体感し学ぶ機会の充実を図る。学校教育や市民センター・公民館事業など多様な主体で取組みを実施することで、多様な機会を創出し文化財の普及啓発を図る。

イ. 文化財を活かす取組みの推進

文化財や歴史文化を観光や健康、福祉分野に広げ、文化財の調査・研究などで解明された多様な情報も用いた活用などにより地域の活性化を目指す。

第6章

文化財の保存・活用に関する措置

1節 文化財の保存・活用に関する措置

1. 文化財の保存・活用のための措置の設定と考え方

これまでの章で示した「基本方針」、「課題」、「方針」を踏まえ、本地域計画の計画期間に実施する措置を基本方針ごとに設定し、将来像「青垣山の恵みに育まれた歴史文化に出会えるまち鹿角」の実現を目指す。措置は内容、措置の主体、計画期間などをまとめている。

措置には継続、拡充、新規の項目を設け、現在実施している取組み(継続と表記)のほか、文化財の保存・活用をさらに推進する取組み(拡充、新規と表記)を創出し実施する。また、措置の実施主体を明示し、行政については鹿角市、小坂町の担当課を記載し、役割を明確にして取組む。文化財所有者を含めた住民、関係団体、学術専門機関と連携しながら総がかりで進める。主体は以下のとおり区分した。

行 政…鹿角市と小坂町の文化財担当課、府内関係課

(ただし、措置では市(担当課)または町(担当課)で記載する。)

	各課の明記
鹿角市	生涯学習課：教生、大湯ストーンサークル館：大ス、総務学事課：教学、鹿角市立図書館：図、先人顕彰館：先、歴史民俗資料館：資、総務課：総、総務課危機管理室：危、政策企画課：企、財政課：財、生活環境課：生活、すこやか子育て課：す、あんしん長寿課：あ、農業振興課：農業、農地林務課：農林、産業活力課：産、都市整備課：都
小坂町	教育委員会学習振興班：教学、小坂町立総合博物館郷土館：郷、教育委員会総務：教総、公民館：公、総務課：総、町民課：民、福祉課：福、観光産業課：観、建設課：建

住 民…住民・地域団体、文化財所有者

学 校…幼・保育園、小中学校、高等学校

関係団体…文化財の保護・研究団体、その他団体

学術専門機関…大学、研究機関など(ただし、措置では専門と記載する。)

措置の実施にあたり、財源として市費、町費、県費、文化庁及びその他の関係省庁の国費(文化財補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金など)、その他民間資金などを活用しながら財源の確保に努める。

なお、関連文化財群を設定するため、関連文化財群に関する措置は第7章に記載する。

2. 文化財の保存・活用の措置

本地域計画における文化財の保存・活用に向けた措置は以下のとおりである。

(1) 基本方針1 保存

鹿角地域の歴史文化を調査し、歴史文化の価値を知る。さらに、文化財の現状を確認し適切に保存管理することにより個性あふれる鹿角地域を後世に引継ぐ。

調査に関する措置

■ : 実施期間 ■■■■ : 恒常的措置

No.	新規 ／ 継続	事業名・内容	実施者 ◎が主体	事業期間			財源
				前期	中期	後期	
1	新規	未指定文化財の把握調査 調査が進んでいない地区や類型の文化財に優先順位をつけ計画的に把握調査を実施する。 ・建造物の調査 ・無形の民俗文化財の調査	◎市(教生・大ス)/◎町(教学・郷)/住民/専門				国市町
2	拡充	現状調査 現状調査を計画的に実施し、文化財の適切な保存管理につなげる。 き損や滅失のおそれなどを考慮し計画的に行う。 ・建造物の調査 ・無形の民俗文化財の調査	◎市(教生)/◎町(教学・郷)/住民/専門	■■■■■	■■■■■	■■■■■	市町
3	継続	発掘調査の実施 地域内の埋蔵文化財について開発に伴う本調査や試掘調査、価値の明確化のための学術調査を行い、保存・活用に努める。	◎市(大ス)/◎町(教学・郷)/専門	■■■■■	■■■■■	■■■■■	国県市町
4	拡充	記録作成調査 指定・未指定にかかわらず、経年劣化によるき損や滅失のおそれなどを考慮し文化財を記録作成し、デジタル化を行う。	◎市(教生)/◎町(教学・郷)/住民/専門				国市町
5	拡充	無形の民俗文化財の記録作成事業 指定された無形の民俗文化財の保存・継承を目的として、調査を実施し、その内容を文書及び映像により記録作成を行う。	◎市(教生)/◎町(教学・郷)/住民/専門				国県市町
6	新規	詳細調査の実施 把握した文化財の中から、詳細調査が必要と考えられる文化財、改変(建造物)や滅失などの緊急性のある文化財などを学術専門機関と連携して調査を実施し保存を行う。 ・建造物の調査 ・無形の民俗文化財の調査	◎市(教生・大ス)/◎町(教学・郷)/住民/専門				国市町
7	拡充	文化財調査リストの作成・管理 未指定文化財を含めた調査の結果を分類・整理し、所在地などを反映させた文化財調査リストを作成し、検索できる形式とする。調査結果は随時更新し、適切に管理する。また、データは随時文化財リストへ反映させる。 措置No.8「文化財情報の適切な管理」と連動	◎市(教生・大ス)/◎町(教学・郷)	■■■■■	■■■■■	■■■■■	国県市町民間

保存管理に関する措置

■ : 実施期間 ■■■■ : 恒常的措置

No.	新規 ／ 継続	事業名・内容	実施者 ◎が主体	事業期間			財源
				前期	中期	後期	
8 重点	拡充	文化財情報の適切な管理 文化財調査リストや所蔵文化財台帳、防災・防犯に関する情報、報告書などの文化財に関する情報を分類・整理する。それら文化財ごとの基礎データをまとめ、検索可能な文化財リストを作成する。文化財リストは関連情報をデジタル化し紐付けたデータベースとして計画的な文化財の現状確認や防災、保存、管理などの基礎データとして用いる。 措置No.7「文化財調査リストの作成・管理」、措置No.9「収蔵資料の台帳のデータベース化」、措置No.65「文化財ハザードマップの作成」と連動	◎市(教生・大ス)/◎町(教学・郷・観)/専門				市町
9	拡充	収蔵資料の台帳のデータベース化 ボランティアと学術専門機関が連携し、鹿角市と小坂町で所蔵・保管される資料の台帳整備を継続して行う。整備が終った台帳は、様式の統一や検索可能なリスト化を進める。 また、台帳整備と併せて収蔵資料の記録作成も行う。 この内容は、文化財リストへ反映させる。 措置No.8「文化財情報の適切な管理」と連動	◎市(教生・大ス)/◎町(教学・郷)/住民/関係団体/専門	■■■■■	■■■■■	■■■■■	国県市町民間

No.	新規 ／ 継続	事業名・内容	実施者 ◎が主体	事業期間			財源
				前期	中期	後期	
10	継続	個別の文化財保存活用計画の整備及びその運用 指定等文化財について個別の保存活用計画を整備し、計画的に保存・活用する。 ・特別史跡大湯環状列石保存活用計画の運用 ・重要文化財康楽館保存活用計画の改訂・運用 ・特別名勝及び天然記念物「十和田湖および奥入瀬渓流」保存管理計画の改訂・運用 ・重要文化財旧小坂鉱山事務所保存活用計画の作成・運用	◎市(教生・大ス)／◎町(教学・郷・観)／専門				市町
11	拡充	文化財の保存管理の推進 現状調査で確認した修理が必要な文化財は、適切な修理の手法や対応できる業者などについて学術専門機関の助言指導を受け、適切な修理に取組み、保存管理に努める。 また、修理にかかる経費については国・県などの補助金の活用も検討し、財政支援を行う。	◎市(教生・大ス)／◎町(教学・郷・観・建)／専門				国県市町民間
12	拡充	保存管理に必要な物資の支援 文化財で用いられる道具や物資について、修理や新規調達に関する情報提供や財政支援を検討し、支援を行う。 ・無形の民俗文化財に用いられる衣装や道具の整備支援 補助事業を活用し、無形の民俗文化財の衣装や道具の整備を支援する。また、修理・新規調達の際に確認できるよう、用具などの記録作成を行う。 ・原材料の確保と支援 大湯環状列石の復元展示物や茅葺屋根の葺き替えなど恒常的な保存修理や年中行事などで使用する頻度が高い稻わら・茅など文化財に欠かせない原材料の確保と保存団体へ支援を実施する。	◎市(教生)／◎町(教学・郷)／住民／関係団体				国県市町民間
13	継続	古文書・歴史資料の整理 ・古文書活用事業(鹿角市) 市で所蔵する古文書などの整理を継続して行う。整理を終えた資料は学術専門機関などが調査で用いられるよう公開体制を整える。 ・小坂町は、史料が寄贈された際にボランティアの協力で整理する。	◎市(教生)／◎町(郷)／住民／専門				市町民間
14	拡充	指定の無形の民俗文化財の保存団体の支援 指定された無形の民俗文化財の保存団体が行う継承活動にかかる費用に対し財政支援を行う。また、後継者の確保・育成活動の支援として、鹿角市民俗芸能フェスティバルの開催を継続するとともに、情報交換会を拡充する。 また、記録作成・デジタル化も行う。 ・無形民俗担い手育成事業 ・鹿角市民俗芸能フェスティバルの開催 ・保存団体の情報交換会 など	◎市(教生)／◎町(教学・郷)／住民／関係団体／専門				国県市町民間
15	継続	保存団体による無形の民俗文化財の後継者の確保・育成の取組み 無形の民俗文化財の保存団体が後継者の確保・育成のための講習会を開催する。 ・花輪ばやし「笛・三味線」講習会 ・市民センターや公民館などと連携した育成事業など	市(教生)／町(教学・郷・公)／◎住民／関係団体				市町
16	継続	民謡や口承文芸などの保存・継承の取組み 民謡や口承文芸などの関係団体が普及啓発や後継者の確保・育成に取組む。 ・語り部養成講座 など	市(教生・図)／◎住民／学校／◎関係団体				市民間
17	拡充	声良鶏の大会の開催 保存団体が種の保存・育成に取組み、声良鶏の特徴である長鳴きの鳴き方を競う大会や、羽色や体形を競う大会を開催する。	市(教生)／◎住民				市
18	継続	競技かるたの保存・継承の取組み 花輪かるた会が、教育機関や市民センターなどと連携し普及啓発や子供たちに触れる機会の提供を行う。 ・花輪地区子ども会対抗かるた大会の開催 ・鹿角市内競技かるた小学生大会の開催 ・百人一首かるたのパネルの設置・管理 ・保育園での百人一首教室 ・小中学校での取組み	◎市(教生)／◎住民／◎学校／◎関係団体				市民間
19	拡充	屋外に所在する文化財とその周辺環境の整備及び維持管理 定期的な現状確認を行い、学術専門機関の助言指導を受け適切な保護施策の実施に努める。また、住民と連携し文化財周辺の環境整備を行い、適切な環境下での保存管理に努める。 保存管理にかかる費用について、必要に応じて補助金の活用による財政支援を行う。 ・天然記念物樹勢維持事業 ・屋外に所在する文化財の環境整備事業 など	◎市(教生)／◎町(教学・郷・観・建)／住民／関係団体／専門				国県市町民間

No.	新規 ／ 継続	事業名・内容	実施者 ◎が主体	事業期間			財源
				前期	中期	後期	
20	継続	文化財周辺の環境整備 住民が主体となり、地域の文化財(指定等含む)周辺の環境整備を実施する。 ・地域の寺社の周辺環境の整備(草刈り、クリーンナップ) ・黄金歴史街道のクリーンナップ ・秋田十和田湖クリーンアップ大作戦 ・明治百年通り周辺のクリーンナップ など	市(教生)／町(教学・郷・民・観・建)／○住民／関係団体／専門	[■]	[■]	[■]	市町民間
21	継続	鹿角市かるた選手権大会の開催 昭和46年から続く競技かるたの大会を継続し実施する。	◎市(教生)／住民／関係団体	[■]	[■]	[■]	市
22	拡充	文化財保護に関する財政支援の拡充 指定等文化財の保存・活用にかかる経費を国・県・民間の補助金の活用も検討し、財政支援を行う。 また、未指定文化財の保存・活用にかかる経費の支援を検討する。 行政内での連携により、サポートの充実を図る。 【生涯学習課】(鹿角市) ・古文書整理及び活用事業費(文化財保護事業) ・鹿角市無形民俗文化財扱い手育成事業費補助金(大日堂舞楽、毛馬内の盆踊、その他指定) ・花輪祭の屋台行事屋台等保存修理事業費補助金 ・声良鶏保存奨励金 ・シダレカツラ薬剤防除業務(文化財保護事業) 【生活環境課】(鹿角市) ・鹿角市自治会元気づくり応援補助金 ・鹿角市コミュニティ推進事業費補助金(財源宝くじ) ・鹿角市集落活動応援事業費補助金 【産業活力課】(鹿角市) ・鹿角市祭典事業費補助金 【あんしん長寿課】(鹿角市) ・鹿角市地域生き活きサロン推進事業費補助金 【教育委員会】(小坂町) ・出羽神社権現舞保存会運営補助金(文化財保護事業) ・濁川地区虫送り事業補助金(文化財保護事業)	◎市(教生・生活・あ・産)／○町(教学・郷・観・建)／住民	[■]	[■]	[■]	国県市町民間
23	拡充	文化財行政にかかる財源確保の仕組みづくり ・ふるさと納税の文化財部門の拡充やガバメントクラウドファンディングなどファンドレイジングの取組みを検討し、新たな財源確保の仕組みづくりを図る。 ・文化財の保存・活用に対し、鹿角市と小坂町の補助・助成だけでなく、国・県・民間からの補助・助成を活用するなど、財政支援の拡充を図る。また、ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングなども検討し、文化財の保存・活用への支援拡充に取組む。	◎市(教生・企)／○町(教学・郷・総)／関係団体	[■]	[■]	[■]	市町民間
24	拡充	資料収蔵スペースの確保及び収蔵環境の整備 地域に所在する資料が地域外へ流失することを防ぐため鹿角市と小坂町の収蔵・保管施設の確保に努める。また、文化財を収蔵する各施設の現状に即した設備の整備・更新を行い、収蔵資料の適切な保存管理に努める。	◎市(教生・財)／○町(教学・郷・観・建)	[■]	[■]	[■]	市町

(2) 基本方針2 磨くつなぐ

調査記録と成果から歴史文化や文化財の価値を高める。また、文化財の周辺環境を整備し、文化財がもつ魅力を引き上げる。文化財を後世に継承するために、文化財所有者を含む住民だけではないさまざまな主体との協働による持続可能な体制を整える。

磨くに関する措置

■ : 実施期間 ■■■■ : 恒常的措置

No.	新規 ／ 継続	事業名・内容	実施者 ◎が主体	事業期間			財源
				前期	中期	後期	
25	継続	富樫正一写真保存作業 富樫正一が残した昭和40年代以降の鹿角地域の記録写真の保存作業に取組み、記録写真の鑑賞会を実施する。	◎住民／関係団体	■■■■■	■■■■■	■■■■■	市
26	拡充	文化財の情報をまとめた冊子の更新・充実 調査成果をもとに文化財の情報をまとめた『鹿角市の文化財』などの冊子を刊行する。	◎市(教生・大ス)／◎町(教学・郷)／関係団体	■■■■■	■■■■■	■■■■■	市町
27	拡充	文化財の指定等の検討 適正な文化財保護につなげるため、法令に基づく指定等を検討する。	◎市(教生・大ス)／◎町(教学・郷)／専門	■■■■■	■■■■■	■■■■■	市町
28	新規	未指定文化財の保護制度の検討 住民が大切に守り、後世に伝えたいと考える未指定文化財を保護するための登録制度や認定制度の創設を検討する。	◎市(教生・大ス)／◎町(教学・郷)／専門		■■■■■		市町
29	重点	デジタル化の推進 文化財や文化財に関する資料などをデジタル化することによって、保存管理へ活かし多様な活用へつなげる。また、デジタル化にともない公開基準を設ける。 措置No.30「デジタル技術を用いたコンテンツの作成」、措置No.51「デジタルアーカイブの推進」と連動	◎市(教生・大ス)／◎町(教学・郷・観)／関係団体／専門	■■■■■	■■■■■	■■■■■	国県市町民間
30	拡充	デジタル技術を用いたコンテンツの作成 デジタルアーカイブや博物館等施設の展示、教材などで利用できるコンテンツを作成する。 ・デジタルマーケティング推進事業 文化財へ観光誘客推進のための観光サイトなどの運営・多言語対応、プロモーション映像作成などを行う。	◎市(教生・大ス・産)／◎町(教学・郷・観)／関係団体	■■■■■	■■■■■	■■■■■	国県市町民間
31	新規	地域の風景の魅力発見事業 文化財の魅力を伝えるコンテンツを作成する。 ・民俗文化財など地域の文化財の写真・解説を掲載したカレンダーを作成する。 ・無形の民俗文化財と連携して里山の写真コンクールに応募を促進する。	◎市(教生・産)／◎町(教学・郷・総・観)／関係団体	■■■■■	■■■■■	■■■■■	市町民間
32	新規	関連文化財群の検討 未指定文化財の把握調査や現状調査の成果に基づき、関連文化財群を検討し、設定する。	◎市(教生・産)／◎町(教学・郷)／関係団体／専門	■■■■■	■■■■■	■■■■■	市町
33	新規	周遊ルート作成事業 関連文化財群を基にした、関連文化財の探訪・見学する周遊ルートを検討し作成する。	◎市(教生・産)／◎町(教学・郷・観)／関係団体／専門	■■■■■	■■■■■	■■■■■	市町
34	拡充	文化財展示施設の設備更新 文化財展示施設の設備更新を行い、文化財の適切な公開普及に努める。 ・展示ケースや展示室の環境(空調設備など)の整備 ・防犯設備整備 措置No.63「防災・防犯対策の強化」と連動して実施する。 ・デジタル技術を用いた展示に必要な設備の整備 ・小坂町立総合博物館郷土館の登録博物館再登録に向けた設備更新	◎市(教生・大ス・産)／◎町(教学・郷・観)／関係団体	■■■■■	■■■■■	■■■■■	国県市町民間
35	継続	大湯環状列石環境整備事業 来訪者が大湯環状列石への理解を深められるようするため、保存活用計画に基づき、史跡の適切な保全を行い、史跡とガイダンス施設の整備と活用を充実させる。	◎市(教生・大ス)／関係団体／専門	■■■■■	■■■■■	■■■■■	国県市民間
36	新規	案内板などの拡充 点検を行い、老朽化しているもの、表示内容の変更が必要なものなどの更新を計画的に行う。新たな案内板などの設置が必要となった場合には、的確に対応する。 案内板などの設置・更新においては、デザインや表示方法などの共通化・魅力化、多言語化に努める。 二次元コードなどにより案内板などへデジタル技術を用いたガイダンス機能をもたせる。	◎市(教生・大ス・産)／◎町(教学・郷・観・建)／関係団体／専門	■■■■■	■■■■■	■■■■■	国県市町民間
37	継続	観光拠点の整備 発信拠点でもある文化財やその周辺の維持管理を行う。 ・国立公園八幡平魅力アップ事業(鹿角市) ・十和田湖活性化事業(小坂町) ・和井内エリア整備事業(小坂町) ・停車場緑植栽管理事業(小坂町)	◎市(産)／◎町(教学・郷・観・建)／関係団体	■■■■■	■■■■■	■■■■■	国県市町民間

No.	新規/ 継続	事業名・内容	実施者 ◎が主体	事業期間			財源
				前期	中期	後期	
38	新規	周囲の修景などによる景観の視認性・統一性の向上 コミセ(コモセ)などの趣きを感じさせる景観を継承するため、周辺の土地利用に配慮した景観誘導を行い、文化財やまちなみの視認性を高め、自然と調和した環境とデザインの形成を図る。 コミセ(コモセ)を活かしたまちづくりを検討する。	◎市(教生・企・産・都) ／◎町(教学・郷・観・建)				市町

つなぐに関する措置

■ : 実施期間 ■■■■ : 恒常的措置

No.	新規/ 継続	事業名・内容	実施者 ◎が主体	事業期間			財源
				前期	中期	後期	
39	継続	観光ガイド育成事業 観光ガイドや史跡ガイドなど、地域の文化財や歴史文化の魅力を発信・周知できる人材の育成を行う。 ・観光ガイド育成事業(鹿角市) ・観光案内人育成事業(小坂町) ・大湯環状列石ガイド育成事業(鹿角市)	◎市(大ス・産)/◎町(教学・郷・観)/住民/関係団体	■■■■■	■■■■■	■■■■■	市町民間
40 重点	拡充	文化財の保存に欠かせない専門的な人材確保の取組み 文化財の保存に欠かせない人材の確保のために、学術専門機関と連携し講座を実施する。 ・専門人材養成講座の実施 (樹木医養成講座、なわないドクター養成講座、ヘリテージマネージャー育成講座など) ・シン・まほろば塾(鹿角市古文書活用事業) ・古文書読み方講座	◎市(教生・大ス・園・農林)/◎町(教学・郷)/◎関係団体/◎専門				国県市町民間
41	継続	地域行事への参加の促進 児童生徒が地域で行われる祭典などへ参加する取組みを継続する。 ・花輪ばやしパレード ・月山神社祭礼の子ども神輿(樽みこし) ・山神社祭典	◎住民/◎学校/関係団体	■■■■■	■■■■■	■■■■■	市民間
42	新規	文化財の保存管理に関するボランティアの取組み 地域の文化財のパトロールや担い手不足が進んでいる年中行事・民俗芸能への参加・協力(地域のお祭り協力隊)など、文化財関係の活動に協力したい方を募集し、文化財の保存管理へつなげる。 ・地域のお祭り協力隊 ・地域の文化財パトロール 措置No.68「文化財パトロールの拡充」と連動	◎市(教生・産)/◎町(教学・郷・観)/住民/関係団体				市町
43	新規	地域ぐるみの体制の構築 地域ぐるみで保存・活用を行うために、地域団体と連携し、協働で取組むための体制を作る。 ・推進協議会の設立 ・防災ネットワークの整備	◎市(教生)/◎町(教学・総)/住民/学校/関係団体/専門	■■■■■	■■■■■	■■■■■	市町
44	新規	府内連携(財政支援) 周辺環境の整備(神社までの道の舗装、手すり整備など)などの文化財の補助金で対応することのできない案件を支援する担当部署の連携により、財政支援の充実を図る。	◎市(教生・財・生活・あ)/◎町(教学・郷・総)	■■■■■	■■■■■	■■■■■	国県市町民間
45	継続	関係団体や学術専門機関との連携 文化財や地域に関する取組みを行う関係団体や学術専門機関との連携を図る。	◎市(教生・大ス)/◎町(教学・郷)/関係団体/専門	■■■■■	■■■■■	■■■■■	市町
46	拡充	文化財保護審議会や各種専門委員会の開催 文化財の価値を保ち、保存・活用するため、専門知識を有する人材から、助言・指導を受ける。 文化財の保存・修理・整備を適切に行う。 ・鹿角市古文書活用委員会 ・類型別調査委員会 ・縄文遺跡群世界遺産本部 など	◎市(教生・大ス)/◎町(教学・郷)/関係団体/専門				市町
47	新規	文化財担当職員の充実配置 文化財担当部署や大湯ストーンサークル館への職員配置を充実し、文化財の保存・活用体制の強化を図る。 ・文化財保護体制の整備と職員のスキルアップ 文化財保護行政を的確に遂行するため文化財の知識を有する職員の配置を検討し、職員のスキルアップのため、研修に参加する。	◎市(教生・総)/◎町(教学・総)	■■■■■	■■■■■	■■■■■	市町

(3) 基本方針 3 活用

鹿角地域の歴史文化は、人々の生活や社会に彩りを与える貴重な財産となっている。これらを形成する文化財の保存を適切に図りながら、文化財や歴史文化の魅力を発信する。文化財を核としたコミュニティやつながりを創出し、歴史文化に触れる機会を広げる。

伝えるに関する措置

■ : 實施期間 ▪▪▪▪▪ : 恒常的措置

No.	新規 ／ 継続	事業名・内容	実施者 ◎が主体	事業期間			財源
				前期	中期	後期	
48	継続	博物館等施設での企画展・特別展の開催 収蔵資料などを用いて地域の文化や歴史を周知する展示を行う。 ・鹿角市先人顕彰館企画展 ・鹿角市歴史民俗資料館企画展 ・小坂町立総合博物館郷土館企画展 など	◎市(教生・大ス・先・資)／◎町(教学・郷・観)／関係団体／専門	■■■■■	■■■■■	■■■■■	市町民間
49	拡充	文化財の情報発信の充実(パンフレット、広報、案内板、SNS) パンフレットや案内板の改訂・設置など充実を図り、広報紙やホームページ、SNSなど多様な媒体により文化財の情報を発信する。また、行政だけでなく民間など多方面からの情報発信を行う。	◎市(教生・大ス・先・資)／◎町(教学・郷・総・観)／関係団体	■■■■■	■■■■■	■■■■■	市町
50	継続	世界遺産活用推進事業 世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の保存・活用を進めるため関連自治体と連携し、シンポジウムや講座などの情報発信を行う。	◎市(教生・大ス)／関係団体／専門	■■■■■	■■■■■	■■■■■	国県市
51 重点	新規	デジタルアーカイブの推進 デジタルコンテンツに公開基準を設け、文化財や文化財に関する資料などのデジタルアーカイブなど多様な情報発信を行う。 ・市史や町史、報告書など紙媒体で刊行したもののアーカイブ化 ・ミュージアムDX推進事業 ・オンラインツアー造成事業 など 措置No.30「デジタル技術を用いたコンテンツの作成」と連動	◎市(教生・大ス)／◎町(教学・郷・観)／関係団体	■■■■■	■■■■■	■■■■■	国県市町民間

広めるに関する措置

■ : 實施期間 □ : 恒常的措置

No.	新規/ 継続	事業名	実施者 ◎が主体	事業期間			財源
				前期	中期	後期	
52	継続	郷土学習の充実 学校教育の郷土学習などで郷土の自然や人、社会、伝統文化、産業などに触れ、地域の歴史文化を学ぶ機会を充実させ、文化財を活用した取組みを継続する。 ・特色ある学校づくり推進事業(鹿角市) かなやまスクール(尾去沢の歴史) かるた教室・茶道教室 全校かるた大会 正課クラブ活動(フェスティバルクラブ、花輪ばやしクラブなど) 茜染伝承隊 部活動(伝統芸能同好会) ・ふるさとかづの絆プラン事業(鹿角市) ・地域学校協働活動推進事業(鹿角市・小坂町) ・食の健康づくり推進事業(鹿角市・小坂町) 食育の推進や食文化の継承に取組む ・ふるさと・キャリア教育(鹿角市・小坂町) 十和田湖のひめます放流体験(小坂町) ・正課クラブ活動での川上大太鼓の継承(小坂町) ・小坂音頭の継承(小坂町) など	◎市(教学・す)/◎町(教学・教総・福・観)/住民/◎学校/関係団体				市町
53	継続	読書感想画コンクール 地域に残る伝説・民話を後世に伝えていくために小学生を対象にコンクールを実施する。	◎市(図)/学校/関係団体				市
54	継続	市民センター・公民館事業 住民が中心となり保存会などと連携し、地域の芸能・行事・景勝地・伝説・民話などに触れる機会・披露する機会を作り、地域の活性化を図る。 ・地区的文化祭の開催(十和田・花輪・尾去沢・八幡平) ・生涯学習のつどいまなびピア(小坂) ・地域観光再発見ツアーや標柱建立、カルタ大会(十和田) ・花輪地区子ども会対抗かるた大会(花輪) ・八幡平盆踊りの継承(八幡平) ・富樫正一記録写真鑑賞会(尾去沢) ・SDGs黄金街道クイズラリー(尾去沢) ・七滝地区我が家の味自慢(小坂) ・川上食堂(小坂) など	市(生活)/町(公)/◎住民/関係団体				市町

No.	新規/ 継続	事業名	実施者 ◎が主体	事業期間			財源
				前期	中期	後期	
55	継続	青少年育成鹿角市民会議 青少年を育てる市民のつどいの中で、子ども芸能発表を開催するほか、鹿角市内の小学校を対象に他地区の歴史文化をめぐるふるさと少年探検団を実施する。	住民/◎関係団体	■■■■■	■■■■■	■■■■■	市
56	継続	歴史文化や文化財に関する講座の開催 行政や文化財の保護・研究団体が地域の歴史文化や文化財を普及啓発する講座を開催する。 ・鹿角人物事典講座 ・湖南を知る会の実施 ・「鹿角の偉人」読書感想文コンクールの実施など	◎市(教生・先・資)/◎町(教学・郷・公)/◎関係団体	■■■■■	■■■■■	■■■■■	市町民間
57	継続	大湯環状列石保存活用事業 大湯環状列石に対する理解を深め、縄文文化の価値や魅力を感じてもらうため、ガイドの育成や史跡PR、体験メニュー、縄文祭を充実させる。 ガイドや体験事業をボランティア団体と連携し、実施する。	◎市(教生・大ス)/関係団体	■■■■■	■■■■■	■■■■■	国県市
58	継続	祭り展示館での花輪ばやし実演 花輪祭の期間以外にも花輪ばやしが体感できる機会として、祭り展示館にて花輪ばやしの実演会を月1回開催する。	住民/◎関係団体	■■■■■	■■■■■	■■■■■	市民間
59	新規	高齢者に関する事業 世代間交流や認知症予防の回想法などに郷土食や年中行事を活用し、地域の活性化を図る。 ・文化財を活かした回想法の推進 ・地域生き生きサロン推進事業(鹿角市)など	◎市(資・あ)/住民/◎関係団体			■■■■■	市民間
60	拡充	公開施設の活用推進 鹿角市や小坂町、保存団体が所有・管理する歴史的建造物などの公開施設は、公開だけでなく適切な保存を図りながら貸家などの民間利用を促進する。 康楽館芸能フェスティバルや旧小坂駅での小坂・鉄道まつりなど、近代化遺産の利用を促進する。	◎市(教生・産)/◎町(教学・郷・觀)/住民/関係団体			■■■■■	市町民間
61	継続	物産事業 物産品などの物販イベントで食文化などを紹介する。	◎市(農業・産)/◎町(觀)/関係団体	■■■■■	■■■■■	■■■■■	市町
62	継続	ツーリズム推進事業 鹿角地域に点在する文化財を巡るツアーなど、「稼ぐ力」を向上させる取組みを行う。 ・ヘリテージツーリズム	◎市(産)/◎町(觀)/関係団体	■■■■■	■■■■■	■■■■■	国市町

第7章

関連文化財群の設定

1節 関連文化財群の設定

1. 関連文化財群の目的と考え方

関連文化財群は、指定等・未指定に関わらず、鹿角地域の多様な文化財を歴史文化の特性に基づいてテーマに沿って、一定のまとまりとして捉えたものである。複数の文化財を一つのまとまりとして扱うことで、未指定文化財についても構成要素としての価値づけができるようになる。また、相互に結びついた歴史文化や文化財の多面的な価値や魅力を明らかにすることができます。

2. 関連文化財群の設定

第3章で整理した歴史文化の特性をもとに関連文化財群を設定し、文化財の総合的・一体的な保存・活用のための取組みを実施する。複数の文化財を総合的・一体的に保存・活用することにより、鹿角地域の歴史文化の価値を住民などに伝えることができ、地域に対する誇りや愛着を育み、歴史文化を活かしたまちづくりへ主体的に取組むことが期待される。

本地域計画では、広く住民に親しまれているまとまりを取り上げる。なお、今後の把握調査で新たな文化財が発見された場合や、別の視点でのまとまりが組立てられた場合は、次期地域計画で新たに設定する。

2節 関連文化財群

本地域計画は関連文化財群を次のとおり設定した。

●歴史文化の特性と関連文化財群の関係性

青垣山をめぐらせる 鹿角の里		関連文化財群				
		1. 山と川が 織りなす 人々の暮らし	2. 菅江真澄が みた風景	3. 黄金花咲く 鹿角	4. 小さな集落の 祭りと行事	5. 伝統と挑戦が 魅了する 鹿角の祭礼・芸能
歴史文化の特性	山島 鹿角	◎	○	○	○	○
	いにしえの里 鹿角	○	◎		○	
	境のマチ 鹿角		○	○		○
	黄金ふく青垣山	○		◎		○
	鹿角に息づく 信仰と風流		○	○	○	○

※「◎」はメインとなる構成要素、「○」は関連する構成要素

1. 山と川が織りなす人々の暮らし

(1)概要

鹿角地域は四方を山並みに囲まれ、米代川とその支流が流れる田園風景が広がる盆地に位置する。古くから豊かな自然と共生し、民謡や伝説・民話、絵画を生んだ。鹿角地域の人々の豊かな生活の様子を現在に伝える。

(2)テーマ

人々の営みは縄文時代までさかのぼる。米代川流域とその支流河川沿いの高台に生活の痕跡が見つかっている。なかでも世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産である「大湯環状列石」は縄文時代の精神世界を示す貴重な遺跡である。

中世には土地の起伏を生かして各所に館が造られた。江戸時代になると河川沿いの低地での耕地開発が進み、稻作や畠作が盛んになった。こうしてできた村々は現在の自治会の基礎ともなっており、現在とつながっている。

山がもたらす森林や鉱物は、古くから地域産業の有益な資源として人々の生活を潤し、地域内外との交流を生み出した。多くの温泉は療養のほか、暮らしの大きな楽しみの一つとなった。なかでも大湯温泉は、盛岡藩内の地誌『邦内郷村志』に、近隣から湯治をする人々が絶えることなく集まると記載され、盛岡藩内の著名な湯治場となった。

自然との共生のなかで民謡や伝説・民話、絵画といった口承文芸や芸術が生まれた。伝説・民話は情感あふれる方言で語られ、豊かな心を育み、地域の歴史を伝え、民謡や絵画は鹿角地域の人々の生活の様子を現在に伝えていく。

こうした生活の様子や自然環境は、内藤湖南、内田武志、大里武八郎、泉沢恒蔵など鹿角地域出身者だけでなく、柳田國男や牧野富太郎らによっても調査が行われた。

●構成文化財一覧

名称	地区	類型	指定等
蛤歯形磨製石斧	小坂	有形文化財(美術工芸品(考古資料))	県指定
大湯環状列石出土品	十和田	有形文化財(美術工芸品(考古資料))	県指定
天戸森遺跡出土品	花輪	有形文化財(美術工芸品(考古資料))	県指定
縄文土器	十和田	有形文化財(美術工芸品(考古資料))	市指定
勾玉及び玉類	十和田	有形文化財(美術工芸品(考古資料))	市指定
海沼家所蔵土器類	尾去沢	有形文化財(美術工芸品(考古資料))	市指定
鋒形石器	八幡平	有形文化財(美術工芸品(考古資料))	市指定
岩偶	小坂	有形文化財(美術工芸品(考古資料))	町指定
台付き土器	小坂	有形文化財(美術工芸品(考古資料))	町指定
小坂町内出土品 一式	小坂	有形文化財(美術工芸品(考古資料))	未指定
鹿角市内出土品 一式	十和田・花輪・尾去沢・八幡平	有形文化財(美術工芸品(考古資料))	未指定
山樵(きこり)道具	十和田・八幡平	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定



大湯温泉郷
(十和田地区)



大湯環状列石
(国指定、十和田地区)

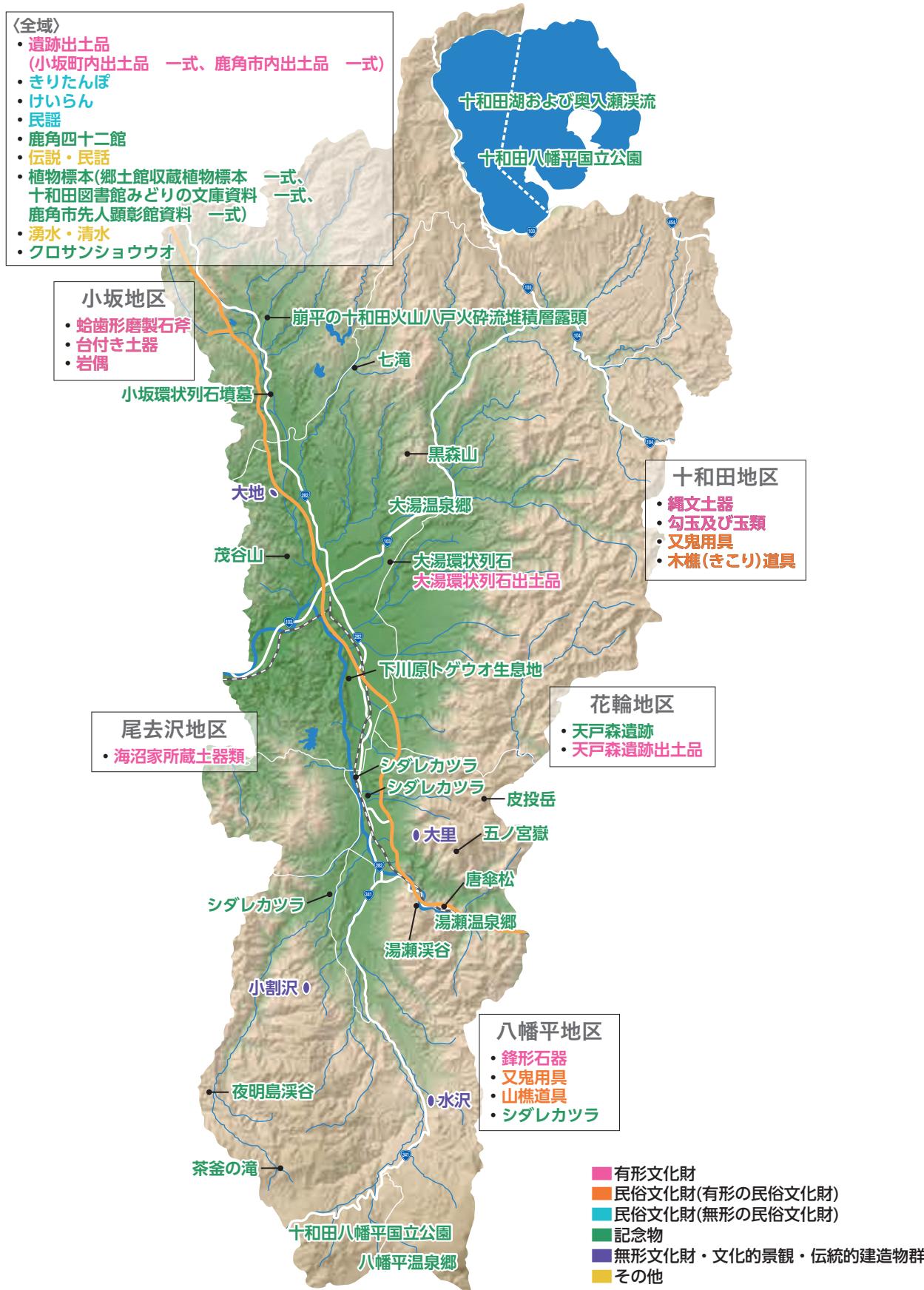


又鬼用具
(市指定、十和田地区)

名称	地区	類型	指定等
又鬼用具	十和田・八幡平	民俗文化財(有形の民俗文化財)	市指定・未指定
きりたんぽ	全域	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
けいらん	全域	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
民謡	全域	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
大地・大里・小割沢・水沢	小坂・八幡平	文化的景観	未指定
大湯環状列石	十和田	記念物(遺跡)	国指定
小坂環状列石墳墓	小坂	記念物(遺跡)	町指定
鹿角四十二館	全域	記念物(遺跡)	未指定
十和田湖および奥入瀬渓流	小坂	記念物(名勝地、動物・植物・地質鉱物)	国指定
七滝	小坂・十和田	記念物(名勝地)	未指定
茶釜の滝	八幡平	記念物(名勝地)	未指定
湯瀬渓谷	八幡平	記念物(名勝地)	未指定
夜明島渓谷	八幡平	記念物(名勝地)	未指定
十和田八幡平国立公園	小坂・八幡平	記念物(動物・植物・地質鉱物)	国指定・未指定
崩平の十和田火山八戸火碎流堆積層露頭	小坂	記念物(動物・植物・地質鉱物)	県指定
下川原トゲウオ生息地	花輪	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
シダレカツラ	花輪・八幡平	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定・未指定
唐傘松	八幡平	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
黒森山	十和田	記念物(動物・植物・地質鉱物)	未指定
茂谷山	十和田	記念物(動物・植物・地質鉱物)	未指定
皮投岳	花輪	記念物(動物・植物・地質鉱物)	未指定
五ノ宮嶽	八幡平	記念物(動物・植物・地質鉱物)	未指定
大湯温泉郷	十和田	記念物(動物・植物・地質鉱物)	未指定
八幡平温泉郷	八幡平	記念物(動物・植物・地質鉱物)	未指定
湯瀬温泉郷	八幡平	記念物(動物・植物・地質鉱物)	未指定
郷土館収蔵植物標本 一式	小坂	記念物(動物・植物・地質鉱物)	未指定
十和田図書館みどりの文庫資料 一式	十和田・花輪・尾去沢・八幡平	記念物(動物・植物・地質鉱物)	未指定
鹿角市先人顕彰館資料 一式	十和田・花輪・尾去沢・八幡平	記念物(動物・植物・地質鉱物)	未指定
クロサンショウウオ	全域	記念物(動物・植物・地質鉱物)	未指定
伝説・民話	全域	その他(口承文芸)	未指定
湧水・清水	全域	その他(湧水・清水)	未指定

1. 山と川が織りなす人々の暮らし

● 分布



資料：「国土地理院地図」をもとに作成

(3) 関連文化財群の現状と課題・方針・措置

① 現状と課題

- 鹿角市と小坂町はそれぞれ植物標本を所蔵するが、収蔵資料台帳を作成する必要がある。
- 民謡などの音源や植物標本などの文化財の劣化や滅失の前に調査が必要である。また、生活・生産用具は多く遺されているが、当時の暮らしについて把握する必要がある。
- 人口減少や生活様式の変化などにより散逸の危機にあるマタギや山仕事を伝える資料や資料が乏しい湧水は把握調査を実施する必要がある。
- 十和田湖は特別名勝及び天然記念物に指定されており、自然景観や環境の変化に特段の配慮が必要である。
- 八幡平中学校による十和田八幡平国立公園八幡平地域のガイドが年1度行われている。鹿角地域の住民や団体それが自然環境の保全運動や自然に触れる体験会、生活を知る講座を行うが、個別の文化財への体験会などが主であるため複数の文化財をテーマに沿って伝える必要がある。またそれぞれのイベントなどを集約した情報発信も必要である。
- 鹿角地域にある遺跡は秋田県が作成する「秋田県遺跡地図情報」で周知するのみで、鹿角地域の遺跡を周知する必要がある。

② 方針

- 鹿角市と小坂町がそれぞれ所蔵する植物標本の収蔵資料台帳を作成する。
- 民謡などの音源や植物標本、生活・生産用具などの劣化を防ぎ後世に引き継ぐためデジタル化を図る。生活・生産用具などを用いた当時の暮らしについてデジタル技術を用いたコンテンツの作成を推進する。
- 湧水などの自然や、山仕事の生活様式や道具などを把握するため調査を検討する。
- 十和田湖の観光活用は文化財の価値や自然景観、環境の変化に配慮し、既存施設の維持管理などを図る。
- 「山と川が織りなす人々の暮らし」に関連する文化財を関係団体と連携し、ストーリーとともに分かりやすく伝えるため講座やイベントを開催し、普及啓発を図る。自然や生活を知るための講座・体験などのイベント情報を集約した情報発信を図る。
- 鹿角地域の遺跡に関する情報発信を推進する。

③ 措置

■ : 実施期間 ■■■■ : 恒常的措置

No.	新規/ 継続	事業名	実施者 ◎は主体	事業期間			財源
				前期	中期	後期	
1-1	新規	所蔵資料の調査 鹿角市と小坂町で所蔵する植物標本について、詳細調査を行い、学術専門機関などによる調査や鑑定のための基礎データの作成を図る。	◎市(教生・図・先)/◎町(郷)/関係団体/専門				市町
1-2	新規	民謡のデジタルアーカイブの推進 これまでの調査で採録した民謡などの音源をデジタル化し、音源の保存に努める。	◎市(教生・図)/◎町(教学・郷)/関係団体				国県市町
1-3	新規	自然に関する把握調査 鹿角地域の自然に関する文化財を把握し、保存・活用のための基礎データの作成を図る。	◎市(教生・大ス)/◎町(教学・郷)/住民/関係団体/専門				国市町
1-4	新規	自然とともに生きる人々の文化財の把握調査 山樵、マタギに関する文化財を把握し、保存・活用のための基礎データの作成を図る。	◎市(教生)/◎町(教学・郷)/住民/関係団体/専門				国市町
1-5	新規	自然環境に配慮した保存・活用 学術専門機関などの意見を取り入れ、自然環境に配慮した保存・活用を図る。	◎市(教生・大ス)/◎町(教学・郷)/関係団体/専門	■■■■	■■■■	■■■■	国市町
1-6	拡充	特別名勝及び天然記念物「十和田湖および奥入瀬溪流」保存管理計画の更新と運用 既存の保存管理計画について、活用を盛り込んだ内容へ更新し、自然環境の適切な保護と観光拠点としての開発整備の両立を図る。	◎町(教学・郷・観)/住民/関係団体/専門	■■■■	■■■■	■■■■	国県町
1-7	拡充	十和田湖の自然景観・環境の保存管理 観光のための整備などに対し適切に対応し十和田湖を保護する。	◎町(教学・郷・観・建)/住民/関係団体/専門	■■■■	■■■■	■■■■	国県町

No.	新規 ／ 継続	事業名	実施者 ◎は主体	事業期間			財源
				前期	中期	後期	
1-8	継続	大湯環状列石活用事業の実施 体験教室「JOMOラボ」やガイド入門講座を実施し、縄文時代や大湯環状列石への魅力や価値の理解を深める講座を実施する。	◎市(教生・大ス)／関係団体	■■■■■	■■■■■	■■■■■	市
1-9	継続	自然に関するイベントの開催 市民センターが中心となり、景勝地などに触れる機会やイベントを開催する。	◎住民／関係団体／◎専門	■■■■■	■■■■■	■■■■■	国市町民間
1-10	拡充	情報発信の強化 鹿角市や小坂町のホームページに掲載する内容の充実を図る。 ・周知の埋蔵包蔵地や遺跡情報の更新 ・伝説・民話の地のデジタルマップ検討 ・講座・体験会などのイベント情報の集約発信	◎市(教生・大ス・産)／ ◎町(教学・郷)／関係団体	■■■■■	■■■■■	■■■■■	国県市町民間

2. 菅江真澄がみた風景

(1)概要

菅江真澄は鹿角地域の旅日記や随筆を遺した。滝、だんぶり長者物語、紫根染・茜染は、菅江真澄に強く印象を与えた。この鹿角地域の自然、歴史、伝説・民話といった風土は現在も遺されている。

(2)テーマ

菅江真澄(宝暦4(1754)年～文政12(1829)年)は江戸時代の紀行家で秋田を中心に北日本の風物・文化・民俗を記録した。

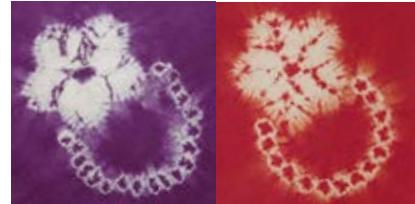
菅江真澄は享和元(1801)年に秋田藩に入ると以降は晩年に至るまでほとんど秋田藩からでることではなく、秋田藩の地誌などの編さんを行った。鹿角地域には、秋田藩に入る以前の天明5(1785)年と、秋田藩に入った後の文化4(1807)年と文政4(1821)年のあわせて3回訪れ、特に享和元年以降の来訪は例外なことであった。

鹿角地域への来訪の様子は、『けふのせはのの』、『錦木』、『十曲湖』の旅日記や『筆のしがらみ(上津野の花)』、『筆のまにまに』、『さくらかり』などの随筆として遺る。錦木塚の伝説を、古歌を引用しながら書留め、八幡平地区では大日堂の伝説、マタギの生活などを記録した。また紅葉の十和田湖や大湯銚子の滝、毛馬内の様子を美しい図絵とともに描いた。産物にも触れ、紫根・茜染、鎌、酒が毛馬内・花輪の産物であったことがわかる。紫根・茜染について「野に出て ひがしこ にしこ ほりためて 染るとぞきく かづのむらさき」と詠み、根を臼で搗く様子を描いただけでなく、筑紫、紫野などの染物と肩を並べるほどと記し関心を抱いた。また、菅江真澄が記した『笹野日記』文政6(1823)年正月元旦に、親しんだ人の御靈や神々の名のなかに「陸奥ノ毛布ノ郡に任る幸飯形ノ御神」と記した。この記載から鹿角地域の地誌を書き遺すことを定めていたと考えられるが、完成を見ずに終わった。菅江真澄が興味・関心を抱いた歴史文化が鹿角地域にあったのである。柳田國男は、菅江真澄を「日本民俗学の開祖」と称え、その業績を高く評価した。柳田國男の真澄研究を引き継いだ内田武志は『菅江真澄全集』や『菅江真澄遊覧記』などを刊行し、それまで民俗学者や秋田県の人々が知るだけであった菅江真澄を多くの人が知るようになった。

鹿角地域は、豊富な金属鉱床資源と森林資源を背景に街道や舟運が整備され、様々な人が暮らし、訪れ、相互に影響を与えた。鹿角地域出身の泉澤織太・恭助・熊之助は、私塾を開き子弟の教育に励み、内藤湖南の父調一(号十湾)などの人材を生んだ。また、内藤湖南の祖父仙蔵(号天爵)も郷塾を開き、多くの人材を育てた。菅江真澄のほかに、鹿角地域を訪れた松浦武四郎、高山彦九郎、蓑虫山人、杉村楚人冠などは、鹿角地域の風土の美しさに感銘を受け、情緒豊かに記録や作品を記した。



錦木塚
(十和田地区)



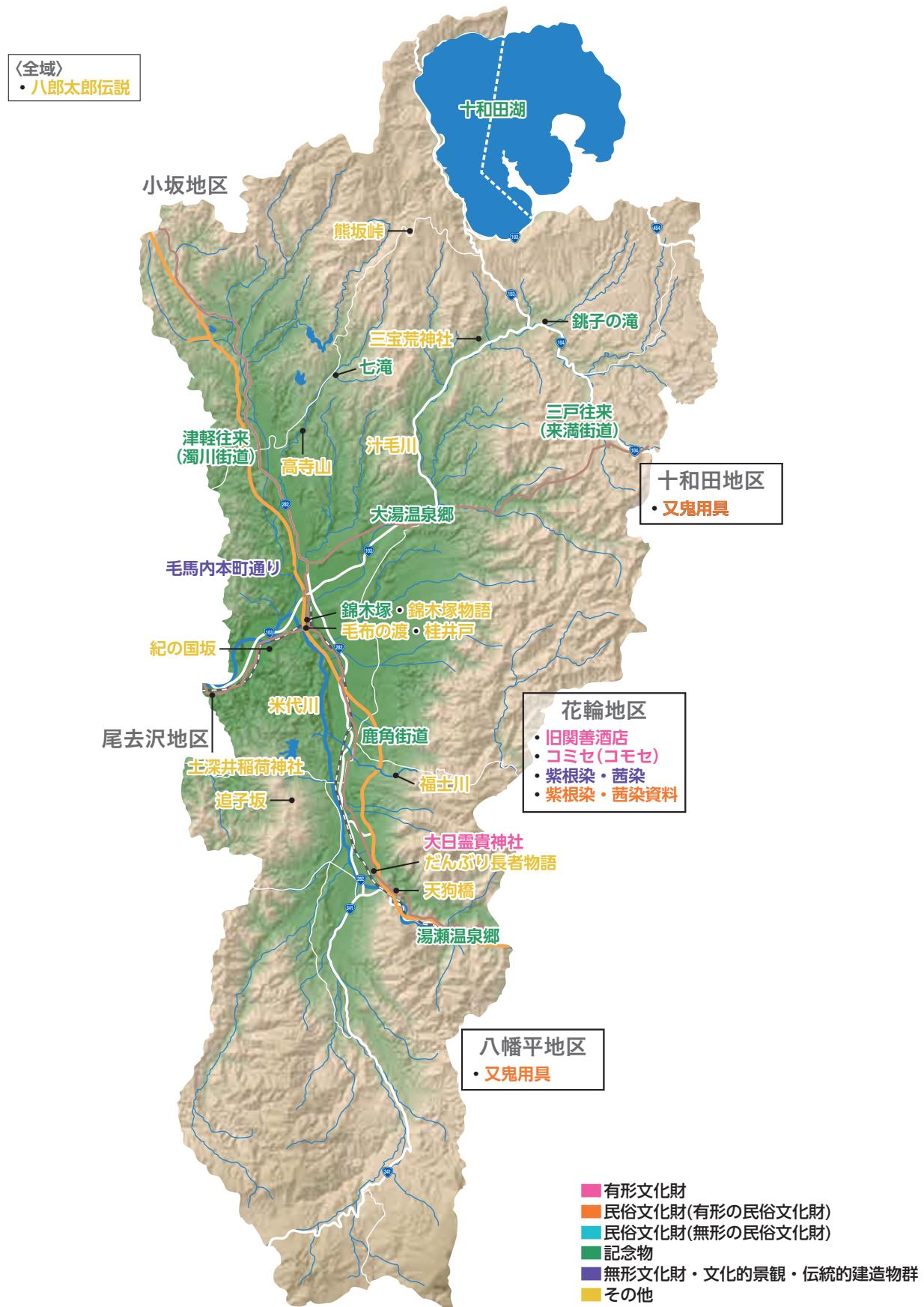
紫根染・茜染
(十和田・花輪地区)

●構成文化財一覧

名称	地区	類型	指定等
旧関善酒店	花輪	有形文化財(建造物)	国登録
コミセ(コモセ)	花輪	有形文化財(建造物)	未指定
大日靈貴神社	八幡平	有形文化財(建造物)	未指定
紫根染・茜染	花輪	無形文化財	未指定
又鬼用具	十和田・八幡平	民俗文化財(有形の民俗文化財)	市指定・未指定
紫根染・茜染資料	花輪	民俗文化財(有形の民俗文化財)	市指定
錦木塚	十和田	記念物(遺跡)	未指定
鹿角街道	全域	記念物(遺跡)	未指定
津軽往来(濁川街道)	小坂・十和田	記念物(遺跡)	未指定
三戸往来(来満街道)	十和田	記念物(遺跡)	未指定
十和田湖	小坂	記念物(名勝地、動物・植物・地質鉱物)	国指定
大湯温泉郷	十和田	記念物(名勝地)	未指定
湯瀬温泉郷	八幡平	記念物(名勝地)	未指定
七滝	小坂・十和田	記念物(名勝地)	未指定
銚子の滝	十和田	記念物(名勝地)	未指定
毛馬内本町通り	十和田	伝統的建造物群	未指定
錦木塚物語	十和田	その他(口承文芸)	未指定
だんぶり長者物語	八幡平	その他(口承文芸)	未指定
八郎太郎伝説	全域	その他(口承文芸)	未指定
熊坂峠	小坂	その他(地名)	未指定
高寺山	小坂	その他(地名)	未指定
紀の国坂	十和田	その他(地名)	未指定
毛布の渡	十和田	その他(地名)	未指定
土深井稻荷神社	十和田	その他(地名)	未指定
汁毛川	十和田	その他(地名)	未指定
三宝荒神社	十和田	その他(地名)	未指定
福士川	花輪	その他(地名)	未指定
追子坂	尾去沢	その他(地名)	未指定
天狗橋	八幡平	その他(地名)	未指定
米代川	全域	その他(地名)	未指定
桂井戸	十和田	その他(湧水・清水)	未指定

2. 菅江真澄がみた風景

● 分布



資料：「国土地理院地図」をもとに作成

(3) 関連文化財群の現状と課題・方針・措置

① 現状と課題

- ・屋外にある錦木塚などは風雪にさらされ経年劣化が進み、対策が不十分である。
- ・紫根染・茜染に用いられる原材料の確保が難しくなっており、特にムラサキは環境の変化により絶滅危惧ⅠB類に指定されるなど、原材料の確保に関する対策が必要である。
- ・紫根染・茜染、だんぶり長者物語などの口承文芸、鹿角地域にゆかりのある人物が継承されているが、個別に展示や講座などが行われ、連携が不十分である。
- ・菅江真澄にゆかりのある場所に小坂町や民間団体が看板や標柱を設置したが、管理が難しく、看板や標柱以外の情報発信が乏しい。また、菅江真澄が主で、鹿角地域を訪れた松浦武四郎などの足跡がわかる標示などが必要である。見学が困難な場所があり、保存・活用が不十分である。

② 方針

- ・錦木塚など屋外にある文化財の保護施策を検討する。
- ・紫根染・茜染の継承に必要な原材料の確保に関する支援を検討する。
- ・「菅江真澄が見た風景」に関連する文化財を関係団体と連携し、テーマをわかりやすく伝える講座やイベントを検討し、普及啓発を図る。
- ・菅江真澄やそのほかの人々の足跡がわかるマップやパンフレット、デジタル技術を用いたコンテンツの作成を行い、情報発信を図る。菅江真澄やそのほかの人々の足跡をたどる周遊ルートを検討する。

③ 措置

■ : 実施期間 ■■■■ : 恒常的措置

No.	新規 ／ 継続	事業名	実施者 ◎は主体	事業期間			財源
				前期	中期	後期	
2-1	拡充	屋外に所在する文化財とその周辺環境の整備及び維持管理 錦木塚や十和田湖などの現状確認を行い、学術専門機関の助言指導を受け適切な保存を図る。	◎市(教生・都)／◎町(教学・郷)／関係団体／専門	■■■■	■■■■	■■■■	国県市町
2-2	新規	原材料の確保と支援 紫根染・茜染で用いられる原材料の確保について保存団体へ支援を検討する。	◎市(教生)／住民／学校／関係団体	■■■■	■■■■	■■■■	市民間
2-3	継続	歴史文化や文化財に関する講座の開催 文化財の保護・研究団体が地域の歴史文化や文化財を普及啓発する講座を開催する。	◎市(教生・大ス・先・資)／◎町(教学・郷・公)／関係団体	■■■■	■■■■	■■■■	市町
2-4	継続	湖南を知る会の実施 内藤湖南の書簡を解読し湖南自身や当時の社会背景等を学ぶ。	◎市(先)／◎関係団体	■■■■	■■■■	■■■■	市民間
2-5	継続	「鹿角の偉人」読書感想文コンクールの実施 内藤湖南・和井内貞行についての読書感想文を募集し、児童生徒のふるさとを想う心を育成する。現在は市内小中学校に対して実施しているが、実施方法を検討する。	◎市(教生・先)／◎関係団体	■■■■	■■■■	■■■■	市民間
2-6	継続	鹿角人物事典講座 鹿角の先人について学び、ふるさとへの愛着を深める。	◎市(教生・先)／◎関係団体	■■■■	■■■■	■■■■	市民間
2-7	新規	紫根染・茜染の普及啓発 紫根染・茜染の研究団体と連携し、伝統工芸の継承・普及を図る。	◎市(教生)／◎関係団体／学校	■■■■	■■■■	■■■■	市民間
2-8	新規	パンフレットなどの検討 菅江真澄にゆかりのある地を紹介するパンフレットなどを作成する。松浦武四郎や高山彦九郎などの足どりを記したマップを作成する。	◎市(教生・産)／町◎(教学・郷・観)／関係団体			■■■■	市町
2-9	新規	周遊ルートの検討 菅江真澄が訪れた地を周遊するためのルートを検討する。	◎市(教生・産)／◎町(教学・郷・観)／関係団体／専門			■■■■	市町

3. 黄金花咲く鹿角

(1)概要

鹿角地域は金属鉱床資源が豊富で、鉱山が栄えた。小坂鉱山、尾去沢鉱山は、江戸時代から現代までの鉱山の繁栄と人々の自然への畏怖の心を示す文化財が残される。

(2)テーマ

鹿角地域は鉱山の多い秋田県のなかでも屈指の産出地である。江戸時代には大小70余りの鉱山があり、金・銀・銅などを採掘していた。その様子は「せまいようでも鹿角の里は 西も東も黄金の山」と唄われた。

近代に多くの労働力と大型機械が導入され、大量の木材を用いて坑道が整えられ、日本の近代産業発展を支えた。鉱山周辺には住宅が建てられ、劇場などの福利厚生施設も整備・拡大された。

鹿角地域で代表的な鉱山は、尾去沢鉱山(尾去沢地区)と小坂鉱山(小坂地区)であり、その繁栄の歴史は語り継がれている。

小坂鉱山は閉山後も近代の福利厚生施設や鉄道が残され、集約した観光施設として一般に公開される。

尾去沢鉱山は和銅元(708)年の開山といわれ、時代ごとに重要な役割を担ってきた。閉山後は観光鉱山として採鉱坑道跡が整備され公開された。また、鉱山の人々は山神社の祭典で山の繁栄を祈り、祀った。尾去沢地区では、現在も山神社の祭典が行われ、採鉱の作業の様子から作られたからめ節金山踊りなどを奉納している。盆には、鉱山に携わった人々や先祖の靈を大直利太鼓が供養している。そのほか、開山伝説は語り継がれ、大森親山獅子大権現舞が伝承されている。

●構成文化財一覧

名称	地区	類型	指定等
康楽館	小坂	有形文化財(建造物)	国指定
旧小坂鉱山事務所	小坂	有形文化財(建造物)	国指定
旧小坂鉄道小坂駅本屋及び プラットホーム	小坂	有形文化財(建造物)	国登録
旧小坂鉄道小坂駅機関車庫	小坂	有形文化財(建造物)	国登録
旧小坂鉱山工作課原動室	小坂	有形文化財(建造物)	国登録
天使館(旧聖園マリア園)	小坂	有形文化財(建造物)	国登録
旧小坂鉱山病院記念棟	小坂	有形文化財(建造物)	国登録
碇発電所	八幡平	有形文化財(建造物)	未指定
小坂鉱山資料	小坂	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	県指定
旧小坂鉄道貴賓車客車一両及び 11号機関車一両	小坂	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	県指定
旧止滝発電所一号発電機械	小坂	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	県指定
尾去沢鉱山資料	尾去沢	民俗文化財(有形の民俗文化財)	県指定



旧小坂鉱山事務所
(国指定、小坂地区)



からめ節金山踊り
(市指定、尾去沢地区)

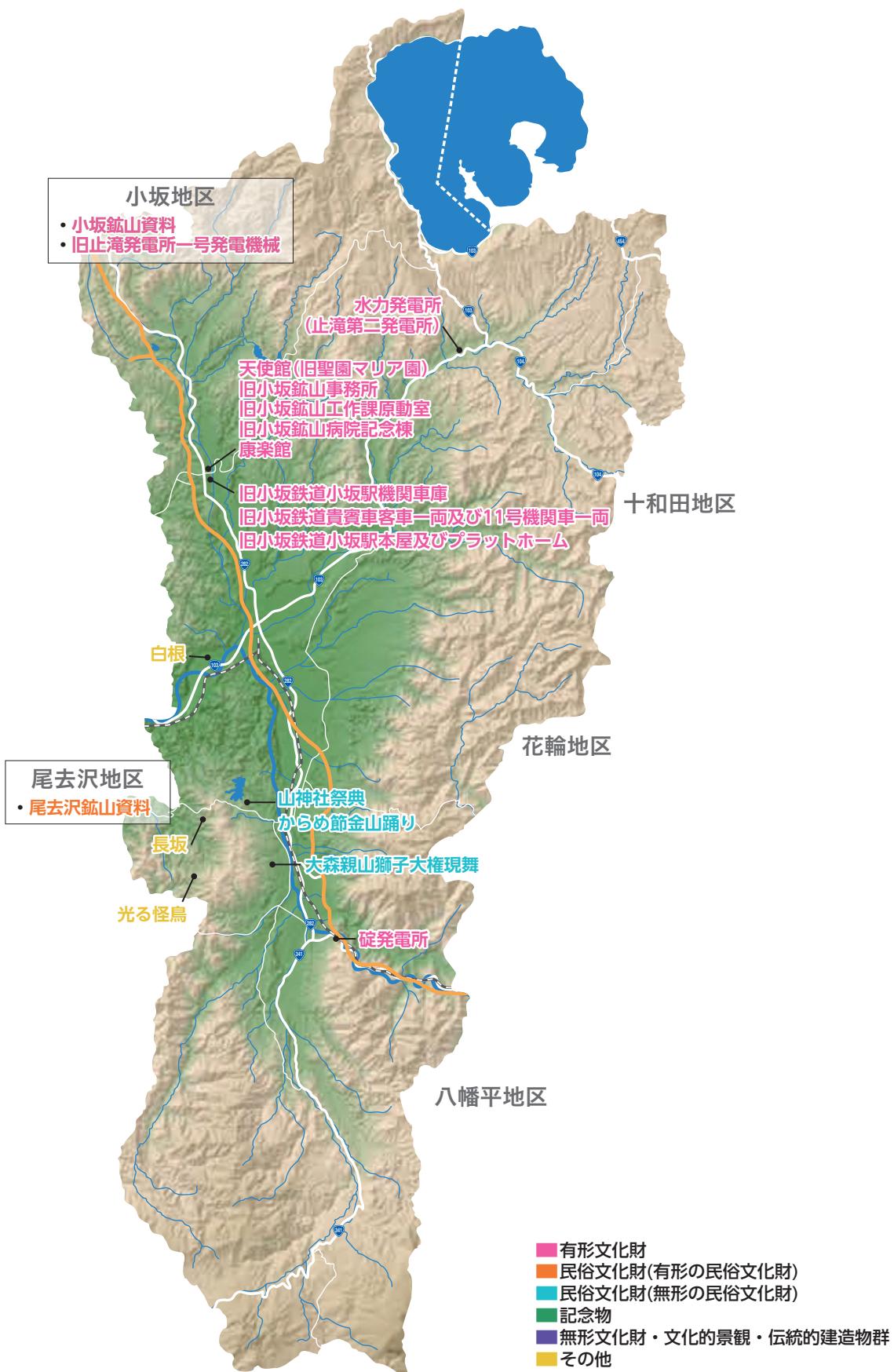


大森親山獅子大権現舞
(県指定、尾去沢地区)

名称	地区	類型	指定等
大森親山獅子大権現舞	尾去沢	民俗文化財(無形の民俗文化財)	県指定
からめ節金山踊り	尾去沢	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
山神社祭典	尾去沢	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
光る怪鳥	尾去沢	その他(口承文芸)	未指定
白根	十和田	その他(地名)	未指定
長坂	尾去沢	その他(地名)	未指定

3. 黄金花咲く鹿角

●分布



資料:「国土地理院地図」をもとに作成

(3) 関連文化財群の現状と課題・方針・措置

① 現状と課題

- 構成文化財は指定等文化財も含めて詳細調査が必要である。
- 構成文化財のなかの指定等文化財は鹿角市と小坂町で個別に観光活用し公開しているが、関連性をもった活用が不十分である。
- ホームページ以外の情報発信が不十分である。小坂鉱山など民有地に所在するものがあり、現地を訪れることが難しい文化財はデジタル化の対応が必要である。
- 尾去沢中学校による尾去沢鉱山ガイドが年1度行われているほか、文化財の保護・研究団体が鉱山に関する講座を開催しているが、複数の文化財をテーマに沿って伝える必要がある。
- 有形文化財を後世に伝えるため、維持管理が必要である。

② 方針

- 構成文化財の詳細調査や記録作成を行い、適切な保存を図る。
- 鹿角市と小坂町が構成文化財の一体的なパンフレットなどの作成や周遊ルートの検討を図る。
- 採掘跡などデジタル技術を用いたコンテンツで再現し公開するなど情報発信を図る。鉱山の仕事や生活がわかるデジタルマップなどの作成を検討する。
- 「黄金花咲く 鹿角」の構成文化財を関係団体と連携し、テーマとともにわかりやすく伝えるため講座やイベントを開催し、普及啓発を図る。
- 建造物などの有形文化財の修復・補修を計画的、継続的に行い、維持管理に努める。

③ 措置

■ : 実施期間 ■■■■ : 恒常的措置

No.	新規 / 継続	事業名	実施者 ◎は主体	事業期間			財源
				前期	中期	後期	
3-1	新規	建造物の詳細調査の実施 近代に入り建築された鉱山に関する建造物を学術専門機関と連携し調査し、総合的な把握に取組む。	◎市(教生) / ◎町(教学・郷) / 関係団体 / 専門				国県市町
3-2	新規	周遊ルートの検討 鉱山にゆかりのある地を周遊するためのルートを検討する。	◎市(教生・産) / ◎町(教学・郷・観) / 関係団体			■■■■	市町
3-3	拡充	情報発信の強化 ホームページやパンフレットの内容を更新し、情報発信を図る。 ・パンフレットのデジタル化 ・坑内のデジタルマップ作成の検討	◎市(教生・産) / ◎町(教学・郷・総・観) / 関係団体	■■■■	■■■■	■■■■	国県市町
3-4	継続	歴史文化や文化財に関する講座の開催 文化財の保護・研究団体が地域の歴史文化や文化財を普及啓発する講座を開催する。	市(教生・資・産) / 町(教学・郷) / ◎関係団体	■■■■	■■■■	■■■■	市町民間
3-5	継続	地域行事への参加 児童生徒が地域で行われる祭典などへ参加する取組みを継続する。 ・山神社祭典	◎学校 / ◎住民 / 関係団体	■■■■	■■■■	■■■■	市民間
3-6	拡充	屋外に所在する有形文化財の維持管理 小坂町が所有する国指定・県指定・国登録の鉱山関連文化財の修復・補修を行う。	◎町(教学・郷・観・建) / 住民 / 関係団体	■■■■	■■■■	■■■■	国県町民間

4. 小さな集落の祭りと行事

(1)概要

鹿角地域は、豊かな自然環境や他地域との交流によって多様な文化が育まれた。集落ごとに、文物が受け継がれ、現在でも寺社の例祭や季節に応じた行事、石造物などが守り継がれている。

(2)テーマ

鹿角地域は自然の織りなす四季の移り変わりが美しい。人々は季節の変わり目を感じ取って来た。また古くから鉱山が栄え、京・大坂・江戸との往来が多く、寒冷多雪の山里であるにも関わらず早くから文化が開け、地域で生まれた文化も多様である。農作物の成長や豊作を祈るなど、暮らしの節目節目で民俗行事・祭りが行われ、踊りの民俗芸能、馬産の地であることに由来する馬の神の信仰が根付いた。

集落内で継承されてきた行事や祭り、信仰は、人口減少が進むなかで、現在も時代に合わせて変化しながら続けられている。集落の無病息災や発展を祈願する行事、集落の地形や環境に適応した行事がある。また、集落に伝承される盆踊や虫送り、雨乞いといった行事は、過去に起った災害の記憶を現在に伝え、形を変えながら行われている。行事・祭りには大太鼓が用いられることが多い。

寺社には、行事・祭りのほか、絵馬や仏像、樹木などが伝わる。集落の無病息災や発展を祈り、神仏を祀ったものには、石造物があり、集落の人々によって供養塔や庚申塔などが建立された。地域内には石造物は300基余りあり、寺社の境内や路傍、街道脇などでよく目に見えることができる。現在でも山の神や男神女神といった神仏は人々から親しまれ信仰を集めている。

●構成文化財一覧

名称	地区	類型	指定等
月山神社本殿	十和田	有形文化財(建造物)	市指定
親鸞上人御絵伝	花輪	有形文化財(美術工芸品(絵画))	市指定
銅造阿弥陀如来立像	花輪	有形文化財(美術工芸品(彫刻))	県指定
木造弥陀三尊	花輪	有形文化財(美術工芸品(彫刻))	県指定
銅造地蔵菩薩立像	八幡平	有形文化財(美術工芸品(彫刻))	県指定
魚盤(大圓寺)	十和田	有形文化財(美術工芸品(彫刻))	市指定
木造千手十一面觀音菩薩像	十和田	有形文化財(美術工芸品(彫刻))	市指定
木造三十三觀音菩薩像	花輪	有形文化財(美術工芸品(彫刻))	市指定
木造釈迦三尊	花輪	有形文化財(美術工芸品(彫刻))	市指定
木造阿弥陀三尊像	小坂	有形文化財(美術工芸品(彫刻))	町指定
専正寺喚鐘	花輪	有形文化財(美術工芸品(工芸品))	市指定
花輪南館の時鐘	花輪	有形文化財(美術工芸品(工芸品))	市指定
板碑	八幡平	有形文化財(美術工芸品(考古資料))	市指定
地蔵堂	小坂	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	町指定
葦名神社の絵馬	十和田	民俗文化財(有形の民俗文化財)	市指定
百人一首献額	十和田	民俗文化財(有形の民俗文化財)	市指定
絵馬・扁額	全域	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定
松館天満宮三台山獅子大権現舞	八幡平	民俗文化財(無形の民俗文化財)	県指定



川原大神楽
(市指定、十和田地区)



下花輪の虫送り
(花輪地区)

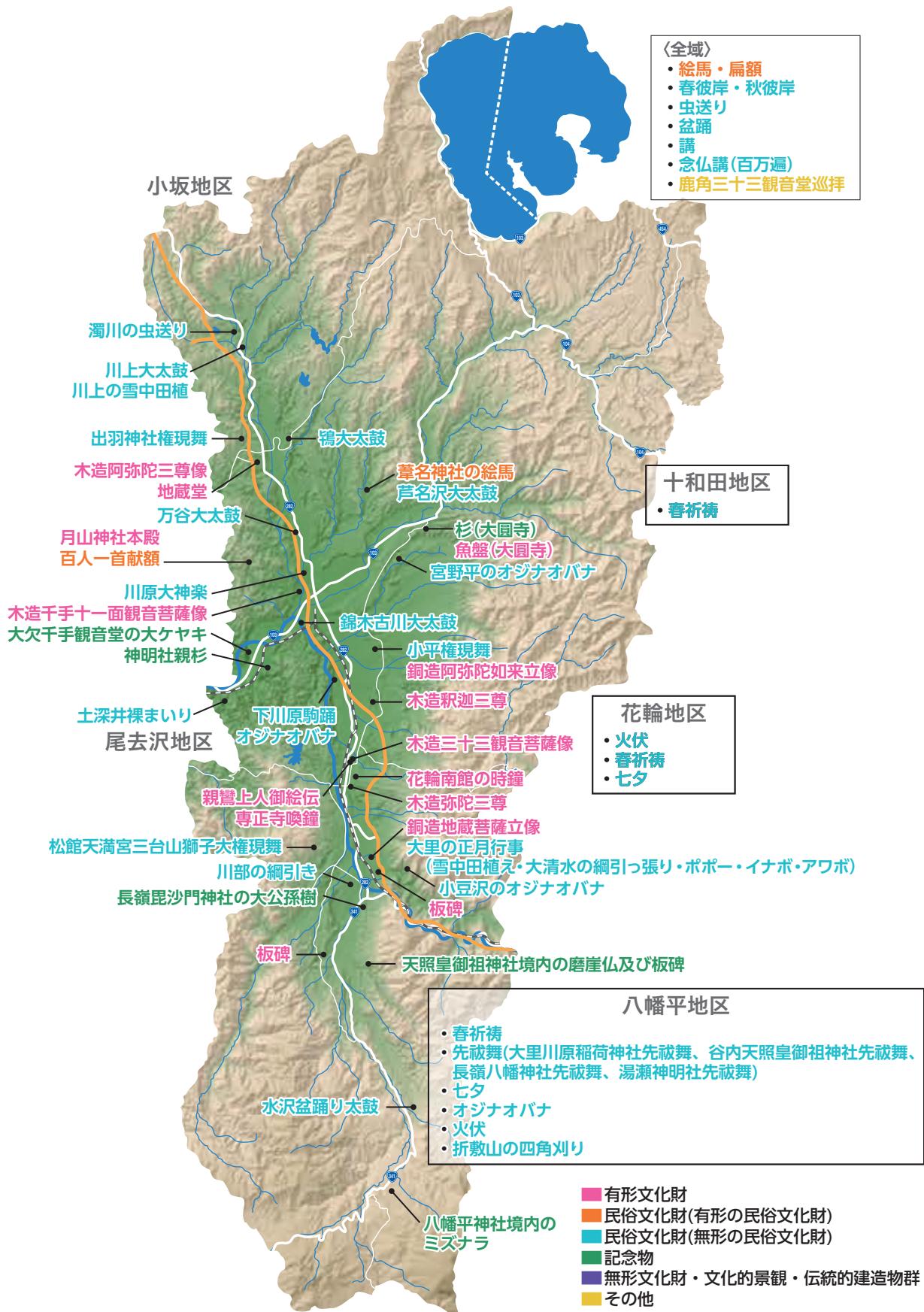


庚申塔
(鹿角地域)

名称	地区	類型	指定等
芦名沢大太鼓	十和田	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
川原大神楽	十和田	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
土深井裸まいり	十和田	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
錦木古川大太鼓	十和田	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
宮野平のオジナオバナ	十和田	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
下川原駒踊	花輪	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
小豆沢のオジナオバナ	八幡平	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
大里川原稻荷神社先祓舞	八幡平	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
谷内天照皇御祖神社先祓舞	八幡平	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
長嶺八幡神社先祓舞	八幡平	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
湯瀬神明社先祓舞	八幡平	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
水沢盆踊り太鼓	八幡平	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
濁川の虫送り	小坂	民俗文化財(無形の民俗文化財)	町指定
出羽神社権現舞	小坂	民俗文化財(無形の民俗文化財)	町指定
川上大太鼓	小坂	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
川上の雪中田植	小坂	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
鶴大太鼓	小坂	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
万谷大太鼓	小坂	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
春祈祷	十和田・花輪・八幡平	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
小平権現舞	花輪	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
七夕	花輪・八幡平	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
オジナオバナ	花輪・八幡平	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
火伏	花輪・八幡平	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
大里の正月行事 (雪中田植え・大清水の綱引張り・ ポポー・イナボ・アワボ)	八幡平	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
折敷山の四角刈り	八幡平	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
川部の綱引き	八幡平	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
講	全域	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
念佛講(百万遍)	全域	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
春彼岸・秋彼岸	全域	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
盆踊	全域	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
虫送り	全域	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
天照皇御祖神社境内の磨崖仏及び 板碑	八幡平	記念物(遺跡)	県指定
杉(大圓寺)	十和田	記念物(動物・植物・地質鉱物)	県指定
大欠千手觀音堂の大ケヤキ	十和田	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
神明社親杉	十和田	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
長嶺毘沙門神社の大公孫樹	八幡平	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
八幡平神社境内のミズナラ	八幡平	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
鹿角三十三觀音堂巡拝	全域	その他(口承文芸)	未指定

4. 小さな集落の祭りと行事

●分布



資料:「国土地理院地図」をもとに作成

(3) 関連文化財群の現状と課題・方針・措置

① 現状と課題

- ・集落の著しい人口減少により、無形の民俗文化財が中止(休止)・縮小の危機に瀕しているが、構成文化財についての記録が乏しく、現状調査と記録作成が必要である。
- ・無形の民俗文化財に用いられる用具の入手や修理が難しいだけでなく、萱場の減少や稻作のスマート化などにより、文化財に用いられる藁・茅の確保も難しくなり、対策が必要である。
- ・人口減少により、集落単位での開催が困難になっており、体制づくりが必要である。
- ・集落の歴史文化を示す石造物などの文化財は地域によって保存してきたが、人口減少により保存管理が不十分である。
- ・無形の民俗文化財に関する情報発信が鹿角市のホームページやSNSが主であり、不十分である。

② 方針

- ・構成文化財の現状調査の実施と記録作成を行う。記録媒体のデジタル化も行う。
- ・無形の民俗文化財の維持に必要な藁・茅、用具などを整える支援を行う。
- ・集落で無形の民俗文化財を継承できる体制の確立を図る。
- ・集落の歴史文化を示す石造物などの文化財を学術専門機関などと連携し、適切な保存管理を図る。
- ・無形の民俗文化財に関する情報発信や、情報発信のための場を作る。「小さな集落の祭りと行事」に関連する文化財を関係団体と連携し、テーマとともに分かりやすく伝えるための講座やイベントを開催し、普及啓発を図る。

③ 措置

■ : 実施期間 ■■■■ : 恒常的措置

No.	新規/ 継続	事業名	実施者 ◎は主体	事業期間			財源
				前期	中期	後期	
4-1	新規	民俗文化財の調査 虫送り、念仏誦など構成文化財に関する現状調査を行い、映像記録の作成、調査報告書の刊行など記録作成を行う。指定等文化財から優先的に実施する。	◎市(教生)／◎町(教学・郷)／住民／関係団体／専門			■	国県市町
4-2	新規	原材料の確保と支援 年中行事等で使用する頻度が高い稻わらの確保と保存団体へ支援を実施する。	◎市(教生・農業)／住民／関係団体		■■■■	■■■■	市民間
4-3	拡充	無形の民俗文化財に用いられる衣装や道具の整備支援 補助事業を活用し、無形の民俗文化財の衣装や道具の整備を支援する。また、修理・新規調達の際に確認できるよう、措置No.4-1「民俗文化財の調査」と連動し、用具などの記録作成を行う。	◎市(教生)／◎町(教学・郷)／住民／関係団体	■■■■	■■■■	■■■■	国県市町民間
4-4	拡充	指定の無形の民俗文化財の保存団体の支援 指定の無形の民俗文化財の保存団体が行う継承活動にかかる費用に対し財政支援を行う。また、後継者の確保・育成活動の支援として、鹿角市民俗芸能フェスティバルの開催を継続するとともに、情報交換会を拡充する。 また、記録作成・デジタル化も行う。 ・無形民俗担い手育成事業 ・鹿角市民俗芸能フェスティバルの開催 ・保存団体の情報交換会 など	◎市(教生)／◎町(教学・郷)／住民／関係団体／専門			■■■■■	国県市町民間
4-5	新規	なわないドクター養成講座の実施 文化財の保存に欠かせない草鞋や注連縄を作ることができる人材の確保のために講座を実施する。	◎市(教生・農業)／◎町(教学・郷・観)／住民／関係団体			■	市町
4-6	継続	地域行事への参加 児童生徒が地域で行われる祭典などへ参加する取組みを継続する。 ・神社の例祭 ・盆踊 ・虫送り	学校／◎住民／関係団体		■■■■	■■■■	市民間
4-7	新規	中世・近世資料の保存管理 指定の仏像、石造物などの資料を適切に保存管理するほかデジタル化し公開を図る。	◎市(教生)／◎町(教学・郷)／住民／関係団体／専門			■	市町

No.	新規 ／ 継続	事業名	実施者 ◎は主体	事業期間			財源
				前期	中期	後期	
4-8	拡充	情報発信の強化 ホームページやパンフレットの内容を更新し、情報発信を図る。 ・虫送り実施マップ作成の検討 ・石造物所在マップ作成の検討 ・年中行事カレンダー作成の検討	◎市(教生・産)／◎町(教学・郷・総・観)／関係団体				国県市町
4-9	新規	高校生による文化財情報発信 民俗芸能などの文化財をみてもらい高校生の目線から情報発信を行う。	◎市(教生)／関係団体				市

5. 伝統と挑戦が魅了する鹿角の祭礼・芸能

(1)概要

鹿角地域には多様な祭り・行事が伝わる。そのなかには、地区全体や複数の集落が一体となった祭礼と芸能が行われ、一部は現代になり観光的要素を持ち、鹿角地域の文化が受け継がれている。

(2)テーマ

鹿角地域はさまざまな形の無形の民俗文化財が伝わり、ユネスコ無形文化遺産に登録されている文化財が3件所在する。また地区全体や複数の集落が一体となって行い、集客による観光的要素をもつ多様な民俗芸能がある。

鹿角地域には、集落内で行われる祭り・行事のほかに、地域社会の安泰や災厄防除を願い、地域の人々が一体となり行う祭りがあり、神輿や屋台を用いることが多い。また人々が、集落外の人々とも触れる機会となる。小坂地区には小坂七夕、十和田地区には月山神社祭礼、毛馬内七夕、毛馬内の盆踊、大湯大太鼓、花輪地区には花輪ねぶたや花輪祭の屋台行事、尾去沢地区にはからめ節金山踊り、大森親山獅子大権現舞、八幡平地区には大日堂舞楽などがある。人々は幼少期から年間を通じて準備や練習などで祭り・行事に関わり、世代を超えた多くの人々の間で対話と交流を促し、コミュニティを結びつける役割を果たしている。これらの祭り・行事は人口減少が進む現在も、時代に合わせて変化しながら続けられている。

●構成文化財一覧

名称	地区	類型	指定等
月山神社本殿	十和田	有形文化財(建造物)	市指定
大日靈貴神社	八幡平	有形文化財(建造物)	未指定
毛馬内の盆踊	十和田	民俗文化財(無形の民俗文化財)	国指定・ユネスコ無形文化遺産登録
花輪祭の屋台行事	花輪	民俗文化財(無形の民俗文化財)	国指定・ユネスコ無形文化遺産登録
大日堂舞楽	八幡平	民俗文化財(無形の民俗文化財)	国指定・ユネスコ無形文化遺産登録
大湯大太鼓	十和田	民俗文化財(無形の民俗文化財)	県指定
花輪の町踊り	花輪	民俗文化財(無形の民俗文化財)	県指定
大森親山獅子大権現舞	尾去沢	民俗文化財(無形の民俗文化財)	県指定
花輪ねぶた	花輪	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
からめ節金山踊り	尾去沢	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
小坂七夕	小坂	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
月山神社祭礼	十和田	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
毛馬内七夕	十和田	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定



月山神社祭礼
(十和田地区)



花輪ねぶた
(市指定、花輪地区)



大日靈貴神社
(八幡平地区)

5. 伝統と挑戦が魅了する鹿角の祭礼・芸能

●分布



資料:「国土地理院地図」をもとに作成

(3) 関連文化財群の現状と課題・方針・措置

① 現状と課題

- 構成文化財の詳細調査と記録作成が必要である。記録媒体のデジタル化も必要である。
- 学校教育では地域内で相互交流が行われ、地区の無形の民俗文化財を披露している。しかし、人口減少により、無形の民俗文化財の担い手が不足している。団体によっては担い手育成が図られているが、さらなる対策を要する。
- 無形の民俗文化財で用いられる用具の入手や修理が難しいだけでなく、萱場の減少や稻作のスマート化などにより、文化財に用いられる藁・茅の確保も難しくなり、対策が必要である。
- 門付けや屋台の運行状況などのリアルタイムな情報発信が不十分である。
- 鹿角市は観光分野でヘリテージツアーなどを実施し、世界遺産、ユネスコ無形文化遺産をつなぐ取組みを行っているが、それ以外の連携が不十分である。

② 方針

- 構成文化財の詳細な調査の実施と記録作成を行う。記録媒体のデジタル化も行う。
- 無形の民俗文化財の担い手に関する体制づくりを検討する。
- 無形の民俗文化財の維持に必要な藁・萱や用具などを整える支援を行う。
- 門付けや屋台の運行状況などがリアルタイムでわかる情報発信を図る。
- 「伝統と挑戦が魅了する鹿角の祭礼・芸能」の構成文化財を関係団体と連携し、テーマとともにわかりやすく伝える周遊ルートや講座、イベントを開催し、普及啓発を図る。

③ 措置

■ : 実施期間 ■■■■ : 恒常的措置

No.	新規/ 継続	事業名	実施者 ◎は主体	事業期間			財源
				前期	中期	後期	
5-1	新規	民俗文化財の調査 毛馬内七夕など構成文化財に関する現状を確認し、映像記録の作成、調査報告書の刊行など記録作成を行う。	◎市(教生) / ◎町(教学・郷) / 住民 / 関係団体 / 専門			■	国県市町
5-2	継続	地域行事への参加 児童生徒が地域で行われる祭典などへ参加する取組みを継続する。 ・花輪ばやしパレード ・月山神社祭礼の子ども神輿(樽みこし)	学校 / ◎住民 / 関係団体	■■■■■	■■■■■	■■■■■	市民間
5-3	新規	地域のお祭り協力隊 後継者不足が進んでいる地域のお祭りに参加したい人を募集し年中行事・民俗芸能の保存を図る。	◎市(教生) / ◎関係団体	■■■■■	■■■■■	■■■■■	市
5-4	継続	無形の民俗文化財の担い手育成 ・花輪ばやし担い手育成 ・毛馬内の盆踊り担い手育成 ・町踊り講習会	市(教生) / ◎住民 / 関係団体	■■■■■	■■■■■	■■■■■	市
5-5	拡充	指定の無形の民俗文化財の保存団体の支援 指定の無形の民俗文化財の保存団体が行う継承活動にかかる費用に対し財政支援を行う。また、後継者の確保・育成活動の支援として、鹿角市民俗芸能フェスティバルの開催を継続するとともに、情報交換会を拡充する。 また、記録作成・デジタル化も行う。 ・無形民俗担い手育成事業 ・鹿角市民俗芸能フェスティバルの開催 ・保存団体の情報交換会 など	◎市(教生) / ◎町(教学・郷) / 住民 / 関係団体 / 専門	■■■■■	■■■■■	■■■■■	国県市町民間
5-6	新規	なわないドクター養成講座の実施 文化財の保存に欠かせない草鞋や注連縄を作ることができる人材の確保のために講座を実施する。	◎市(教生・農業) / ◎町(教学・郷・観) / 住民 / 関係団体		■■■■■		市町
5-7	新規	原材料の確保と支援 大湯環状列石の復元物や茅葺屋根の葺き替えなど恒常的な保存修理と年中行事等で使用する頻度が高い稻わらの確保と保存団体へ支援を実施する。	◎市(教生・農業) / 住民 / 関係団体	■■■■■	■■■■■	■■■■■	市民間

No.	新規 ／ 継続	事業名	実施者 ◎は主体	事業期間			財源
				前期	中期	後期	
5-8	拡充	無形の民俗文化財に用いられる衣装や道具の整備支援 補助事業を活用し、無形の民俗文化財の衣装や道具の整備を支援する。また、修理・新規調達の際に確認できるよう、措置№5-1「民俗文化財の調査」と連動し、用具などの記録作成を行う。	◎市(教生)／◎町(教学・郷)／住民／関係団体	■■■■■	■■■■■	■■■■■	国県市町民間
5-9	拡充	情報発信の強化 ホームページやパンフレットの内容を更新し、情報発信を図る。 ・門付け・屋台運行等の状況マップの特設サイトの検討 ・コンクール結果をホームページに掲載する	◎市(教生・産)／◎町(教学・郷・総・観)／関係団体	■■■■■	■■■■■	■■■■■	国県市町
5-10	継続	ヘリテージツーリズム 「歴史と文化」を最大限に活用し魅力を体感できる体験プログラムや着地型旅行商品の認知度及び魅力度の向上を目指す。	◎市(産・大ス)／◎町(教学・郷・観)／◎関係団体	■■■■■	■■■■■	■■■■■	市町

第8章

文化財の防災・防犯の推進

1節 文化財の防災・防犯推進の背景

近年頻発する自然災害や大規模な火災などを受け、国は『国宝・重要文化財(建築物)等の防火対策ガイドライン』及び『国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等のガイドライン』、『世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画』を作成した。

2節 鹿角地域における災害の概要

風水害は、近年豪雨災害が激甚化するなど台風や集中豪雨によって河川・ため池の溢水・決壊、道路の冠水・決壊、土砂崩れ、建物損壊などの被害が起こっている。昭和54(1979)年3月の暴風雨により樹木(県指定)が倒れ、県天然記念物の解除に至った。

雪害は、鹿角地域は豪雪地帯(一部特別豪雪地帯)に指定されており、除雪や雪崩による事故のほか、建物の損壊などが発生している。

火山活動は、十和田火山が延喜14(915)年に大規模噴火を起こし米代川下流域まで埋没させた。また秋田焼山及び八幡平の活火山を有す。特に十和田と秋田焼山は仙台管区気象台地域火山監視・警報センターにおいて、火山活動が24時間体制で監視されている。

地震活動は、鹿角地域内に6件、周辺に5件の活断層が存在している。活動A^(注9)及び昭和62(1987)年までに地震が発生した活断層は鹿角地域には存在しない。しかし、地震調査研究推進本部は鹿角地域内の花輪東断層帯が最大震度7(マグニチュード7)、周辺の折爪断層が最大震度6強(マグニチュード7.6)を想定している。

火災は、建物火災を中心に年間20件前後発生している。平成20(2008)年7月に堂宇^{どうう}の火災により市有形文化財が焼失し、市指定の文化財の解除に至った。また、落雷や火災などによる寺社の焼失が度々発生している。

そのほか、野生動物による寺社などの建造物への被害や、危険物漏洩による自然環境への影響が想定される。

●鹿角地域で起こった主な災害(昭和31年以降)

発生年月	種類	被害
昭和31(1956)年4月	林野火災	十和田地区山根区域で発生した山林火災により、民有林103町歩焼失。
昭和31(1956)年5月	林野火災	尾去沢地区で発生した山林火災により花輪地区花輪区域花軒田にかけて国有林及び民有林10町歩焼失。
昭和31(1956)年7月	水害	花輪地区120mm、八幡平地区200mmの豪雨により、銭川温泉、玉川・両国両鉱山住宅2棟全壊、熊沢川に架かる全橋梁流失、橋梁3か所損傷、護岸決壊2か所、水田10町歩以上冠水。
昭和31(1956)年11月	建物火災	小坂地区中央区域で発生した火災により住宅23棟、非住家4棟全焼、罹災者100人以上。

発生年月	種類	被害
昭和32(1957)年(月日不明)	林野火災	十和田地区崩森国有林で発生した山林火災で8ha焼失。
昭和32(1957)年5月	建物火災	小坂地区七滝区域で住家26棟、非住家17棟全焼、罹災世帯27世帯、罹災者100人以上。
昭和33(1958)年2月	建物火災	十和田地区毛馬内区域の寺院全焼。
昭和33(1958)年3月	建物火災	八幡平地区大里で住家6棟、非住家7棟全焼。
昭和33(1958)年4月	建物火災	花輪地区柴平区域で住家2棟、非住家7棟全焼。
昭和34(1959)年(月日不明)	建物火災	十和田地区錦木区域で大火により8棟全焼。
昭和36(1961)年3月	建物火災	花輪地区花輪区域で住家2棟、工場1棟全焼。負傷者複数。
昭和36(1961)年4月	建物火災	花輪地区柴平区域で住家2棟、非住家1棟全焼。
昭和36(1961)年4月	洪水	異常高温による雪解けと暖風に豪雨が重なり、花輪地区的米代川が増水。橋梁1棟流失、護岸決壊2か所、八幡平地区で水田4,040ha冠水。小坂地区で橋梁1棟流失。
昭和36(1961)年5月	建物火災	八幡平地区蛇沢で住家3棟、非住家2棟全焼。
昭和36(1961)年5月	林野火災	花輪地区で山林火災により4.5ha焼失。
昭和36(1961)年5月	建物火災	八幡平地区的ホテルで工事のガス漏れにより爆発火災。死者あり、重軽傷者多数。
昭和37(1962)年5月	林野火災	十和田地区大湯区域で山林火災により2日に渡り延焼し4,000ha焼失。
昭和37(1962)年5月	林野火災	花輪地区柴平区域で山林火災により国有林5ha焼失。
昭和37(1962)年5月	建物火災	尾去沢鉱山で住家6棟全焼。
昭和38(1963)年1月	建物火災	十和田地区大湯区域で住家6棟全焼。
昭和40(1965)年2月	建物火災	花輪地区柴平区域で住家2棟、非住家1棟半焼、鶏・ヒナ鶏15,000羽焼死。
昭和40(1965)年5月	建物火災	花輪地区花輪区域の町有林50ha焼失。
昭和40(1965)年7月	建物火災	連続放火により花輪町立花輪第一中学校校舎2棟全焼。1,848m ² 焼失。
昭和40(1965)年9月	台風	能代沖を通過した台風23号は風速20m/sの強風を伴い稻の倒伏45ha、果樹の落下2万箱の被害。
昭和40(1965)年11月	建物火災	花輪地区花輪区域で住家3棟全焼、2棟半壊。
昭和41(1966)年5月	建物火災	花輪地区花輪区域で住家2棟、非住家1棟全焼、住家・非住家6棟半焼、死者あり。
昭和41(1966)年8月	水害	小坂地区川上区域で河川増水により住家1棟流失、土木及び農地被害37か所。
昭和41(1966)年9月	建物火災	花輪町立柴内小学校校舎1棟全焼、2,450m ² 焼失。
昭和42(1967)年3月	建物火災	花輪地区花輪区域の整備工場で火災、死者あり。
昭和42(1967)年(月日不明)	建物火災	十和田地区錦木区域で住家1棟、倉庫185.6m ² 全焼。

発生年月	種類	被害
昭和42(1967)年5月	建物火災	花輪地区花輪区域で住家3棟、非住家1棟全焼。
昭和42(1967)年10月	建物火災	花輪地区柴平区域で製材工場330m ² 1棟、住家1棟全焼。
昭和42(1967)年(月日不明)	建物火災	尾去沢地区で鶏舎と作業小屋396m ² 全焼、鶏300羽、豚2頭焼死。
昭和43(1968)年2月	建物火災	花輪地区花輪区域で住家2棟全焼、住家2棟半焼、消防職員殉職。
昭和43(1968)年5月	地震	北海道十勝沖を震源地とする地震が発生。花輪地区花輪区域で大堰水路の水が道路へ飛散するほか、花輪小学校をはじめ住家の一部が破損、土蔵等の壁が崩れるなどの被害があった。鹿角地域は1日に数十回の余震が1週間ほど続いた。
昭和43(1968)年8月	建物火災	尾去沢地区で住家7棟、非住家1棟全焼。
昭和44(1969)年4月	建物火災	花輪地区花輪区域で3棟全半焼。
昭和44(1969)年5月	林野火災	花輪地区花輪区域の山林15ha焼失。
昭和44(1969)年(月日不明)	建物火災	花輪地区花輪区域で3棟全半焼。
昭和44(1969)年10月	建物火災	花輪地区花輪区域で養畜舎1棟全焼、死者複数、負傷者あり、牛数十頭焼死。
昭和45(1970)年9月	建物火災	花輪地区花輪区域の醤油味噌醸造工場で工場、倉庫3,260m ² 全焼。
昭和45(1970)年11月	建物火災	花輪地区花輪区域の下駄製造工場から出火し、5棟1,150m ² 全焼。
昭和46(1971)年5月	建物火災	小坂地区中央区域で住家5棟全焼、罹災世帯5世帯、罹災者複数。
昭和46(1971)年5月	建物火災	十和田地区毛馬内区域で製材所1棟、住家2棟、非住家2棟全焼。
昭和47(1972)年7月	水害	大雨により道路決壊21か所、堤防決壊15か所、田畠流失。
昭和50(1975)年8月	水害	小坂地区を中心とした集中豪雨により建物被害、農林水産・土木・水道関係に被害。
昭和52(1977)年2月	建物火災	旧毛馬内小学校全焼、焼失面積2,646m ² 。
昭和53(1978)年3月	建物火災	花輪地区柴平区域の神社全焼。
昭和53(1978)年9月	建物火災	硫火鉱の自然発火により鉛山鉱山(株)大湯破碎場1棟全焼、焼失面積643m ² 。
昭和54(1979)年3月	大雨	暴風雨により土木施設33件、農林施設26件、文化施設11件、建物破損80棟以上。樹木(県指定)が倒れる(県指定解除)。
昭和54(1979)年5月	林野火災	十和田地区山根区域で発生した林野火災により、焼失面積2,396a。
昭和55(1980)年4月	大雨	大雨及び融雪により堤防決壊25件、道路決壊3件、家屋の一部破損2件、田圃の流失3町歩。
昭和56(1981)年8月	台風	台風15号により家屋全壊15棟、半壊10棟、一部損壊100棟以上。

発生年月	種類	被害
昭和58(1983)年5月	地震	日本海中部地震により、震度4を記録。住家・水田・道路等に被害。
昭和59(1984)年6月	火災	八幡平地区谷内の寺院826m ² 全焼、林野7a焼失。
平成3(1991)年9月	台風	台風19号により重軽傷者多数、住宅被害826棟など。
平成3(1991)年11月	建物火災	尾去沢地区の寺院513m ² 全焼、死者あり。
平成8(1996)年7月	危険物漏洩	八幡平地区湯瀬の危険物施設で軽油600Lが米代川へ流出。
平成9(1997)年5月	自然災害	八幡平地区熊沢国有林地内で大規模な土砂災害発生。澄川・赤川両温泉施設16棟流失。
平成16(2004)年1月	危険物漏洩	小坂地区中央区域の工場で貯蔵タンクの腐食により苛性ソーダ24m ³ 流出。
平成17(2005)年4月	危険物漏洩	尾去沢地区的危険物施設で重油2,100Lが米代川へ流出。
平成18(2006)年8月	建物火災	小坂地区中央区域で工場火災。工場部分焼。
平成19(2007)年9月	集中豪雨	秋田県北部を中心とする集中豪雨により住家床下浸水72棟、水田の流失・埋没21.6ha、冠水156haなど。【鹿角市：避難勧告、避難指示】
平成20(2008)年5月	建物火災	八幡平地区谷内の製材工場で火災。製材工場・事務所・倉庫3棟全焼。【消防団特命出動】
平成23(2011)年3月	地震	東日本大震災発生。鹿角市震度4、小坂町震度3を記録。鹿角市と小坂町のほぼ全域が停電。
平成24(2012)年5月	危険物漏洩	小坂地区中央区域の工場より灯油12,000L流出。
平成25(2013)年8月	集中豪雨	秋田県北部を中心とする集中豪雨により床上浸水24棟、床下浸水189棟。【鹿角市：避難勧告】
平成26(2014)年8月	水害	大気の状態が不安定となり雷を伴う激しい降雨。建物被害15棟、道路橋梁被害16件、水田冠水3件発生。【鹿角市：避難勧告】
平成27(2015)年2月	雪害	豪雪により人的被害(死者あり、重傷多数、軽傷あり)、建物被害(住家被害49件、非住家59件)。【鹿角市：鹿角市雪害対策本部】【消防本部：消防本部雪害対策本部】
平成28(2016)年4月	建物火災	尾去沢地区で建物火災発生。工場2,240m ² 、倉庫682m ² 全焼、作業場1,558m ² 半壊。【消防団：特命出動】
平成28(2016)年5月～6月	その他	十和田地区大湯区域で山菜取りが目的の入山者が熊に襲われる被害が発生。死傷者多数。
平成29(2017)年5月	林野火災	十和田地区大湯区域の原野287a焼失。
平成29(2017)年7月	水害	東北・北陸地方を中心に大雨が降り、住家床下浸水11件、道路関係35件、農作物関係60件。
平成30(2018)年5月	建物火災	十和田地区大湯区域で住家兼工場など4棟全焼、4棟部分焼。
令和4(2022)年8月	集中豪雨	秋田県北部で断続的な雨による被害発生。降り始めからの雨量が鹿角市417.0mm、小坂町377.0mmを記録。床下浸水、土砂崩れ(十和田湖湖畔の国道)あり。

3節 文化財の防災・防犯に関する現状

1. 「地域防災計画」及び「国土強靭化計画」における文化財の位置づけ

鹿角市と小坂町は、総合的な防災行政の推進を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的にそれぞれ「鹿角市地域防災計画」、「小坂町地域防災計画」を作成している。

防災計画には教育委員会が担当する事務として、鹿角市は「文化財災害予防計画」に有形文化財、史跡、名勝、天然記念物の災害対策が記載され、小坂町は「文教対策計画」に「文化財の保全対策」が記載されている。

また、令和3(2021)年に作成した「鹿角市国土強靭化地域計画」では、「強くしなやかな」地域の構築を目指し、「さらなる安全・安心な生活」に向けて計画に取組むこととしている。そのなかでは、「鹿角市のリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」に、「貴重な文化財の喪失、地域コミュニティの崩壊などによる有形・無形の文化の衰退・損失」が記載され、対策として、「『文化財の保存』・歴史資料のほか、有形無形の文化を映像等に記録し、保存しておくことが必要です。」、「『地域コミュニティの活性化』・日頃からの地域のつながりを維持して、自治会会員等の交流機会を増やし、地域コミュニティの維持、活性化を図るため、集落支援員の配置や自治会活動に対する支援を継続的に行うことが必要です。」を掲げている。

2. 文化財の個別計画

「重要文化財康楽館保存活用計画」は策定から20年が経過しており、防災・防犯に関する記載が不十分である。『国宝・重要文化財(建築物)等の防火対策ガイドライン』などの国のガイドラインを満たすように保存活用計画の見直しが必要である。

「特別名勝及び天然記念物「十和田湖および奥入瀬溪流」保存管理計画」にも、火山活動等の自然災害についての対応が記載されていないため、計画の見直しが必要である。

「特別史跡大湯環状列石保存活用計画」は自然災害についての対応を検討する必要がある。

なお、重要文化財旧小坂鉱山事務所に関しては保存活用計画の作成が必要である。

3. 防災・防犯設備の設置

鹿角市と小坂町が管理する指定等文化財を中心に消火設備の設置などを行っているが、所有・管理が個人・団体となっている文化財は各自で行っており対応が必要である。

4. 文化財の見回り

大規模な台風や地震の際に、文化財の被害確認を行っているが、所有・管理が個人・団体となっている文化財への対応は不十分である。また、秋田県は文化財パトロールとして県・国指定・国登録文化財の見回り活動を行っている。

5. 文化財防火デーの実施

鹿角市と小坂町は毎年1月26日の文化財防火デーに合わせて、文化財所蔵施設の消防立ち入り検査、消防訓練を実施している。あわせて鹿角市や小坂町の広報での周知や指定等文化財の所有者への周知を行っている。



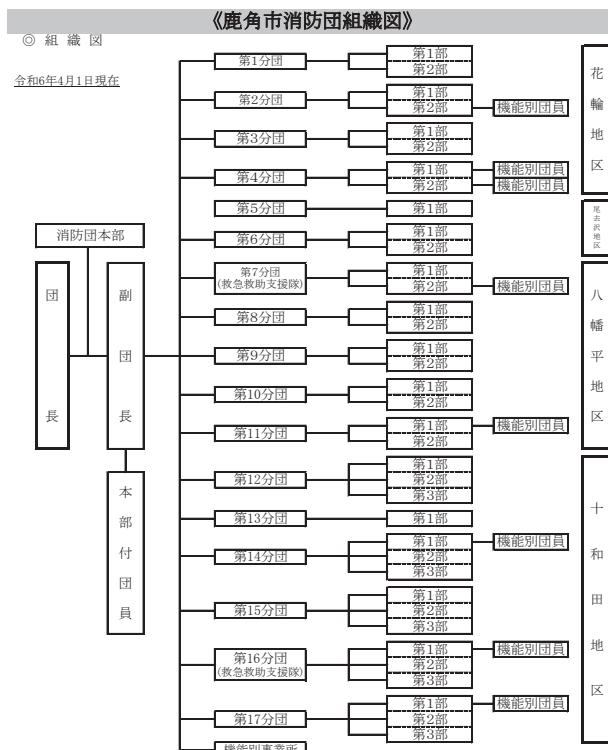
文化財防火デー
(大湯ストーンサークル館・十和田地区)

6. 鹿角地域の防火防災組織

鹿角市と小坂町は、平成6(1994)年に一部事務組合に消防・救急業務を加えた、広域行政組合を発足させ、鹿角広域行政組合消防本部が鹿角地域の防火防災にあたっている。

また消防団は、鹿角市17分団、小坂町5分団が組織され、幼少年婦人防火クラブ加入団体43団体1,256人による防火防災組織がある。文化財に関しては文化財防火デーを消防本部と連携して実施しているが、消防団との連携がより一層必要である。

●鹿角地域の消防関係組織



幼少年婦人防火クラブ加入団体

令和5年度

No.	幼年消防クラブ	会員数(人)
1	花輪にこにこ保育園幼年消防クラブ	66
2	毛馬内保育園幼年消防クラブ	46
3	錦木保育園幼年消防クラブ	46
4	大湯保育園幼年消防クラブ	32
5	花輪さくら保育園幼年消防クラブ	96
6	八幡平なかよしセンター幼年消防クラブ	45
7	あおぞらこども園幼年消防クラブ	34
	合計	365

No.	婦人防火クラブ	会員数(人)
1	蟹沢婦人防火クラブ	22
2	小坂三区婦人防火クラブ	9
	合計	31

鹿角市幼少年婦人防火クラブ	
加入団体	会員数(人)
43	1,256



資料:鹿角広域行政組合消防本部『令和5年版 消防年報』

4節 文化財の防災・防犯の課題・方針・措置

1. 文化財の防災・防犯に関する方針

(1) 課題

① 防災・防犯対策が不十分

文化財やその周辺環境の災害等のリスク、防災・防犯設備の設置状況について把握ができていない。また、文化財の被災・盗難・汚損などに対して平時から行う備えや災害等発生時など緊急時の対応について明確にした防災・防犯マニュアルがない。そのため、普及啓発や体制づくりが不十分である。

災害等発生時の被災・散逸を予防するために文化財を一時的に収蔵できる場所が必要であるが、現在の文化財収蔵施設の収容量は限界に近く、一時的に収蔵できるものに限りがある。また、文化財レスキューの拠点となる場所・施設がない。

(2) 方針

① 防災・防犯対策の強化

文化財リストを活用し、文化財を守る防災・防犯設備の配置と充実を図る。文化財の被災・盗難・汚損などに対して平時から行う備えや災害等発生時など緊急時の対応について明確にした「防災・防犯マニュアル」を作成し、文化財の所在地などのハザードマップや平時からの体制づくりの構築を図る。大規模災害発生時には、県、文化庁、学術専門機関などと連携するとともに、県を経由して独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターに要請を行う。

災害等の発生時の被災・散逸を予防するために文化財を一時的に収蔵できる場所を確保する。また、「防災・防犯マニュアル」をもとに、防災・防犯対策の啓発や文化財を守る仕組みづくりを検討する。

2. 文化財の防災・防犯に関する措置

■ : 実施期間 ■■■■ : 恒常的措置

No.	新規 ／ 継続	事業名・内容	実施者 ◎は主体	事業期間			財源
				前期	中期	後期	
63	拡充	防災・防犯対策の強化 文化財リストを活用し、文化財を守る防災・防犯設備の設置と充実を図り、設備の定期点検を実施する。設備の整備には必要に応じて国県市町の補助金や民間資金の活用も検討する。 ・鹿角市と小坂町所有の指定等文化財(建造物)や収蔵施設等に設置されている防火・防犯設備の定期点検を継続して実施する。 ・文化財所有者へ防災・防犯について周知し、防災・防犯設備の設置を推進する。また、消防活動による美術工芸品への二次被害についても注意喚起をあわせて行う。	◎市(教生・大ス)/◎町(教学・郷・総・観)/住民/関係団体/専門	■■■■	■■■■	■■■■	国県市町民間
64	重点	防災・防犯マニュアルの整備 関係部局や消防機関、秋田県、文化財防災センターなどと連携し、様々な災害を想定した予防措置、災害等発生時の連絡体制や初動対応などのほか、文化財の防犯に関する内容を文化財の種類ごとにまとめたマニュアルの整備に取組む。 措置No.65「文化財ハザードマップの作成」と連動	◎市(教生・大ス・危)/◎町(教学・郷・総・観)/関係団体/専門	■■■■	■■■■	■■■■	市町
65	重点	文化財ハザードマップの作成 学術専門機関などと連携し、防災・防犯を考慮した文化財のデータを文化財リストへ反映させ、定期的に更新し、地図情報化する。 措置No.8「文化財情報の適切な管理」と連動 作成した文化財リストは防災担当部局や消防機関と共有し、「文化財ハザードマップ」を作成するほか、「防災・防犯設備の整備」などの防災・防火対策の基礎データとして用いる。	◎市(教生・大ス・危)/◎町(教学・郷・総・観)/関係団体/専門	■■■■	■■■■	■■■■	市町
66	拡充	文化財一時収蔵場所の整備 文化財ハザードマップに基づき、災害などの発生時に文化財の被災・散逸を予防し、文化財を一時的に収蔵できる場所や文化財レスキューの拠点となる施設や場所を整備する。	◎市(教生・大ス・財)/◎町(教学・郷・総・観)/専門	■■■■	■■■■	■■■■	国県市町

No.	新規 ／ 継続	事業名・内容	実施者 ◎は主体	事業期間			財源
				前期	中期	後期	
	継続	個別の文化財保存活用計画の整備及びその運用【再掲】 ・重要文化財康楽館保存活用計画について、ガイドラインに基づく防災対策を加筆するなどの見直しを行う。 ・重要文化財旧小坂鉱山事務所について、ガイドラインに基づく防災対策を盛り込んだ保存活用計画の作成を行う。 ・「特別名勝及び天然記念物「十和田湖および奥入瀬渓流」保存管理計画」と「特別史跡大湯環状列石保存活用計画」の防災対策等を検討する。	◎市(教生・大ス)／◎町(教学・郷・総・観)／関係団体／専門				国県市町
67	新規	耐震対策の強化 建造物の耐震診断や耐震補強を計画的に行う。康楽館をはじめとする指定等文化財から優先的に実施する。	◎市(教生・大ス)／◎町(教学・郷・観)／住民／関係団体／専門				国県市町民間
68	拡充	文化財パトロールの拡充 住民へ日常点検の啓発を行い、平時における文化財及びその周辺環境の日常点検や見回りを実施し、住民の防災・防犯意識の向上を図る。	◎市(教生・大ス・総)／◎町(教学・郷・総)／住民／関係団体／専門				市町
69	拡充	文化財の防災・防犯の啓発・訓練 1月26日の「文化財防火デー」にあわせ鹿角市や小坂町の博物館等施設や文化財での防火訓練の実施を継続するとともに、文化財を所有する寺社などでの防火訓練を推進する。 住民や地域団体等へ未指定文化財を含む文化財の防災・防犯対策に関する情報提供・周知、啓発を行い、防災・防犯意識の向上を図る。	◎市(教生・大ス・総)／◎町(教学・郷・総・観)／住民／関係団体／専門				市町
70 重点	拡充	防災ネットワークの整備 災害などの発生時の情報共有、レスキュー活動へ依頼、協力を円滑に行うため、県、周辺市町、大学、企業などネットワークを活用した体制を整備する。	◎市(教生・大ス・総)／◎町(教学・郷・総・観)／住民／関係団体／専門				市町

第9章

文化財の保存・活用の推進体制

1節

文化財保護におけるそれぞれの役割

本地域計画で示した措置を推進するため、文化財所有者を含めて体制の充実・強化を図る。以下の役割分担及び方針のもとに、さまざまな立場の主体がそれぞれの役割を担い主体間で連携し協働で取組む。本地域計画が認定を受けた後には、計画周知や変更、実施に係る協議の場を設け、地域計画を推進する。

1. 行政

本地域計画の措置を確実に実行するためには、文化財の保存・活用を進めるための実施体制及び仕組みづくりが必要不可欠である。政策に反映するための制度設計と合わせ必要となる財源措置について検討する場として、関係部局を交えた庁内の推進会議を設置する。また、鹿角市文化財保護審議会、小坂町文化財保護審議会以外の審議会・協議会などの付属機関に対しても、文化財に関する情報を共有し、保存・活用のためのさまざまな指導・助言を得る。

自治会や団体との情報共有や意見交換などによりネットワークづくりを進めるとともに、それぞれの立場や専門分野の知識・ノウハウを活かし、自治会や団体などが文化財の保存・活用に取組めるよう支援する。

さらに、広域災害などの対策も含め秋田県だけでなく、近隣の3県6市2町1村の自治体(秋田県:大館市・北秋田市・仙北市、青森県:十和田市・平川市・田子町・三戸町・新郷村、岩手県:八幡平市)との情報共有により一層の連携を図る。

(1) 庁内体制

本地域計画に関係する部局は以下のとおりである。

●鹿角市の文化財に関する庁内体制(令和7(2025)年度)

区分	組織名		主な事業	備考
文化財担当課	教育委員会	生涯学習課	生涯学習・社会教育、文化財の調査、文化財の指定・解除、文化財保護に関することなど。	文化財振興班4人(文化財専門職員1人)
	教育委員会(教育機関)	大湯ストーンサークル館	特別史跡大湯環状列石の保護管理、世界遺産、埋蔵文化財に関することなど。	職員5人(文化財専門職員3人)
関係部署	教育委員会	総務学事課	教育振興基本方針、学校教育に関することなど。	
		スポーツ振興課	スポーツ振興に関すること。	
	教育機関	教育センター	教育振興に関すること。	
		鹿角市立図書館	館の運営。	※指定管理
		鹿角市先人顕彰館	館の運営、先人に関する調査・研究など。	※指定管理
	鹿角市歴史民俗資料館	館の運営。		※指定管理

区分	組織名		主な事業	備考
関係部署	総務部	総務課	職員の採用、研修など。	職員班
		総務課 (危機管理室)	地域防災計画、災害対策など。	
		政策企画課	総合計画、まちづくりなど。 広報や移住定住、ふるさと納税に関することなど。	
		財政課	土地の管理や市の財政に関することなど。	
市民部	生活環境課	地域づくりの推進、協働の推進、防犯対策、地域公共交通計画、環境保全に関することなど。		
健康福祉部	すこやか子育て課	健康づくりや食育など。	健康づくり班	
	あんしん長寿課	サロンの支援など。	介護予防班	
産業部	農業振興課	農業振興に関すること。		
	農地林務課	野生動物に関することなど。		
	産業活力課	観光振興、産業振興に関すること。		
建設部	都市整備課	都市計画、建設・開発、公園・景観、道路に関することなど。		
消防本部		消防に関すること。		

●小坂町の文化財に関わる府内体制(令和7(2025)年度)

区分	組織名		関係事務	備考
文化財担当課	教育委員会	学習振興班	生涯学習・社会教育、文化財の調査、文化財の指定・解除、文化財保護に関すること。	職員6人(文化財専門職員はいない)
	教育委員会 (教育機関)	小坂町立総合博物館 郷土館	館の運営・文化財に関わる調査・研究など。	職員2人(文化財専門職員1人)
関係部署	教育委員会	総務班	教育振興基本方針、学校教育。	
	教育機関	中央公民館	館の運営、公民館の指導に関すること。	
		小坂公民館	館の運営。	
		川上公民館	館の運営。	
		七滝公民館	館の運営。	
総務課	総務管財班	地域防災計画、災害対策、職員の採用、研修など。		
	企画財政班	総合計画、まちづくり、協働の推進、地域公共交通計画など。		
町民課	町民生活班	消防団、防犯対策など。		
福祉課	まるごと支援班	健康づくりなど。		
観光産業課	農林班	農業振興、林地開発、野生動物に関することなど。		
	観光商工班	観光振興、産業振興。		
建設課	建設班	都市計画、建設・開発、公園・景観、道路に関する事など。		
消防本部		消防に関すること。		町民課

(2) 関係する審議会等

鹿角市と小坂町が法律・条例・規則などに基づいて設置している付属機関で本地域計画に関係する審議会・協議会は以下のとおりである。

●鹿角市が設置している審議会・協議会

審議会等の名称	審議内容
鹿角市文化財保護審議会	文化財の指定や文化財行政の方針重点等の審議。
鹿角市先人顕彰館研究員会議	先人顕彰館の事業に関して協議する。
大湯環状列石環境整備検討委員会	大湯環状列石の第Ⅱ期整備について方針を協議する。
鹿角市防災会議	防災に関する審議。
鹿角市景観審議会	景観形成に関する事項の審議。

●小坂町が設置している審議会・協議会

審議会等の名称	審議内容
小坂町文化財保護審議会	文化財の指定や文化財行政の方針重点等の審議。
小坂町防災会議	防災に関する審議。
小坂町景観審議会	景観形成に関する事項の審議。
小坂町立総合博物館郷土館協議会	郷土館と中小路の館の事業や管理運営に関して協議する。

2. 住民

(1) 住民・地域団体

住民は文化財に触れる最も身近な存在であり、日常的な維持管理や現状確認において重要な役割を果たすことになる。これから鹿角地域の文化財の保存・活用には、行政と住民が協働し、それぞれの役割を果たしていくことが求められる。そのため、鹿角地域の文化財について知り、共有の財産として認識を高めることが必要になる。

また、自治会や地域づくり協議会など地域づくりに取組む団体は地域に暮らす人々が住みよい地域をつくるため、防災・防犯、地域福祉、文化の継承といった身近な生活課題の解決に向けて自主的な行動を行う。団体は地域の特性などを活かした地域づくりの中核を担い、行政と連携のもと、文化財の保存・活用に取組み、住民の自主的な活動を支えている。

住民の文化財に対する関心を高め、文化財に関する意見や考え方の把握に努めるとともに、未指定文化財を含めた文化財のき損・滅失などの情報提供を受ける仕組みをつくり、多様な主体との協働により文化財の保存・活用を進める。

●鹿角地域の住民で構成する団体

地区	団体
小坂	小坂町自治会総連絡協議会 44自治会
十和田	十和田地域づくり協議会 72自治会
花輪	花輪地域づくり協議会 77自治会
尾去沢	尾去沢市民センター協議会 尾去沢地区自治会連絡協議会 17自治会
八幡平	八幡平地域づくり協議会 八幡平地区PTA連絡協議会 22自治会

(2) 文化財所有者

鹿角地域の文化財所有者(管理者を含む)は、文化財を直接管理する立場として、鹿角地域の歴史文化を体現する重要性を認識し、その適切な保存管理を継続的に取組み、技術の向上を図り、行政や地域との協力及び連携により、文化財の防災・防犯にも取組む。

鹿角地域には個人だけでなく、文化財の保存・活用に取組む団体が活動している。多くは構成員の高齢化、人材不足により担い手の減少が顕在化しており、担い手の育成のための体制づくりを進めていく。

文化財の公開、情報発信にあたっては、文化財の保存管理や防災・防犯、または所有者のプライバシーの保護を前提として行う。

●鹿角地域の文化財保存団体

地区	団体の名称	内容
全域	天然記念物全日本声良鶏保存会	鹿角市の「市の鳥」である声良鶏の保存・大会の開催。
小坂	出羽神社権現舞保存会	町指定出羽神社権現舞の保存継承・開催。
	川上地域文化伝承保存会	川上大太鼓の保存継承・開催、雪中田植え継承。
	万谷大太鼓保存会	万谷大太鼓の保存継承・開催。
	鶴大太鼓保存会	鶴大太鼓の保存継承・開催。
	小坂音頭の会	小坂音頭の保存継承。
十和田	毛馬内盆踊保存会	国指定毛馬内の盆踊の保存継承・開催・公演。
	毛馬内大太鼓保存会	国指定毛馬内の盆踊などの大太鼓の継承。
	横笛の会	国指定毛馬内の盆踊などの横笛の継承。
	毛馬内ばやし保存会	毛馬内ばやしの継承。
	川原大神楽保存会	市指定川原大神楽の保存継承・開催。
	大湯大太鼓保存会	県指定大湯大太鼓の保存継承・開催・公演。
	大湯ばやし保存会	大湯ばやしの継承。
	芦名沢大太鼓保存会	市指定芦名沢大太鼓の保存継承。
	錦木古川大太鼓保存会	市指定錦木古川大太鼓の保存継承・公演。
	花輪ばやし祭典委員会	国指定花輪祭の屋台行事、市指定花輪ねぶたの保存継承・開催・公演。
花輪	下川原駒踊保存会	市指定下川原の駒踊の保存継承・開催・公演。
	花輪町踊り保存会	県指定花輪の町踊りの保存継承・開催・公演。
	特定非営利活動法人関善賑わい屋敷	旧関善酒店の維持管理と公開活用。
	恩徳寺梅花講	梅花講の継承・開催。
	小平権現舞保存会	小平権現舞の保存継承・開催
尾去沢	大森親山獅子大権現舞保存会	県指定大森親山獅子大権現舞の保存継承・開催・公演。
	尾去沢からめ節保存会	市指定尾去沢からめ節・金山踊りの保存継承・開催・公演。
	大直利大太鼓保存会	大直利大太鼓の継承。
八幡平	大日堂舞楽保存会	国指定大日堂舞楽の保存継承・開催。
	松館天満宮舞楽保存会	県指定松館天満宮三台山獅子大権現舞の保存継承・開催。
	水沢盆踊り太鼓保存会	市指定水沢盆踊り太鼓の保存継承・開催・公演。
	夏井大太鼓を楽しむ会	虫送り・盆踊・オジナオバナの継承・開催。

3. 学校

鹿角地域にある学校は、郷土の自然や歴史、伝統文化、産業などに触れる地域の歴史文化を学ぶ機会を充実させ、継続して文化財の活用に取組む。

また、地域で行われる民俗行事に学校の授業などで参加することで、将来の文化財保護を担う人材の育成を図る。

4. 関係団体

鹿角地域には、文化財の保護や継承を目的にした団体、文化財の調査研究を目的とした郷土史研究会、文化財を案内するガイドの会などさまざまな団体が活動をしている。

本地域計画では、団体との情報共有や意見交換などのためのネットワークづくりに取組むとともに、それぞれの立場や専門分野の知識・ノウハウを活かしながら各分野で歴史文化の担い手のリーダーとして鹿角地域全体の文化財の保存・活用に寄与することが期待される。

また、住民の文化財への関心を高め、文化財に関する意見や考え方の把握に努めるとともに、未指定文化財を含めた文化財のき損・滅失などの情報提供を受ける仕組みをつくり、多様な主体との協働により文化財の保存・活用を進める。

(1) 文化財の保護・研究団体

鹿角地域の文化財に関する団体は、未指定文化財を含めた地域の歴史や文化の掘り起こしとその継承に取組んでいる団体などがある。また大湯環状列石のガイドなどを行う団体も活動している。

●鹿角地域の文化財保護・研究団体

地区	団体の名称	内容
全域	鹿角市文化財保護協会	会誌『上津野』の刊行など。
	鹿角民話の会どっとはらえ	民話の継承・上演。
小坂	小坂鉄道保存会	旧小坂鉄道の車両や設備の保存。
	小坂まちづくり株式会社	国指定康楽館、国指定旧小坂鉱山事務所、小坂鉄道レールパークなどの維持管理と公開活用(指定管理者)。
	郷土館友の会	郷土史研究、館の運営補助。
十和田	十和田史談会	郷土史研究。
	内藤湖南先生顕彰会	先人顕彰館の維持管理と公開活用(指定管理者)、先人の顕彰。
	大湯郷土研究会	郷土史研究。
	大湯SCの会	大湯環状列石のガイドなど。
	鹿角ふるさと太鼓	太鼓響演会の開催。
	民謡中村会	民謡の継承。
	ふるさと民謡錦栄会	民謡の継承。
花輪	花輪史談会	郷土史研究。
	鹿角紫根染・茜染研究会	紫根染・茜染の技術再興と普及。
	鹿角民謡保存会	民謡の継承。
	民謡米田会	民謡の継承。
	鹿角みすじ友の会	民謡の継承。

地区	団体の名称	内容
花輪	花輪宝生会	謡曲の継承。
	花輪かるた会	競技かるたの継承・普及。
尾去沢	尾去沢文化財保存会	郷土史研究。

(2) その他の団体

文化財の保存・活用を主体とする団体ではないが、関係する行事・イベントの開催や情報発信などを行う団体がある。

● その他の団体

団体の名称	内容
秋田犬ツーリズム 【地域連携DMO】	小坂町・大館市・北秋田市・上小阿仁村の観光地域づくり法人。地域内の行事・観光に関する情報発信や特産品のプロデュースなどを行う。
秋田十和田湖を美しくする会	十和田湖の自然保護活動や美化清掃活動を行う。
甘路の森里山保全チーム	花輪地区甘路の里山整備の活動。
NPO法人かづのclassy	古民家を拠点に活動。移住者ネットワークを構築し、移住定住相談、移住後の暮らしをサポートするほか、関係人口「鹿角家」を運営し、地域の祭りや行事に関わりたい人と保存団体をつなぐ。
NPO法人かづのふるさと学舎	中滝ふるさと学舎の運営のほか周辺の遊歩道整備、湧水地の整備。
尾去沢里山自然の会	尾去沢地区の植樹、植栽、草刈。
鹿角街道を語り継ぐ会	鹿角街道の現地調査やフォーラムを開催。
(株)かづの観光物産公社	「道の駅かづの あんとらあ」を運営。 見学体験施設等を経営。
鹿角市河川漁業協同組合	鹿角市内の米代川水系の各支流のクリーンアップ、魚の放流、植樹、漁場管理など。
鹿角市芸術文化協会	鹿角地域の文化芸術の振興と継承、発展のため設立。
鹿角市山岳会	スポーツ登山の健全なる普及発達を期し、体位の向上に寄与するとともに会員相互の親睦を図る。 登山に関する調査・研究・情報収集などを行う。
かづの商工会	地域の商工業者の事業の発展や地域の発展に向けた総合的な活動を行う団体。
かづのDMO 【地域連携DMO】	鹿角市と小坂町の観光地域づくり法人。 世界遺産やユネスコ無形文化遺産などを活用したヘリテージツーリズムなどを企画。
鹿角山ユリの会	杉伐採跡地に山ユリなどを植樹し環境保全を図る。
(株)恋するカンパニー	「道の駅おおゆ」の運営。
康楽館友の会	国指定康楽館の運営補助、周辺環境美化。
小坂町観光案内人協議会	鉱山事務所・明治百年通り・十和田湖畔など観光施設の案内を行う。
(株)soopoint	「十和田ふるさとセンター」、「道の駅こさか七滝」を運営。食堂経営や十和田湖のアクティビティ事業を行う。
一般社団法人十和田湖国立公園協会	十和田湖の美化清掃、公園施設の維持。
十和田湖湖水まつり・冬物語実行委員会	湖水まつりと冬物語の運営。
十和田湖増殖漁業協同組合	十和田湖および奥入瀬渓流の漁業権を有する漁業協同組合。

団体の名称	内容
十和田湖伝説の伝え方を考える会	靈山十和田、十和田湖伝説、十和田古道(参詣道)など、十和田湖に遺る歴史について研究や学習活動を行う。
十和田湖の案内人遊部屋十和田	季節やテーマに沿った十和田湖のガイドツアーを行う。
十和田西湖畔整備・誘客促進協議会	とくとく十和田湖号の運行、十和田湖への誘客促進PRを行う。
花輪線利用促進協議会	JR花輪線の利用促進のため、花輪線の魅力や沿線地域の観光情報の発信、フォトコンテストなどを行う。
ふれあい森遊会	八幡平地区松館の桜の維持管理、志張のカタクリ観察会など。
まちの案内人協議会	主に山・滝・食・歴史の4分野の観光案内をする団体。
八重桜	小坂町のスマホ・パソコンの同好会。 地域の景色や行事をYouTubeチャンネルで紹介。
米代川源流自然の会	自然を守り、後世の子供たちにまで鹿角の自然の良さを伝えていくため設立。 市指定下川原のトゲウオ生息地保護のための池の除草などを実施。
ロケーションかづの	映画やドラマ、CM、バラエティー番組及び出版物のロケ支援を行う市民ボランティアのフィルムコミッショナ。

5. 学術専門機関

文化財の学術専門機関(大学、研究機関など)は行政と連携し、鹿角地域の歴史文化に関わるさまざまな観点から調査研究を行い、新たな文化財・事象の掘り起こしや価値づけ、保護・保存などの対応を行う。

また、行政が調査研究の成果を文化財所有者や地域に公開・発信し鹿角地域の価値や魅力を損なわず適切な保存・活用していくために必要な指導・助言・協力などを行う。

また、文化財に関するさまざまな団体と連携し、その知見を活かして、鹿角市、小坂町だけでは解決できない課題に関して保存・活用の取組みについて提言を行う。

●学術専門機関

	機関名
大学	秋田大学(国際資源学部地球科学コース、附属鉱業博物館、教育文化学部地域文化学科)/秋田県立大学(システム科学技術学部建築環境システム学科)/秋田公立美術大学(美術学部アーツ＆ルーツ専攻)/国際教養大学(地域連携協働研究センター)/ノースアジア大学(雪国民俗館)/弘前大学(人文社会科学部)/岩手大学(人文社会科学部、地域防災研究センター、平泉文化研究センター、ものづくり技術研究センター)/盛岡大学(文学部社会文化学科)/東北芸術工科大学(芸術学部文化財保存修復学科、芸術学部歴史遺産学科、文化財保存修復研究センター)/東北大(災害科学国際研究所)/國學院大學(観光まちづくり学部)
研究機関など	東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園管理事務所/十和田八幡平国立公園管理事務所盛岡管理官事務所/十和田八幡平国立公園管理事務所鹿角管理官事務所/一般社団法人秋田県建築士会/秋田職業能力短期大学校/岩手県立博物館/もりおか歴史文化館/東北歴史博物館/NPO法人宮城歴史資料保全ネットワーク/大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立歴史民俗博物館/文化庁/国立文化財機構文化財防災センター/国立文化財機構東京文化財研究所/国立文化財機構奈良文化財研究所

6. 秋田県

文化財の保存・活用に関する県の公的な組織は秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室などがあり、円滑な文化財の保存・活用の推進のため、連携に取組む。

(1) 関係する県庁組織

鹿角地域における文化財の保存・活用に関係又は連携が必要とされる秋田県庁内の組織・機関、鹿角地域に関連する審議会などは以下のとおりである。

●鹿角地域の文化財に関わる秋田県の部局・機関

関係部局	内容
教育委員会	生涯学習課文化財保護室 指定文化財の保存・活用など。
	秋田県埋蔵文化財センター 埋蔵文化財の調査・研究など。
	秋田県立図書館 郷土に関する美術工芸品などの収集、展示など。
	秋田県立博物館 歴史・民俗資料などの収集、展示など。
	秋田県立近代美術館 美術工芸品などの収集、展示など。
	秋田県立美術館 美術工芸品などの展示など。
	秋田県立農業科学館 農業に関する学びの提供など。
	北教育事務所・北教育事務所鹿角出張所 生涯学習の推進、ふるさと・キャリア教育など。
総務部	秋田県公文書館 美術工芸品などの収集、展示など。
あきた未来創造部	地域づくり推進課 地域振興に関すること。
観光文化スポーツ部	観光戦略課 観光に関すること。
	誘客推進課 観光に関すること。
	食のあきた推進課 観光、郷土食に関すること。
	文化振興課 文化芸術に関すること。
生活環境部	自然保護課 自然保護に関すること。
農林水産部	農山村振興課 地域振興に関すること。
農業労働部	地域産業振興課 伝統的工芸品に関すること。
産業労働部	産業技術センター 技術振興に関すること。

●秋田県が設置している審議会・協議会

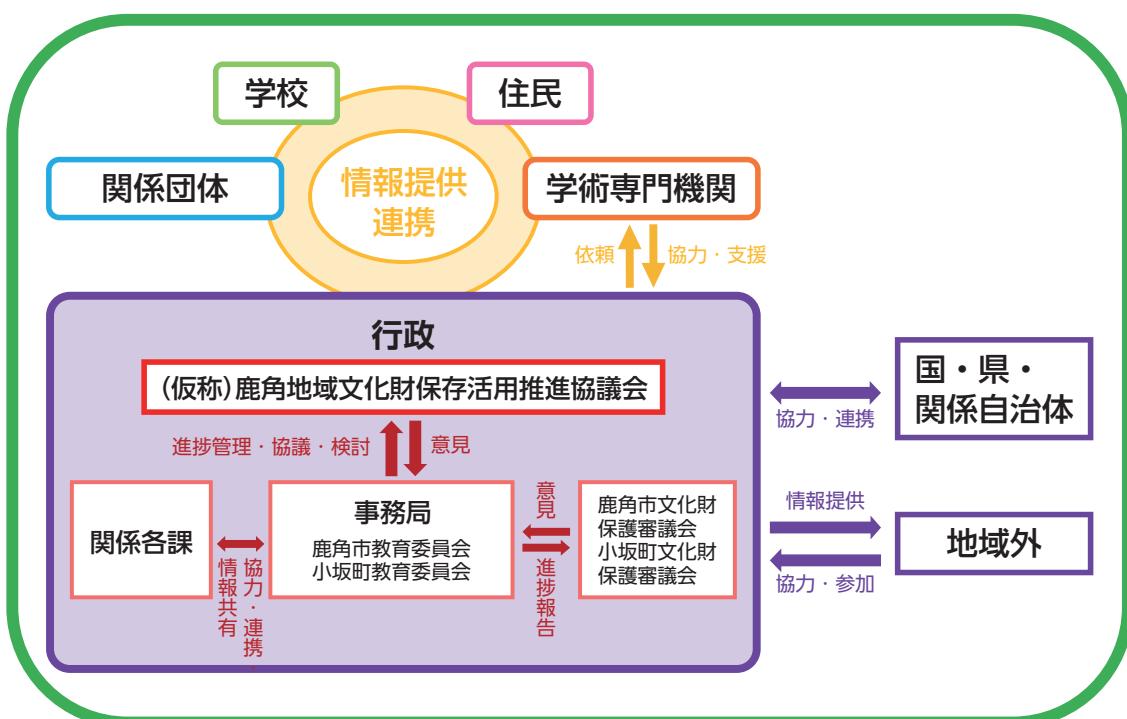
審議会等の名称	審議内容
秋田県文化財保護審議会	文化財の指定や文化財の保存・活用に関する重要事項の審議。
秋田県縄文遺跡群保存活用連絡会議	大湯環状列石と伊勢堂岱遺跡の保存活用に関する連絡会議。

2節 文化財の保存・活用の推進

本地域計画を効果的かつ、計画的に推進していくために「(仮称)鹿角地域文化財保存活用推進協議会」を設置し、行政、地域、関係団体、学術専門機関、県などと連携し、情報交換・共有化、交流連携、協働の取組みを推進する協議の場と位置付ける。また、協議会内に必要な部会を設けることで、具体的な取組みに対して迅速かつ実効性を持って対応できるようにし、鹿角地域の歴史文化を次世代に継承する。市、町にそれぞれ府内推進会議を設置し、鹿角市文化財保護審議会、小坂町文化財保護審議会と行政体制の強化に取組む。

なお、歴史文化を活かした地域づくりではそれぞれの住民などが中心となって取組みが進むよう、国などの支援制度の活用を検討し、活動の後押しや協働の取組みを展開する。

●推進体制



●鹿角市所在指定等文化財件数(令和7(2025)年8月現在)(文化財等の一覧は資料編参照)

類型		国指定・選定	国選択	県指定	市指定	国登録	合計
有形文化財	建造物	0	-	0	2	4	6
	絵画	0	-	0	4	0	4
	彫刻	0	-	3	4	0	7
	工芸品	0	-	0	2	0	2
	書跡・典籍	0	-	0	0	0	0
	古文書	0	-	0	2	0	2
	考古資料	0	-	2	6	0	8
	歴史資料	0	-	0	2	0	2
無形文化財		0	0	0	0	0	0
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	-	1	10	0	11
	無形の民俗文化財	3	(2)	4	14	0	21
記念物	遺跡	1	-	1	1	0	3
	名勝地	0	-	0	0	0	0
	動物・植物・地質鉱物	13(13)	-	2(1)	8	0	23(14)
文化的景観		0	-	-	-	-	0
伝統的建造物群		0	-	-	-	-	0
合計		17(13)	(2)	13(1)	55	4	89(14)

※記念物の動物・植物・地質鉱物の動物には秋田県に生息する地域を定めないものを含み()で表記し、件数に含む。

※記録作成等の措置を講すべき無形の民俗文化財は国無形民俗文化財「大日堂舞楽」、「毛馬内の盆踊」が選定されているため、()で表記し、件数には含まない。

※「0」は指定等の該当が無いもの、「-」は制度が無いもの。

●小坂町所在指定等文化財件数(令和7(2025)年8月現在)(文化財等の一覧は資料編参照)

類型		国指定・選定	国選択	県指定	町指定	国登録	合計
有形文化財	建造物	2	-	1	1	6	10
	絵画	0	-	0	0	0	0
	彫刻	0	-	0	1	0	1
	工芸品	0	-	0	0	0	0
	書跡・典籍	0	-	0	0	0	0
	古文書	0	-	0	0	0	0
	考古資料	0	-	1	2	0	3
	歴史資料	0	-	3	3	0	6
無形文化財		0	0	0	0	0	0
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	-	0	0	0	0
	無形の民俗文化財	0	0	0	2	0	2
記念物	遺跡	0	-	0	3	0	3
	名勝地	1	-	0	0	0	1
	動物・植物・地質鉱物	13(13)	-	2(1)	0	0	15(14)
文化的景観		0	-	-	-	-	0
伝統的建造物群		0	-	-	-	-	0
合計		16(13)	0	7(1)	12	6	41(14)

※国特別名勝及び天然記念物に指定されている「十和田湖及び奥入瀬渓流」は国指定名勝地に含む。

※記念物の動物・植物・地質鉱物の動物には秋田県に生息する地域を定めないものを含み()で表記し、件数に含む。

※「0」は指定等の該当が無いもの、「-」は制度が無いもの。

鹿角地域文化財保存活用地域計画

令和●年●月●日認定

令和●年●月●日印刷

発 行 鹿角市教育委員会・小坂町教育委員会

編 集 鹿角市教育委員会生涯学習課

〒018-5292鹿角市花輪字荒田4番地1

TEL0186-30-0294 FAX0186-30-1140

小坂町教育委員会事務局(小坂町立総合博物館郷土館)

〒017-0201鹿角郡小坂町小坂字中前田48-1

TEL0186-29-4726 FAX0186-29-2207

印 刷 川嶋印刷株式会社
